令和８年９月会議

津幡町議会会議録

令和８年９月４日再開

令和８年９月11日散会

津 幡 町 議 会

令和８年津幡町議会９月会議会議録
目　　次

第１号（９月４日）
１．出席議員、欠席議員 …… 1
１．説明のため出席した者 …… 1
１．職務のため出席した事務局職員 …… 1
１．議事日程（第１号） …… 2
１．本日の会議に付した事件 …… 3
１．再開・開議（午後１時30分） …… 4
１．会議期間の報告 …… 4
１．議事日程の報告 …… 4
１．会議時間の延長 …… 4
１．会議録署名議員の指名 …… 4
１．諸般の報告 …… 4
１．議案上程（議案第49号～議案第66号、認定第１号～認定第９号） …… 5
１．議案に対する質疑 …… 9
１．委員会付託 …… 9
１．散　　会（午後１時58分） …… 10
第２号（９月７日）
１．出席議員、欠席議員 …… 11
１．説明のため出席した者 …… 11
１．職務のため出席した事務局職員 …… 11
１．議事日程（第２号） …… 12
１．本日の会議に付した事件 …… 12
１．開　　議（午前10時00分） …… 13
１．議事日程の報告 …… 13
１．会議時間の延長 …… 13
１．諸般の報告 …… 13
１．町政一般質問 …… 13
14番　道下政博議員 …… 13
３番　東克彦議員 …… 21
１番　池野翔吾議員 …… 25
５番　小倉一郎議員 …… 32
１．休　　憩（午前11時55分） …… 36
１．再　　開（午後１時00分） …… 36
７番　竹内竜也議員 …… 36
２番　柴田洋一議員 …… 43
４番　中島敏勝議員 …… 51
１．休　　憩（午後２時58分） …… 61

１．再　　開（午後３時10分）……61
11番　塩谷道子議員……61
９番　西村稔議員……64
６番　小町実議員……65
１．散　　会（午後３時47分）……69
第３号（９月11日）
１．出席議員、欠席議員……71
１．説明のため出席した者……71
１．職務のため出席した事務局職員……71
１．議事日程（第３号）……72
１．本日の会議に付した事件……72
１．開　　議（午後１時30分）……73
１．議事日程の報告……73
１．会議時間の延長……73
１．諸般の報告……73
１．議案上程（議案第49号～議案第66号）……73
１．委員長報告……73
１．委員長報告に対する質疑……74
１．討　　論……74
１．採　　決……75
１．同意上程（同意第５号）……75
１．質疑・討論の省略……75
１．採　　決……76
１．議会議案上程（議会議案第１号）……76
１．議案に対する質疑……77
１．討　　論……77
１．採　　決……88
１．議員派遣の件……88
１．閉議・散会（午後２時38分）……88
１．署名議員……89

令和８年９月４日（金）

〇出席議員（16 名）

議　長	八十嶋　孝　司	副議長	小　町　　実
1　番	池　野　翔　吾	2　番	柴　田　洋　一
3　番	東　　克　彦	4　番	中　島　敏　勝
5　番	小　倉　一　郎	7　番	竹　内　竜　也
9　番	西　村　　稔	10　番	酒　井　義　光
11　番	塩　谷　道　子	12　番	多　賀　吉　一
13　番	向　　正　則	14　番	道　下　政　博
15　番	谷　口　正　一	16　番	河　上　孝　夫

〇欠席議員（ 0 名）

〇説明のため出席した者

町　　長	吉　田　克　也	副　町　長	坂　本　　守
総　務　部　長	酒　井　英　志	総　務　課　長	田　中　　圭
企　画　課　長	中　嶋　徹　郎	財　政　課　長	杉　田　純　也
町民生活部長	宮　崎　　寿	生活環境課長	福　田　雅　一
健康福祉部長	山　嶋　克　幸	福　祉　課　長	長　田　奈　巳
産業建設部長	松　岡　隆　司	都市建設課長	藏　本　徹　也
会計管理者 兼会計課長	田　中　健　一	消　防　長	山　崎　明　人
消防次長 兼消防署長	新　木　　健	教　育　長	山　本　智　秀
教　育　部　長	北　山　ゆかり	教育総務課長	本　多　克　則
病院事務長	細　山　英　明		

〇職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村　　美　和	議会事務局次長	山　本　慎太郎
総務課担当課長	有　沢　雅　子	総務課副主幹	山　下　雅　裕
企画課係長	上　谷　　武	監理課副主幹	佃　田　直　史

○議事日程（第１号）

令和８年９月４日（金）午後１時30分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸般の報告

日程第３　議案上程（議案第49号～議案第66号、認定第１号～認定第９号）

（質疑・委員会付託）

議案第49号　令和８年度津幡町一般会計補正予算（第３号）

議案第50号　令和８年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第51号　令和８年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第52号　令和８年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第53号　令和８年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第１号）

議案第54号　令和８年度津幡町水道事業会計補正予算（第２号）

議案第55号　令和８年度津幡町下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第56号　津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号　津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第58号　津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号　津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第60号　財産の取得について（令和８年度災害備蓄物資）

議案第61号　財産の取得について（東荒屋地区工場用地）

議案第62号　請負契約の締結について（津幡町防災行政無線更新工事）

議案第63号　請負契約の締結について（６災4759号 町道湖東１号線道路災害復旧工事（その２））

議案第64号　請負契約の締結について（６災4760号 町道湖東１号線道路災害復旧工事）

議案第65号　請負契約の締結について（６災4761号 町道湖東１号線道路災害復旧工事）

議案第66号　請負契約の変更について（６災4759号 町道湖東１号線道路災害復旧工事（その１））

認定第１号　令和７年度津幡町一般会計決算の認定について

認定第２号　令和７年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第３号　令和７年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第４号　令和７年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について

認定第５号　令和７年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について

認定第６号　令和７年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について

認定第７号　令和７年度津幡町病院事業会計決算の認定について

認定第８号　令和７年度津幡町水道事業会計決算の認定について

認定第９号　令和７年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後１時30分

＜再開・開議＞

○八十嶋孝司議長　ただいまから、令和８年津幡町議会９月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○八十嶋孝司議長　本日再開の９月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から９月11日までの８日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長　本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長　あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜会議録署名議員の指名＞

○八十嶋孝司議長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本９月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において13番　向正則議員、14番　道下政博議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長　日程第２　諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第１項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による

報告第９号　健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定による

報告第10号　資金不足比率の報告について。

以上、２件の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の２第３項の規定による令和８年６月分及び７月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定による令和７年度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長　日程第３　議案上程の件を議題とし、議案第49号から議案第66号まで、及び認定第１号から認定第９号までを一括して上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　本日ここに、令和８年津幡町議会９月会議が開かれるに当たり、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

平素から、町政の円滑な運営と発展に向け、多大なる御支援と御尽力をいただいておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

初めに、８月27日からの大雨に伴う災害について御報告いたします。

金沢地方気象台より、８月27日の午前２時04分にレベル３大雨警報、３時16分にレベル４大雨危険警報が本町に発表されたことにより、町では４時10分に災害対策本部を設置いたしました。その後、５時59分にレベル４土砂災害危険警報が発表されたため、本町全域の１万5,354世帯、３万7,497人に避難指示を発令いたしました。避難所も７カ所開設し、最大で12世帯30人の方が避難されました。

この雨はその後も激しく降り続き、線状降水帯が相次いで発生したことにより、石川県では初めてとなるレベル５大雨特別警報が能登地方南部に発表され、羽咋市では観測史上最大となる１時間雨量82ミリを記録するなど、河川の越水や道路の冠水など甚大な被害となりました。

本町におきましては、３年前の令和５年７月豪雨災害を教訓に、未明の大雨にもかかわらず、職員の迅速な参集や避難所の開設など、的確に対応いたしました。

幸いにも本町での人的な被害は報告されておりませんが、数カ所の土砂崩れや河川の護岸崩落などの被害が発生しております。

その後、８月28日の午前７時22分に、大雨及び土砂災害の警戒レベルが２となったことを踏まえ、８時30分に発令中の避難指示を解除、全ての避難所を閉鎖し、９時に災害対策本部を災害警戒本部に切りかえました。

今後も、気象情報に十分注意し、町民の命を守ることを最優先に迅速な意思決定と的確な避難情報の提供に努めてまいります。

また、ことしの夏は、日本各地で大きな地震や豪雨災害が発生しております。

７月18日には熊本県で最大震度７、マグニチュード7.1の地震が観測され、現時点で38人の方が亡くなり、368人の方が負傷されております。

また、８月13日から14日にかけて千葉県を中心に集中豪雨が発生しました。この雨は、気象庁がことし５月に防災気象情報の運用を見直してから初めて、レベル５大雨特別警報と土砂災害特別警報が発表されたものであり、13人の方が亡くなり、46人の方が負傷されております。

さらに、秋田県、福井県、青森県でも集中豪雨が発生し、骨折などの人的被害や多数の住家被害が報告されております。

犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

災害大国といわれる日本では、大規模な自然災害はいつどこで発生するかわかりません。

本町では、町民の皆様が自分の身は自分で守るという自助の意識を高めていただけるよう、防災備蓄用品配付事業を実施しております。

町が制作した防災啓発動画を視聴していただくことで申請することができますが、パソコンやスマートフォンで視聴できない方には、各公民館や役場１階の町民プラザで視聴できる機会を設けておりますので、ぜひ動画を御覧いただき、申請していただきたいと思います。

町といたしましても、各家庭の防災力向上に向けた取り組みを推進するとともに、安全・安心を最優先に防災体制の整備・点検を着実に進めてまいりますので、議会の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、ことしの夏は、日本国内だけでなく、欧米など世界中で記録的な熱波や厳しい暑さに見舞われております。北陸地方におきましても平年より12日遅い８月４日ごろの梅雨明け以降、連日暑い日が続いており、今後も厳しい暑さが予想されます。町民の皆様におかれましては、こまめな水分補給など熱中症対策に十分御注意いただきたいと思います。

それでは、議会７月会議以降の町政の概況について御報告申し上げます。

８月２日、金沢市を中心に開催された第78回石川県民スポーツ大会が閉幕いたしました。

津幡町選手団も上位入賞を目指して健闘し、総合の部において男子、女子ともに６位入賞という結果をおさめました。

競技別では、一般男子の部においてトランポリン、サッカー、ローイング、一般女子の部においてバレーボール、ローイング、壮年男子の部において卓球の計６種目で優勝を果たしております。津幡町選手団の健闘を讃えますとともに、酷暑の中での競技に参加いたしました皆様に深く感謝を申し上げます。

また、議員各位におかれましては、各種競技へ温かい応援をいただきありがとうございました。来年はさらに上位を目指してまいりたいと思いますので、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

８月17日、津幡町中学生海外派遣交流事業の出発式が行われました。８日間の日程で、引率者を含めた派遣団13人がオーストラリア・ニューサウスウェールズ州のノースリッチモンドにあるコロ・ハイスクールを訪問いたしました。

貴重な時間を過ごした中学生10人の代表生徒から、24日の解団式において、体験授業や４泊５日のホームステイについて帰国報告がありました。10月21日には報告会が開催される予定であり、どのような話を聞かせてくれるのか大変楽しみにしております。

引率の先生方におかれましても、事前研修から子供たちの指導・監督に御尽力いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

海外の異なる文化や価値観に触れることで得た新たな視点や経験は、参加した中学生の今後の生活や学びにおいて大きな力となり、将来は、本町さらには日本の未来を担うリーダーとして大きく成長してくれるものと期待しております。

８月31日、日本相撲協会は、９月13日に初日を迎える大相撲９月場所の新番付を発表いたしました。

本町広報特使の大の里関は、横綱として８場所目を迎えます。先場所はけがからの復活ということもあり９勝６敗という成績でしたが、今場所は本来の力強い相撲で、昨年の９月場所以来、横綱として１年ぶり２回目の優勝を飾られることを大いに期待しているところです。

また、欧勝海につきましては、けがにより先場所は勝ち星を上げられず東幕下二枚目に落ちてしまいましたが、しっかりとけがを治し、再び十両、幕内へと復帰する日が来ることを固く信じております。

さらに、本町出身の若焔は、西序二段63枚目とこれからの力士であります。けがには十分注意し、一つ一つ勝ち星を重ね、将来は大の里関、欧勝海とともに、本町、石川県、そして日本全国を大いに盛り上げてくれることを願っております。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第49号　令和８年度津幡町一般会計補正予算（第３号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ７億3,905万2,000円を追加するものです。

まず歳入では、普通交付税の本算定に伴う地方交付税、国庫支出金として土木施設災害復旧事業に係る災害復旧費負担金、防災力強化総合交付金に係る防災費補助金、認定こども園施設整備事業に係る児童福祉費補助金などが増額となるものです。また、県支出金として農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費補助金など、繰入金として財政調整基金繰入金、繰越金として前年度からの純繰越金の確定に伴う増額のほか、町債として道路整備事業に係る土木債、農林及び土木施設災害復旧事業に係る災害復旧債、認定こども園解体撤去事業に係る民生債などが増額となるものです。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、令和８年熊本地震における災害援助派遣費や防災行政無線屋外拡声子局修繕費に係る災害対策費などを増額するものです。

民生費では、国庫支出金等返還金に係る障害者自立支援給付費や、民間認定こども園等施設整備費補助金に係る認定こども園整備事業費などを増額するものです。

衛生費では、給水車等購入費補助金に係る水道事業運営費などを増額するものです。

商工費では、５件の商工業振興促進助成費や４件の補助金となる産業創出支援事業費などを増額するものです。

土木費では、緊急自然災害防止対策事業に係る町道整備事業費などを増額するものです。

教育費では、小中学校の施設修繕等に係る維持補修費や地震による各学校の被災箇所修繕費に係る災害補修費などを増額するものです。

災害復旧費では、令和５年７月豪雨災害による農地及び農業用施設に係る農林水産施設の補助及び単独災害復旧事業費、令和７年８月豪雨による河川の公共土木施設補助災害復旧事業費を増額するものです。

第２表地方債補正は、道路整備事業ほか４事業について限度額を表のとおり変更し、中学校施設災害復旧事業ほか１事業を追加するものです。

次に、**議案第50号**　令和８年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ6,602万8,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に国保事業調整基金を積み立てるほか、国庫支出金等の過年度事業費精算による償還金等を追加するものです。

次に、**議案第51号**　令和８年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,147万5,000円を追加するもので、令和７年度決算による繰越金を財源に後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものです。

次に、**議案第52号**　令和８年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第２号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,867万4,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に介護給付費準備基金を積み立てるほか、国庫支出金等の過年度事業費精算による返還金に係る諸支出金を増額するものです。

次に、**議案第53号**　令和８年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第１号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,075万2,000円を追加するもので、前年度からの繰越金をバス事業調整基金に積み立てるものです。

第２表債務負担行為は、ＥＶバス車両整備費について期間及び限度額を定めるものです。

次に、**議案第54号**　令和８年度津幡町水道事業会計補正予算（第２号）について。

本補正は、給水車及び給水タンク購入費に係る建設改良費として、資本的支出2,952万4,000円を追加するものです。

次に、**議案第55号**　令和８年度津幡町下水道事業会計補正予算（第２号）について。

本補正は、収益的収入として１億895万円を、収益的支出として１億1,680万円をそれぞれ追加するものです。

次に、**議案第56号**　津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院規則の一部改正に準じ、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所、または発生するおそれの著しい箇所において規定する作業に従事した際に支給する手当額について、所要の改正を行うものです。

次に、**議案第57号**　津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和８年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正を受け、個人町民税関係では特定暗号資産取引に係る課税の見直し、固定資産税関係では物価指数等の上昇を踏まえた固定資産税の免税点の見直しについて定めるものです。

次に、**議案第58号**　津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地域再生法の一部改正に伴い、本条例の適用期限を令和10年３月31日まで２年間延長するとともに、対象資産を明確化するものです。

次に、**議案第59号**　津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について。

本案は、印鑑登録証明書の交付申請において、印鑑登録証にかえて提示できるものに特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える改正を行うものです。

次に、**議案第60号**　財産の取得について。

本案は、令和８年度災害備蓄物資として、パーティション120張、簡易トイレ50個、簡易トイレ用ワンタッチテント50個、簡易トイレ用ハンディーバッテリー50個及びポータブル電源40個を新たに購入するもので、指名競争入札の結果、2,849万円で長野ポンプ株式会社が落札いたしました。

現在、仮契約を締結中でありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の承認をお願いするものです。

次に、**議案第61号**　財産の取得について。

本案は、東荒屋地区工場用地として、津幡町字東荒屋197番ほか63筆、合計４万6,587平方メートルの土地を、相手方22人との土地売買契約により9,683万8,720円で取得いたしたく、地方自治

法及び関係条例の規定により議会の議決をお願いするものです。

次に、**議案第62号**　請負契約の締結について。

本案は、津幡町防災行政無線更新工事の請負契約について、制限付き一般競争入札の結果、７億920万800円で株式会社ミライト・ワン北陸支店が落札いたしました。

次に、**議案第63号**　請負契約の締結について。

本案は、６災4759号　町道湖東１号線道路災害復旧工事（その２）の請負契約について、制限付き一般競争入札の結果、１億3,222万円で株式会社金沢舗道が落札いたしました。

次に、**議案第64号**　請負契約の締結について。

本案は、６災4760号　町道湖東１号線道路災害復旧工事の請負契約について、制限付き一般競争入札の結果、１億1,110万円で三友工業株式会社が落札いたしました。

次に、**議案第65号**　請負契約の締結について。

本案は、６災4761号　町道湖東１号線道路災害復旧工事の請負契約について、制限付き一般競争入札の結果、１億2,683万円で辰村道路株式会社が落札いたしました。

議案第62号から議案第65号までの４件の請負契約の締結につきましては、現在、それぞれ仮契約を締結中でありますが、関係条例の規定により議会の承認をお願いするものです。

次に、**議案第66号**　請負契約の変更について。

本案は、本年７月会議において議決された、６災4759号　町道湖東１号線道路災害復旧工事（その１）の請負契約の変更について、議会の議決をお願いするものです。

同工事は、制限付き一般競争入札により7,661万5,000円で北川ヒューテック株式会社が落札し、請負契約を締結しておりましたが、インフレスライド条項の適用及び既設舗装版の厚さが当初の想定を上回ったことに伴う処分費用等の増加により、契約金額を1,417万7,900円増額し、総額9,079万2,900円とするものであります。

現在、仮契約を締結中でありますが、関係条例の規定により議会の承認をお願いするものです。

続いて、**認定第１号**から**認定第９号**までにつきましては、令和７年度津幡町一般会計決算、５件の特別会計決算及び３件の事業会計決算の認定に係るものであります。

このほど、会計管理者及び３事業会計の管理者より各決算書の提出がございましたので、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものです。

以上、本９月会議に御提案いたしました全議案の概要を御説明申し上げました。各常任委員会におきましては関係部課長より詳細に御説明いたしますので、原案どおり決定、承認、並びに認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

＜議案に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長　これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○八十嶋孝司議長　ただいま議題となっております議案第49号から議案第66号まで、及び認定第１号から認定第９号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜散　　会＞

○八十嶋孝司議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時58分

令和８年９月７日（月）

〇出席議員（16 名）

議　長	八十嶋　孝　司	副議長	小　町　　実
1　番	池　野　翔　吾	2　番	柴　田　洋　一
3　番	東　　克　彦	4　番	中　島　敏　勝
5　番	小　倉　一　郎	7　番	竹　内　竜　也
9　番	西　村　　稔	10　番	酒　井　義　光
11　番	塩　谷　道　子	12　番	多　賀　吉　一
13　番	向　　正　則	14　番	道　下　政　博
15　番	谷　口　正　一	16　番	河　上　孝　夫

〇欠席議員（ 0 名）

〇説明のため出席した者

町　　長	吉　田　克　也	副　町　長	坂　本　　守
総務部長	酒　井　英　志	総務課長	田　中　　圭
企画課長	中　嶋　徹　郎	財政課長	杉　田　純　也
町民生活部長	宮　崎　　寿	生活環境課長	福　田　雅　一
健康福祉部長	山　嶋　克　幸	福祉課長	長　田　奈　巳
健康推進課長	長　　陽　子	子育て支援課長	管　田　邦　雄
産業建設部長	松　岡　隆　司	都市建設課長	藏　本　徹　也
農林振興課長	奥　村　利　勝	会計管理者 兼会計課長	田　中　健　一
消　防　長	山　崎　明　人	消防次長 兼消防署長	新　木　　健
教　育　長	山　本　智　秀	教育部長	北　山　ゆかり
教育総務課長	本　多　克　則	学校教育課長	霜　　明　晃
生涯教育課長	西　島　武　夫	病院事務長	細　山　英　明

〇職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村　　美　和	議会事務局次長	山　本　慎太郎
総務課担当課長	有　沢　雅　子	総務課副主幹	山　下　雅　裕
企画課係長	上　谷　　武	監理課副主幹	佃　田　直　史

○議事日程（第２号）

令和８年９月７日（月）午前10時00分開議

日程第１　諸般の報告

日程第２　町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開　　議＞

○八十嶋孝司議長　本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長　本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長　あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長　日程第１　諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第１項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

＜町政一般質問＞

○八十嶋孝司議長　日程第２　これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように、的確な質問をお願いします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

14番　道下政博議員。

〔14番　道下政博議員　登壇〕

○14番　道下政博議員　14番、道下政博です。

今回は、４点の質問をさせていただきます。全て防災関係ということでお願いをいたします。

それでは最初に、避難所となる学校体育館のエアコン設置の早期実現をということで質問をさせていただきます。

この学校体育館のエアコンの設置については、今回で７回目の質問となります。

さきの６月会議一般質問で６回目の質問を行っており、２回連続での学校体育館にエアコンの設置への一般質問は初めてとなります。周りからは、執念深いねと、しつこい一般質問だなと思われているということは、十分承知の上で質問させていただきますので、御容赦のほどお願いをいたします。

６月会議一般質問での吉田町長からの答弁では、令和10年中に２中学校の体育館のエアコン設置に向け実施設計を完了したいとの具体的な答弁を初めていただくことができました。大きく具体的に前進したなと思って喜んでおりましたところでありました。

ところが、翌月の７月28日16時27分の熊本地震、マグニチュード7.1、最大震度７のまさかの地震が発生いたしました。

10年前の2016年にも熊本地震があり、現在は、復旧、復興途中であります。まさか、わずか10年後に、前回以上の地震が来るとは誰も予測してはおりませんでしたので、驚きは隠せません。

10年前の地震後の復旧復興もまだまだ途中状況であり、さらに次の地震に襲われ、今後の復旧、復興はさらに大変だろうなと容易に想像することができます。

特に、避難所の受け入れです。地域住民の避難所である学校体育館にエアコンがない、段ボールベッドも十分にない状態に、ネット上では大きな批判の声が目立ちました。また、その後の対応の悪さにも批判殺到でありました。熊本県内では、前回の地震後10年経過しておりましたが、今回の避難所となる学校体育館のエアコンの設置率が20.9％と低かったことを聞いたときは、驚きました。なぜなら、10年前にあれだけ厳しい地震被害を受けた熊本県が、避難所となる学校体育館のエアコンンの設置が、10年経過していても完了していなかったことが、信じられなかったからであります。なんで国がエアコン設置のための資金を助成して体育館のエアコンを設置しておかなかったのかと、ネット上ですさまじい批判がありました。

また、避難者の方々が、体育館の床に毛布やブルーシート等の敷物を敷いて雑魚寝をしている映像にも批判が殺到していました。先進国ではあり得ないと。

15年前の3.11東日本大震災や10年前の熊本地震、そして、２年半前の能登半島地震の時から何も進歩していないことに批判が殺到しているのです。私も目を疑いました。多くの人が同じ思いだったのではないでしょうか。その中で、ただ一つ救われたのは、夏休み期間中ということで、エアコンが整備されている教室を活用し、避難所として利用することができたことであります。

夏休み期間限定ではありましたが、エアコンを活用できたことでありました。これについては、よかったと思っております。

仮に、この地震の期間が少しでもずれていれば、大きな混乱が生じていたことは間違いないだろうと考えられます。結果的に最悪は免れることができたことはよかったことであります。

公明党は、令和６年11月７日、当時の石破首相に提出した総合経済対策への提言で、スフィア基準の導入など避難所環境の大幅改善を訴えております。

この提言では、全国の避難所の総点検を実施し、ＴＫＢ(トイレ、キッチン、ベッド)の迅速配置などによる環境改善の総力を挙げての取り組みを要請いたしました。また、災害時に避難所となる学校体育館への空調設備については、５年をめどに設置率100％を実施するよう主張しておりました。

ちょうど、今回の一般質問原稿の作成中の８月26日水曜日の北國新聞25面に、政府は災害時の避難所に指定されている小中学校体育館などの冷房設置率を100％にする計画について、2035年度までとする現行日標を５年程度前倒しする方向で調整に入ったとの記事が目に入りました。
大規模地震や豪雨などの災害が相次ぐ中、自治体間で設置率の差が大きく、夏場の災害発生に早急に備える必要があると判断したとの記事でありました。

私は、その記事を見て、よかったと、これで学校体育館にエアコンの設置の質問をしつこくしなくても５～６年以内には、町の予算には大きな負担をかけずに、エアコンがつくようになるのではないかとの喜びの思いが込み上げてまいりました。南海トラフ沖地震がいつ起きても不思議ではないと言われており、首都直下型地震もいつ起こるかわからないとも言われております。

その二つの大地震よりも早く起こる確率が高いとも言われている、森本富樫活断層を震源とする大地震が起こるその前に、町民の避難所となる学校体育館のエアコンの設置が、ひょっとした

ら間に合うかもしれないとの希望が出てきたことが、今の私の偽らざる気持ちであります。

貿間はここで終わりますが、吉田町長の今のお気持ちと、今後の取り組み姿勢とスケジュールについて質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　道下議員の避難所となる学校体育館のエアコン設置の早期実現をとの御質問にお答えいたします。

避難所となる学校体育館のエアコン設置につきましては、令和８年６月会議の議員からの一般質問において、令和10年度までには中学校の体育館の空調設備整備設計を行うとの方針を表明させていただきました。

議員の御意見のとおり、地震や水害等の大規模災害発生時には、避難所の環境が避難者の健康維持に極めて重要になります。本町におきましても、令和５年の豪雨災害や令和６年の能登半島地震の際に多くの避難所が開設されており、避難者の健康と快適性の確保が重要であると認識しております。

令和８年７月に発生した熊本地震において、避難所として多用される体育館に空調設備が整備されていない所が多かったことを鑑み、文部科学省からは、避難所運営に当たって冷房設備のある学校の教室の活用を求める通知が出されました。

本町におきましても、災害時には、必要に応じて空調設備が設置されている特別教室を避難所として活用するほか、各校の体育館に配備した移動式エアコンを使用することにしておりますが、これは緊急的な対応であり、避難所の設置が長期にわたる場合には、学校運営に支障が出ることや、大人数の避難者には対応できないなどの課題があります。

近年の異常気象ともいえる猛暑の中、避難所となる学校体育館の空調設備整備は、もはや喫緊の課題であり、本町としても、できる限り早急に整備に着手したいという強い決意を持っております。

そのため、令和10年度までに中学校体育館の空調設備整備設計への着手を予定しておりましたが、それを前倒ししてできるだけ早く設計に着手し、少しでも早く空調設備が整備できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

教育施設の整備計画を踏まえ、財源確保と整備方法の検討を加速させ、指定避難所となる学校の体育館への空調設備設置が一日も早く実現できるよう、スピード感を持って取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　道下政博議員。

○14番　道下政博議員　ありがとうございます。前向きなご答弁ありがとうございます。

国のほうから、また県のほうから具体的なスケジュール等は出ておりませんので、これからとなることだと思いますが、１日でも早く実現できるように全力でお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、２番目の質問に移ります。

避難所の環境改善へ、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準の導入を基本に、今後予想される災害時の準備をということで質問をいたします。

2024年12月会議一般質問でも紹介いたしました、公明新聞2024年11月13日付記事の抜粋紹介か

ら始めます。

日本では、災害のたびに避難生活の質の問題が指摘される。公明党は、避難所の環境改善へ、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示す、スフィア基準の導入などの取り組みを公約に掲げて、推進している。同基準の内容とともに、支援現場から避難生活の質の向上を訴える登山家、野口健さんのコメントが紹介されています。

スフィア基準は、1990年代にアメリカの難民キヤンプで多くの人々が亡くなったことを受け、戦争や災害を想定し、国際赤十字などがつくったものでありす。

スフィア基準の基本理念として、

１番目、被災者には尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利がある。

２番目、苦痛を軽減するため、実行可能な手段が尽くされなければならないの２つを掲げ、人道支援における考え方や、最低限満たすべき基準を示している。主な支援分野では、水、衛生、食料、栄養、避難所、避難先の居住地、保健医療を掲げ、達成度を図るための指標として具体的な数値を示している。

例えば、１番目として、１人１日当たり最低15リットルの水を確保する。

２番目には、１人当たりの居住空間は、最低3.5平方メートル。

３番目、トイレは20人につき１つ以上、男女比は１対３のほか、プライバシ―の確保など、選難所運営の目安として活用できる。

以上の３点であります。

日本では、2011年の東日本大震災を踏まえて、2016年４月に策定された国の選難所運営ガイドライン、指針、参考にすべき国際基準として同基準が明記され、自治体でも取り入れる動きが出てきています。

公明党は、2024年11月７日、当時の石破首相に提出した総合経済対策への提言で、スフィア基準の導入など避難所環境の大幅改善を訴えました。

この提言では、全国の選難所の総点検を実施し、ＴＫＢ(トイレ、キッチン、ベッド)の迅速配置などによる環境改善の総力を挙げての取り組みを要請いたしました。

また、災害時に避難所となる中学校体育館への空調設備については、５年をめどに設置率100％を実現するよう主張しています。

記事の後半には、登山家の野口健さんの言葉が印象的でありました。

どの被災地を訪れても日本の被災者は声を上げない。我慢するのが当たり前との風潮がある。10年前の熊本地震では、建物の崩壊などによる直接死よりも、避難生活に伴う体調悪化で亡くなる関連死が４倍以上だったことを考えると、避難所の環境改善は重要だ。風雨をしのぐだけでなく、傷ついた人たちの命をつなぎ、少しでも気持ちが前向きになれる空間でなければならない。イタリアでは、ボランティアが避難所運営にすぐに駆けつけ、温かい料理を提供する体制を整えている。海外の事例も参考に災害を念頭にした、日本版スフィア基準のようなルールをつくるべきだと。さらに、１月の能登半島地震では、避難所の格差が露呈したと感じた。

避難所運営は被災した基礎自治体が担うが、職員自身も被災して疲弊する中では限界があり、周辺自治体の協力体制を今以上に充実させる必要がある。また、最前線で活躍する民間ボランティア団体が息の長い活動をするには、国の財政支援を含めたバックアップ強化が必要だ。災害時の１日は、平時の１日と違い、生きるか死ぬかに直面する。

国では、防災庁創設の動きがありますが、知識や経験が豊富な民間団体と密接に連携した迅速な支援に向け、司令塔の役割を果たしてもらいたい。体育館の空調設備や段ボールベッドなど資材の備蓄を進めるとともに、テント村も選択肢の一つとして避難生活の向上へ議論を加速させるべきだとのコメントがありました。

2024年11月13日付公明新聞抜粋記事を紹介させていただきました。

被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を超え、今後予想される災害への備えを着々と整えておく、整えていくことが、どうしても必要であると私は考えております。少し時間はかかったとしても、津幡町民を守ることができる、いざという時こそ、一人も見捨てず、一人一人を大切にする津幡町として、温かく、安心して、長く住みたいと思っていただける津幡町を目指してほしいとの願いを込めて、スフィア基準を超える準備を行っていくように要望をさせていただきます。

酒井総務部長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長　酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長　登壇〕

○酒井英志総務部長　避難所の環境改善へ、予想される災害時の準備を万全にの御質問にお答えいたします。

災害時において、被災された方々が単に命をつなぐだけではなく、尊厳を保ちながら安心して生活できる環境を確保することは、大変重要なことであると認識しております。

スフィア基準は、災害や人道危機において、被災者が尊厳ある生活を営むために必要な最低限の基準を示すものであり、避難所における水、食料、衛生、居住空間、プライバシーなど、被災された方々の生活環境を考える指標の一つです。

本町におきましても、令和５年７月豪雨及び令和６年能登半島地震における避難所運営の経験を踏まえ、昨年度に準備した移動式エアコンやトイレカーの導入に加え、本年度は、パーティションや簡易トイレ、ポータブル電源の購入により、避難所の生活環境の改善や防災備蓄品の拡充などに取り組んでいます。

特に、災害が長期化した場合には、避難所での生活が長期間続くことも想定されることから、プライバシーの確保、トイレや衛生環境、空調、食事、女性や高齢者、障害のある方などへのきめ細やかな配慮が不可欠となります。

スフィア基準の理念を全て具現化していくには、施設の制約や財源、人的体制などさまざまな課題がありますが、本町といたしましては、この基準を目標としつつ、まずは町として優先すべき課題を的確に整理し、計画的な環境改善と備蓄の充実に努めてまいります。

また、災害時には、行政だけで全ての対応を担うことは困難であることから、自助や共助の取り組みを促すとともに、地域の自主防災組織や関係機関などとの連携をさらに深め、地域全体で被災された方々を支える体制づくりにも取り組んでまいります。

議員からいただいた、いざという時こそ、一人も見捨てず、一人一人を大切にする津幡町という思いは、町としても大切にすべき考え方であると受け止めており、災害時は被災者一人一人に寄り添った丁寧な対応が必要になります。

災害はいつ発生するかわからず、また近年はこれまでの想定をはるかに超える規模の災害が発生しております。

だからこそ、災害が起きてから対応するのではなく、平時から必要な備えを一つ一つ積み重ねていくことが重要であると考えております。

今後も、限られた財源や人的資源を有効に活用しながら、優先順位を見極め、避難所の環境整備、防災資機材の充実、要配慮者への支援、地域との連携など、できることから着実に取り組み、町民の皆様が災害時においても安心して過ごすことのできる防災体制の構築に努めてまいります。

そして、災害時に、一人も取り残さないという視点を大切にし、町民の皆様の生命と尊厳を守ることを第一に、長く住み続けたいと思っていただける安全・安心な津幡町の構築に向けて、全力を尽くしてまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長　道下政博議員。

○14番　道下政博議員　答弁ありがとうございます。

理念としては十分理解していただいていると思います。具体的に、例えばダンボールベッド等の配置をですね、しっかりと確実に進めていただいて、受け入れられるような政策を今後も進めていただきたいと思います。

それでは、３点目の質問に移ります。

災害時に必要な各家庭の電源(ポータブル電源)確保に町からの補助をということで質問させていただきます。

大地震や豪雨災害時に大きく役に立つ各家庭のポータブル電源(持ち運べる大容量バッテリー)が各家庭に配置できれば、こんな安心はないと考えます。

大災害時には、必ずといっていいほど、電気・上下水道・ガス等が使えなくなってしまうことが多く、避難所は混雑していて、落ち着く場所を確保するのが大変な場合が予想されます。発災後の住宅は、何とか雨露はしのげる状態であり、結果、避難所に行かないまでも、何とか自宅での避難ができるような家であった場合でも、発災後の安否確認や災害情報を取得するには、どうしても必要な携帯電話等の充電ができるポータブル電源は、まず必要ではないでしょうか。

充電容量にもよりますが、ことしの夏のような暑い季節では、冷房の必要性や最低でも扇風機だけでも動いてくれれば助かります。また夜間の照明にも使うことができ、重宝すること間違いないわけであります。家庭用ポータブル電源の本体購入価格は、ピンキリではあります。安価なものでは数万円からありますが、やはり安価なものはすぐに充電切れとなってしまう欠点があります。扇風機や電気ヒーター等を動かすためには大きな容量が必要なポータブル電源の購入費用は、高額なものでは10万円や20万円以上するものも多く、際限が在りません。

今回私が提案させていただきたいのは、特に携帯電話の充電を基本に、せめて家族人数掛ける３～４日間分ぐらいは充電でき、扇風機をせめて１日だけでも回せるぐらいの容量は必要ではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

最近の電気自動車や、ハイブリッド自動車等には携帯電話の充電ができるソケットが準備されているものや、キャンプに使用できて電熱器を使うこともできる電気自動車も多くなってきているようにも思いますので、災害時に役立つこととなるものと期待しておりますが、そうでない方は、いざという時のための準備を整えられるように町からのポータブル電源購入補助を行っていただきたいと提案いたします。

吉田町長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　災害時に必要な電源確保に町からの補助金をの御質問にお答えいたします。

ポータブル電源につきましては、停電を伴う災害が発生した場合に、スマートフォン等の通信機器の充電や照明、その他の電源確保に活用できることから、各家庭における備えとしても有用性があると認識しております。

本町といたしまして、そのような有効性を踏まえ、避難所用のポータブル電源を整備するため、令和８年度災害備蓄物資購入に係る財産の取得として、本９月会議に議案を提出したところです。

ポータブル電源は、各家庭のライフスタイルや必要とする電源容量も異なり、容量や性能によって価格に大きな幅があります。また、保管場所や使用方法、災害時の安全な取り扱い、経年劣化や廃棄方法についても留意する必要があることから、町が一律に個人の購入に対し購入費を補助することについては、慎重に検討する必要があると考えております。

本町といたしましては、町民の皆様の生命と身体を守るため、まずは避難所の環境整備や防災備蓄品の充実、情報伝達体制の強化など、町全体としての防災・減災対策を優先して取り組むことが重要であると考えております。

こうしたことから、現時点において、町独自のポータブル電源購入補助制度を新たに創設することについては考えておりません。

しかしながら、８月27日からの豪雨災害や全国各地における大規模な災害の頻発化を踏まえますと、停電時における各家庭での電源確保の重要性は高まっております。

このため、今後、国・県における支援制度の動向、他自治体の取り組みなどを注視するとともに、町民に対し防災用品の備蓄を含めた日ごろからの備えに関する自助や共助に関する情報提供を行うなど、家庭における防災対策の普及啓発に努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　道下政博議員。

○14番　道下政博議員　ぜひとも研究を進めていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の４番目の質問を行わせていただきます。

感震ブレーカー設置促進に向け、町民の理解を深めるための広報の充実を図れということで質問させていただきます。

地震による火災を防ぐために、令和７年７月１日から、石川県から感震ブレーカー設置促進事業費補助金受付が始まりましたが、活用があまり進んでおらず、本年５月から津幡町でも補助が始められていますが、まだまだ、設置率が進んでいない、上がっていない状況であると８月の全員協議会の席上、報告がありました。

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して、自動的に電気を止めることで、電気火災を防ぐ器具であります。地震では、停電復旧時の通電が原因で火災が起きることがありますが、感震ブレーカーは、不在時でも自動で電気を止めて火災を防ぎます。

令和７年５月に公表した、石川県地震被害想定調査結果では、全家庭に感震ブレーカーを設置した場合、火災による死者数が約６割低減する結果となっています。

補助率は、県からは約２分の１、さらに町からは４分の１、合わせて４分の３が補助されてい

るものでありますので、町民の皆さんに必要性が理解されれば、もっともっと設置率の向上と補助金活用が進むのではないかと思っております。

例えば、津幡町防災備蓄用品配布事業の人気がすごいと伺っております。９月16日からは、各地区説明会が随時始まるようでありますので、その場でも感震ブレーカーの設置促進のＰＲを。

また、チラシの配布の実施を行うのもよいのではないでしょうか。

また、グッズの配布の折には、感震ブレーカーの必要性と補助金の説明やチラシを渡すなど徹底して推し進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

山崎消防長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長　山崎消防長。

〔山崎明人消防長　登壇〕

○山崎明人消防長　感震ブレーカーの設置促進に向け、理解を深めるための広報の充実を図れとの御質問にお答えいたします。

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断することで、地震後の電気火災の発生を抑制する有効な防災対策の一つであり、住宅における出火防止を図る上で、その設置促進は重要であると認識しております。

石川県では、昨年７月１日から、感震ブレーカーの購入・設置に要する費用の２分の１、上限３万円を補助する、感震ブレーカー設置促進事業費補助金制度を開始しております。

本町におきましても、本年５月に、感震ブレーカー設置促進補助金交付要綱を制定し、購入・設置に要する費用の４分の１、上限１万5,000円を補助する制度を設け、県の補助制度にあわせ、昨年７月設置分から補助を行っております。

本年９月１日現在の町補助金の申請状況につきましては、申請件数13件、世帯数14世帯、補助金額の累計11万7,400円となっております。

石川県及び本町の設置促進補助金は、個人での申請に加え、町内会単位など、団体による申請も受け付けております。さらに、本町では、土曜、日曜、祝日を問わず補助金申請の受け付けを行っております。

これまで本町では、区長会や地区回覧、町ホームページ、広報紙、ＳＮＳなどを活用し、感震ブレーカーの有効性や補助金についての周知を図ってまいりました。

それでも、普及が進まないのは、議員の御指摘にもある、感震ブレーカー設置の必要性が町民に浸透してないということが１つの要因と思われます。また、感震ブレーカーの認知度や電気火災を防ぐ効果、製品選びの難しさも普及が進まない要因として考えられます。

このため、今後はこれまでの広報に加え、町防災総合訓練や地域の防災訓練、また防災講座などの機会を活用し、感震ブレーカーを設置することの有効性、製品の種類、具体的には分電盤タイプや簡易タイプなど、それぞれの住宅の状況に応じた製品の選択や設置方法についても、町民の皆様にわかりやすい情報発信に努めてまいります。

さらに、ケーブルテレビのチャンネルつばたにおいて、火災予防を呼び掛ける番組を制作する予定にしております。その中でも感震ブレーカーの必要性や有効性について、わかりやすい内容の動画で周知していきたいと考えております。

今後とも、地震による電気火災の防止に向け、感震ブレーカーの設置促進と普及啓発に取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　道下政博議員。

○14番　道下政博議員　能登半島地震のときに輪島市で火災が起きました。

あの火災については、おそらくこの漏電ということで、地震で壊れたお宅が、時間が経つと電気を元に戻すわけですね、そうすると、そこから発火をして火災が起きた。それが延焼して大きな犠牲になったということであります。

そういう意味では、身近なところで苦い経験をしております。そういう意味では、この感震ブレーカーが少しでも面的に進めば、特に住宅地が混雑している地域などを中心に、また古い住宅があるところなどを中心にですね、この感震ブレーカーの設置が進めば、少しでも地震による火災を減らすことが可能になると思いますので、ぜひとも進めていただければというふうに思っております。

それでは、私からの14番、道下政博の４点の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長　以上で、14番　道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、３番　東克彦議員。

〔３番　東克彦議員　登壇〕

○３番　東克彦議員　３番、東克彦です。

通告に従い、今回は３問の質問をさせていただきます。

まず初めに、全世代型防災リーダー育成プログラムを展開せよでございます。

先週９月４日金曜日なんですけれども、18時30分からシグナスの３階で、開催されました、津幡町災害ボランティア講座、こちらのほうに参加させていただきました。

その際、地震の教訓を生かすボランティアというテーマでボランティアの力と支援の形というものを学ばせていただきました。

後半のワークショップでは、私が混ぜていただきましたテーブルでは、清水区で、防災士の皆さんが中心になりまして避難訓練を推進し、御自身もそのために日々のトレーニングで貯筋をしているというお話や、自助共助を高めるために向こう三軒両隣の近助を推奨しているという素敵なお話が聞けました。

また、私も実際に愛媛県松山市に行ったのですが、松山市では産官学民と連携し、全世代に切れ目なく防災教育を実施しているという事例がございます。

小学生、中学生、高校生は、ジュニア防災リーダークラブ。そして大学生は、防災リーダークラブ。また地域住民、学校教員、企業の社員や福祉職員は、防災士エデュケーターとして全世代・全職域で防災リーダーの育成プログラムを構成しております。こちらのほうでは、小学生から高齢者まで途切れることなく防災学習を展開しております。防災教育推進協議会では、防災教育プログラムを評価し、防災リーダー育成センターで防災教育プログラムの改善、そして実践を行っております。

当町においては、防災備蓄用品配布事業で町民の自助の意識が高まり、知識を深めるよいきっかけとなっております。しかし、地域防災力を高めるためには共助は必要でございます。この共助の意識と知識、こちらの向上をもっともっと進める必要性があると感じております。また、防災士の活動・活躍の場を創出するためにも防災リーダー育成プログラム（津幡版）を作成する必要があるのではないでしょうか。

全国からも一目置かれる津幡町人材育成プログラムで、町民の誰もが主役になれる人づくりを検討し、今後展開すべきではないかと私は考えております。

そこで、全世代型防災リーダー育成プログラムを展開せよと質問させていただき、町長の答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　東議員の全世代型防災リーダー育成プログラムを展開せよとの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、災害時における地域防災力を高めるためには、自分の命を自分で守る自助に加え、地域で助け合う共助の力を高めていくことが重要であると認識しております。

本町におきましても、これまで防災総合訓練の実施、防災士の育成、各自主防災組織における活動などを通じて、町民の防災意識の向上や地域防災力の強化に取り組んでまいりました。

また、本年８月から実施しております防災備蓄用品配布事業につきましても、各家庭における日ごろからの備えを促すとともに、町民の皆様に防災について改めて考えていただく機会の一つになっているものと考えております。

一方、松山市の事例につきましては、人口規模や行政組織、大学等の教育研究機関との連携体制など、本町とは異なる環境の中で実施されているものであります。そのため、その取り組みをそのまま本町に導入することについては、本町の地域特性や既存の取り組み等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。

また、新たに津幡版防災士リーダー育成プログラムを構築するためには、対象とする世代や職域、教育内容、実施主体、指導者の確保、継続的な運営体制など、整理すべき課題も多くあるものと認識しております。

本町といたしましては、まず毎年実施している防災総合訓練、各自主防災組織や地区における活動、防災士との連携、学生への防災教育など、現在実施している取り組みを着実に充実させていくことが、地域防災力の向上につながるものと考えております。

したがいまして、現時点におきましては、新たに全世代型の防災リーダー育成プログラムを作成し、体系的に展開することは考えておりません。

今後につきましては、現在実施している防災教育や地域における防災活動の状況を踏まえ、それぞれの取り組みの効果や課題を検証しながら、幅広い世代の町民の防災意識の向上と地域防災力の強化につなげてまいりたいと考えております。

特に、将来の地域防災を担う若い世代や、日ごろから地域活動を支えていただいている方々が防災への関心を強く持ち、災害時に地域の中で主体的に行動していただくことは、地域防災力の向上を図る上で大変重要であると認識しております。

そのため、町内の学校と連携し、災害に関する基礎知識やハザードマップ等の防災情報の紹介など、積極的な防災教育の実施により、若い世代の防災人材の養成を図ってまいります。加えて、津幡町防災士連絡協議会組織を具体的に活用すべく、11月に会議を開催する予定としております。そして、その機会に防災士相互の情報交換や研修の場を設けるとともに、防災士や自主防災組織とのさらなる連携を図り、それぞれの立場や役割に応じた防災活動への参加を促してまいります。

このような取り組みを通じて、地域の中で防災を担う人材の継続的な育成につなげていくこと

が重要であると考えており、今後の活動状況や地域のニーズ、取り組みの課題等を見きわめながら、より効果的な防災教育や人材育成のあり方について、引き続き検討してまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　東克彦議員。

○３番　東克彦議員　再質問はございません。

ただ、ことしの11月に防災士の連絡協議会等々を動かし始め、意見交換、そしていろんな交流が今後進むことを非常に期待した答弁をいただいております。

ちょっとこれにまた関連した内容が、次の２問目の質問でもございますので、引き続き、質問をさせていただきます。

次は、避難訓練コンサートを実施せよでございます。

先月、津幡南中学校ＰＴＡによるシグナスで開催されました、夕涼みコンサートに行かせていただきました。シグナス少年少女合唱団の明るく元気な歌声、津幡南中吹奏楽部と金沢桜丘高校吹奏楽部の迫力ある演奏と見せるパフォーマンスで観客のみなさんを感動の渦に巻き込んでいただきました。

私はふと、そんな時に災害があったらどうするんだろうと、けがなくスムーズにみんなが避難できるのだろうかと非常に心配になりました。そこで、全国に先行事例がないか調べてみました。

そうすると、佐賀県鹿島市では市民文化ホールで開催されました、かしま防災フェスタで演奏中に避難訓練を行う、避難訓練コンサートを実施しておりました。

陸上自衛隊第４音楽隊の演奏中に実施した訓練でありまして、コンサートのどのタイミングで訓練があるのかを観客には知らせず、実際に想定する災害・避難ルートをその場で伝え、そして実際に訓練を実施したというものでございます。また、訓練終了後にはホールに戻ってきて防災講話を行い、演奏を再開して楽しんでもらったそうでございます。

我が津幡町には、津幡中・津幡南中の吹奏楽、こちらを中心にさまざまな年齢層の方々による演奏で、町民の豊かな心を育んでいる津幡町文化会館シグナスがございます。このシグナスで鹿島市のような自衛隊の音楽隊や石川県警の音楽隊による避難訓練コンサートを計画してはいかがだろうかと提案させていただきます。

もしも、中学の吹奏楽部とのコラボで観客を魅了するチャンスがあれば、避難訓練の際に、町民が中学生とともに避難行動ができ、多くの学びがあるのではないでしょうか。

そこで、避難訓練コンサートを実施せよと質問させていただき、町の答弁を求めます。。

○八十嶋孝司議長　西島生涯教育課長。

〔西島武夫生涯教育課長　登壇〕

○西島武夫生涯教育課長　避難訓練コンサートを実施せよとの御質問にお答えいたします。

文化会館シグナスでは、町民の方に向けた自主事業として、その目的に応じ、良質な公演を提供する鑑賞型事業、町民に広く芸術文化に親しんでもらう普及型事業、町民みずからが公演に出演する参加型事業を行っております。令和７年度は、鑑賞型を６事業、普及型を12事業、参加型を14事業開催いたしました。

避難訓練コンサートについては、有意義な公演の一つとして認識しており、実施に向け既に検討しているところですが、演奏を依頼している石川県警音楽隊との日程が合わず、ここ数年見送りとなっています。

避難訓練コンサートの実施により、災害発生時の安全な避難経路や避難方法の再確認が可能となります。来場者や文化会館職員にとっても有意義なものになると期待しており、ここ数年の間には、ぜひ実現させたいと考えております。

また、実施の際には、町内中学校吹奏楽部とのコラボ演奏についても検討したいと考えております。

○八十嶋孝司議長　東克彦議員。

○３番　東克彦議員　まさにシグナスで、このような避難訓練コンサートが開催されて、さまざまな年齢層の方々が一緒に避難訓練ができるという、それが近い将来、私も一緒に参加できるのではないかとうずうずとして聞かせていただきました。

続きまして、本日最後の３つ目の質問に移らさせていただきます。

小児慢性特定疾病の医療費等の給付に町独自の補助を検討せよでございます。

津幡町にも、難しい病気を抱えるお子さんとその御家族がいらっしゃいます。

８月に町内で全戸配布された、津幡町くらしの便利帳には、不妊治療助成や不育症治療助成には記載はありますが、小児慢性特定疾病の治療助成に関しては記載されておりません。さきほどもちょっと紹介した松山市のほうでは、またほかの市町の便利帳には、小児慢性特定疾病の医療費等の給付について記載されているものもございます。

小児慢性特定疾病情報センターのホームページでは、小児慢性特定疾病の医療費助成に係る自己負担上限額というものが示されており、具体的な利用例を知ることができます。

この助成制度は、国が定めた疾患を持つお子さんの医療費の一部を公費負担で補助する制度ではありますが、利用者は家庭の収入の状況に応じ減額された医療費の自己負担分を医療機関の窓口で納めるというシステムになります。

当町では、食物アレルギーなどのため医師から食事療法を指示されたことにより学校給食を食することができず、学校給食の代替措置として完全弁当という形で弁当を持参している児童生徒の保護者に対し学校給食相当額を補助しております。

長期入院や４～５日ぐらいの検査入院を余儀なくされている御家庭の経済的負担は、医療費以外にも負担となっていることも知るべきであると考えております。特に、この小児慢性特定疾病は18歳未満のものであり、検査入院や長期入院を事前に学校に連絡して、町内小中学校の学校給食費無償化の恩恵を受けられない、そういうケース、そういう日数があると考えております。

また、長期入院・検査入院で院内には医療従事者がいるとはいえ、不安となる子供のために夜のつき添いで宿泊する際には寝具の貸出も必要でございます。このような細々とした経費は、ばかにならないものであると考えております。

来年度からはこども医療費助成拡大により、少なからずや子育て環境の充実に回せる財源もあるのではないかと考えております。

そこで、小児慢性特定疾病の医療費等の給付に町独自の補助を検討せよと質問させていただき、町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　小児慢性特定疾病の医療費等の給付に町独自の補助を検討せよとの御質問にお答えいたします。

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童福祉法第６条の２及び第19条の２に基づき実施されている事業であり、都道府県のほか、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が実施しています。

本町にお住まいの方については、石川県が実施主体となるため、くらしの便利帳への直接的な記載はございませんが、町民の皆様に対する広報や情報提供のあり方として、今後の参考にさせていただきます。

なお、本町にお住まいの方につきましても、石川県が実施する助成制度を御活用いただくことで、所得に応じた自己負担上限額の適用を受けることができます。さらに、この保険診療分の自己負担につきましては、本町の子ども医療費助成制度を御活用いただくことが可能となっており、実質的に自己負担なく医療を受けていただくことができます。

次に、医療費以外の経済的負担や給食費に関する御質問についてです。

入院時の食費につきましては、小児慢性特定疾病医療費助成制度において、食事療養標準負担額の２分の１が助成される仕組みとなっており、国の助成制度と学校給食費相当額の補助との調整を図る必要があります。

また、現在実施している、学校給食弁当代替対応補助金は、食物アレルギー等の理由により継続的に代替措置が必要な児童生徒を対象としております。例えばインフルエンザ等による一時的な長期欠席などは対象外となっており、病気の種類や療養の期間による他の施策との整合性をどのように図るかという課題もあります。

その他、入院時の付き添いに伴う寝具代など、健康保険適用外となる費用につきましても、小児慢性特定疾病に限らず、さまざまな病気で医療を受けられる際に同様に発生するものです。支援の範囲をどこまで広げるかについては、公平性や他の病気とのバランスを踏まえ、慎重に見きわめる必要があります。

一方で、長期入院や検査入院を余儀なくされる御家庭が抱える不安や細々とした経済的負担が大きいことも事実です。その実情を踏まえ、今後の課題として研究、検討してまいります。

○八十嶋孝司議長　東克彦議員。

○３番　東克彦議員　再質問はございませんが、インフルエンザ等々で突発的に学校を休まなきゃいけなくなった事例と、今回のように、もう既に来月の何月何日から何月何日まで、期間が限定はされますが、事前にお知らせできるもの、そういうものも含めて若干ちょっと差異はありますが、またいろんなところに課題があるかと思いますので、しっかりと検討していただいて、１人でも多くの方に津幡町に住んでよかったなと言ってもらえるような環境整備ができればいいなと感じております。

以上で、３番、東克彦の一般質問を終了させていただきます。

○八十嶋孝司議長　以上で、３番　東克彦議員の一般質問を終わります。

次に、１番　池野翔吾議員。

〔１番　池野翔吾議員　登壇〕

○１番　池野翔吾議員　１番、池野翔吾です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

防災室の設置と退職自衛官の雇用による防災体制の強化を。

８月26日夜から27日午前にかけて、石川県各地で発生いたしました線状降水帯による大雨に被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町においては令和５年の豪雨、能登半島地震と続き、近年は毎年夏ごろになりますとたびたび豪雨に見舞われている現状であります。

最近は、平野部の土地が低い地域にお住まいの住民の方々より、道路の冠水や車庫への浸水などの御相談を多くいただいているところでございます。

そして、平均活動期間1,700年から2,200年と言われる、震度７程度の地震を発生させる可能性がある森本富樫断層帯を震源とする地震も危惧されており、災害に対する備えは待ったなしの状況でございます。

吉田町長におかれましては、全町民を対象といたしました防災用品の配布など、防災・減災に力強く取り組んでおられます。その効果からか、町民の皆様の防災に対する意識も非常に高くなってきていると肌で感じておるところでございます。

しかしながら、本町は平野部の多くが浸水想定地域であり、また山間部には土砂災害の懸念される崖地や、有事の際に孤立する可能性を抱える集落が多く点在をいたしております。

現在、本町の防災災害対応は総務課が中心となって担っておりますが、平時の多忙な職務に加え、毎年のように発生する災害対応によって、担当職員への業務が逼迫しているのではないかと心配をいたしております。

そこで、本町の防災体制を根本的に強化するため、専門部署である防災室を設置し、あわせて退職自衛官を防災監等の防災担当職員として雇用、配置することを提案いたします。

自衛官の幹部ＯＢは、作戦立案や部隊運用の経験から、地理に関する教養に加え、物資補給や輸送などのロジスティクスに関する専門的な知見を有しております。また、自衛隊の部隊や装備品の特性を熟知しているため、初動の混乱時における自衛隊関係機関との調整・連絡において非常に有効です。実際に、さきの能登半島地震においても、自衛隊自衛官ＯＢの自治体防災職員の存在が、自治体と自衛隊との連携に有効に機能したと聞いております。

大規模災害発生時には、迅速な初動対応とともに、自衛隊の特殊能力とマンパワーが不可欠となります。

石川県内の他の自治体の状況を見ましても、県庁を初め、金沢市、自山市、加賀市、羽咋市、内灘町、宝達志水町、そして奥能登の各市町など、非常に多くの自治体で、既に退職自衛官が危機管理監や専門官として採用されており、平常時の防災訓練や計画の策定においても活躍をいたしております。今回の豪雨においても大いに御活躍をされていることと思います。

また、雇用に当たっての国による財政的支援の仕組みも整備されています。国が防災の専門性を有することを証明する、地域防災マネージャー制度を取得している退職自衛官を雇用した場合、その人件費の２分の１（上限380万円）が特別交付税の措置対象となり、国から補助を受けられます。また、任期付職員や特別職など、勤務形態も柔軟に対応できる点も自治体にとっては大きなメリットになります。

町民の命と財産を守るため、国からの補助金制度を有効に活用し、実務経験と専門知識を備えた退職自衛官を防災監として迎え入れるとともに、専任部署である防災室を設置することについて、吉田町長の御所見をお伺いいたします。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　池野議員の防災室の設置と退職自衛官の雇用による防災体制の強化をとの御質

問にお答えいたします。

本町におきましては、令和５年７月豪雨、令和６年能登半島地震、そして８月27日からの豪雨と、近年、災害への対応を迫られる機会がふえつつあり、行政の防災対応力の強化が一層重要になってきていると感じているところです。

このような中、災害から町民の生命と財産を守るためには、災害発生時の対応力を高めるだけではなく、平時から防災・減災対策を着実に進めるとともに、災害対応を担う組織体制や専門性を強化していくことが重要であると認識しております。

現在、本町では、総務課危機管理対策室を中心に、地域防災計画の見直し、防災訓練の実施、防災備蓄品の整備、防災情報の発信、防災教育の実施、関係機関との連絡調整など、さまざまな防災業務に取り組んでおります。

このように、防災に関する業務は多岐にわたり、災害が発生した際には、これら平時の業務に加えて、災害対策本部の運営、避難指示などの情報発信、避難所の開設、被害状況の把握、関係機関との調整など、迅速かつ的確な対応が求められます。

加えて、近年の災害の激甚化・頻発化を考えますと、これまで以上に専門的かつ継続的に防災・減災対策に取り組むことのできる体制を整える必要があると感じているところです。

つきましては、これまでの災害対応の経験や今後想定される大規模災害を踏まえ、防災・危機管理機能をさらに強化するため、専門的に防災業務を担う組織のあり方について、設置に向けた検討を本格化させたいと考えております。

議員の言われる防災室の設置により、防災・減災に関する業務をより一元的、継続的に進めることができるとともに、地域防災計画や各種マニュアルの見直し、防災訓練の充実、避難所対策、備蓄品の拡充、地域の自主防災活動への支援などを、よりきめ細かく計画的に推進することが可能になるものと考えております。

また、災害発生時においても、災害対策本部を支える専門的な部署として、防災情報の収集・整理や関係部署との連携、国、県、消防、警察、自衛隊など関係機関との調整を担うことにより、初動対応を含め災害対応全般の強化につながるものと考えております。

したがいまして、今後、防災室の設置に向け、現在の危機管理対策室の業務内容や職員配置、庁内各部署との役割分担などを整理し、本町にとって最も効果的な組織体制について検討を進めてまいります。その設置とともに、退職自衛官の雇用についても検討したいと思います。

あわせて、引き続き、職員の災害対応能力の向上、防災訓練の充実、関係機関との連携強化、地域の自主防災組織への支援など、現在の取り組みを着実に進めるとともに、町民が安全安心に暮らすことのできる、災害に強いまちづくりを進めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　池野翔吾議員。

○１番　池野翔吾議員　ありがとうございました。

大変前向きな御答弁をいただいたかなと思います。防災室の設置、それから退職自衛官の雇用などについて、研究を加速し、そして設置に向けて、ぜひ動いていただきたいなというふうに思います。

また、自衛隊の地方協力本部とも連携をいたしまして、情報収集やまた研究を進めていただけたらなというふうに思います。大変前向きな答弁をいただいたかなと思います。

それでは続きまして、本町の財政状況の現状と中長期的な見通しはということで、一般質問をさせていただきます。

本年度、令和８年度の一般会計当初予算は、町長改選期のための骨格予算ではありましたが、前年度から６億1,000万円増の188億5,500万円となり、過去最大の予算規模となりました。豪雨や地震災害の復旧費を除いた通常分においても前年度から増加しており、町民生活を守るための積極的な予算編成がなされていると受け止めております。

対して、歳出の内訳を見ますと、高齢化等に伴う医療、介護などの社会保障経費である民生費が約63億4,700万円と、全体の33.7％に上り、予算の大きな割合を占めております。さらに、昨今の急激な物価高騰や資材価格の上昇、労務費の増加は、本町が発注する公共工事や施設の維持管理コストに大きな影響を与えており、行政運営における財政負担は年々重みを増しているのが実情と思います。今９月会議においてもインフレスライド条項の適用による請負契約の増額に関する議案が提出されているところでございます。

本町においては、矢田前町長と坂本副町長のコンビが、かつて厳しい状況にございました本町の財政健全化に長年取り組んでこられた結果、たび重なる災害に対しても迅速な財政出動ができたことは記憶に新しいところでございます。

しかし、人口減少社会へと移行していく中、本町においても将来的な税収の大幅な増加を見込むことは容易ではございません。今後は、高度経済成長期から昭和後期にかけて集中的に整備された公民館などの公共施設やインフラが、一斉に更新時期を迎えるところでございます。これに加えて、先ほど申し上げたような激甚化する自然災害への対応費など、突発的かつ多額の財政出動を迫られるリスクも常に抱えておるところでございます。あわせて、令和６年に坂本副町長に一般質問をさせていただいた際にもありましたとおり、温水プールや新庁舎などの大型事業のために借入れた地方債の据え置き期間が終了いたします。３年から５年の据置期間が終わると元金の償還となり、交付税措置があるとはいえ、財政指標に大きく影響してくるとの御答弁をいただいたかと思います。その後も小中学校の給食費無償化の実行や東西自由通路の整備、そしてその改札口の設置に向けた工事、中学校体育館へのエアコン設置に向けた動きなど、町民の住みよいまちづくりに向けた積極的な投資が実行、計画されています。これは必要な政策である一方、交付税措置のある地方債など有利な財源を活用しているとはいえ、大きな財政負担を伴う政策でございます。社会的情勢を見れば今後の長期金利の上昇も財政に大きく影響してくるのではないでしょうか。こうした複合的な課題を前に、本町が将来にわたって住み続けたい町であるためには、徹底した財政改革と中長期的な視点に立った戦略的な財政運営がこれまで以上に求められます。

そこで、坂本副町長にお何いいたします。

財政状況については、議会や町ホームページ、また広報などでたびたび御報告をいただいているところではございますが、一般町民の皆様にもわかりやすい言葉でお答えいただけたらと思います。

１点目に、現在の本町の財政状況について、町はどのように評価・分析されているでしょうか。実質公債費比率や経常収支比率といった財政指標の推移、及び財政調整基金などの基金残高の現状を踏まえ、財政の弾力性や健全性は十分に保たれているとの御認識かお聞かせください。

２点目に、今後の財政見通しと運営方針についてです。増大する将来負担に対し、限られた財源の中でどのように財政の健全性を維持していくお考えでしょうか。中長期的な本町の財政戦略

について、御所見をお伺いしたいと思います。

坂本副町長、お願いします。

○八十嶋孝司議長　坂本副町長。

〔坂本守副町長　登壇〕

○坂本守副町長　津幡町の財政状況と中長期的な見通しはとの御質問にお答えいたします。

初めに令和６年９月会議で議員の一般質問にお答えしたように、本町の財政状況につきましては、毎年法令に基づき、また機会あるごとに議会へ報告するとともに、町民の皆様にも公表しているところでございます。このように報告、公表しているとはいえ、議員のおっしゃるとおり、財政状況を説明する財政指標は専門用語が多く、一度や二度聞いても理解しづらいのかなとも思っております。

そこで、１点目の質問、現在の本町の財政状況につきましては、前回と同様に３つの財政指標に加え、財政調整基金などの基金残高について、評価・分析をしたいと思います。そして、なるべくわかりやすく説明したいと思います。

まず、１つ目の財政指標は、実質公債費比率でございます。この指標は自治体の一般会計等が負担する地方債元利償還金及び準元利償還金、これは、公営企業の元利償還金への繰り出しと一部事務組合への公債費に対する負担金のことですが、この準元利償還金、これらの標準財政規模、これは標準的な状態で見込まれる町税及び普通交付税の合計額のことですが、この標準財政規模に対する過去３年間の平均値で、地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、実質的な公債費に対する財政負担の程度をあらわしています。正式に説明するとこういう表現になりますが、簡単に言いますと、本町の長期借入金、いわゆる借金の返済額と本町が負担すべき、先ほど一部事務組合と言いましたが、中身的には、河北郡市広域事務組合の長期借入金、いわゆる借金、広域事務組合のですね、借入金の本町が負担すべき額の返済額が、本町の財政規模として多いのか少ないのかということを測る指標だと思ってください。

当然この指標は低いほうがよく、令和６年度では7.4％で、県内19市町中、低い方から７番目となっております。令和７年度は、今会議の報告第９号で報告させていただいたとおり7.0％となり0.4ポイント減少いたしました。県内順位は現在未定ですが、減少していることは評価できると考えております。国の定める早期健全化基準では３カ年平均で25.0％となっておりますので、まだまだ余裕はありそうですが、本町の実質公債費比率は、県内では低いとはいえですね、全国平均よりも高いので、引き続き、この指標を注視していく必要があると分析しております。

２つ目の財政指標は、財政力指数です。これは名のとおり自治体の財政力を示す指数で、普通地方交付税の算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３カ年平均で、指数が高いほど財政力が強く、財源に余裕があるといえます。簡単に言いますと、標準的な税収など本町が自前で確保できると見込まれる収入に対し、本町が標準的な行政サービスを行うのに見込まれる経費の割合、つまり自前の収入で自前の行政サービス経費を賄えるかどうかを見る指標でございます。この指数が１を超えると自前の収入の方が多く裕福とされ、普通地方交付税が交付されない不交付団体となります。逆に１未満だと、標準的な行政サービス経費を自前では賄えないので、その差について普通地方交付税が交付されます。つまり、普通地方交付税制度は、全国どこの自治体に居住していてもですね、誰もが標準的な行政サービスを受けられるための財源保障になっていると言えます。

本町の現状としては、令和６年度は0.555で、県内高い方から６番目となっており、全国平均及び県内平均を上回っております。令和７年度は0.551、令和８年度は0.554と、引き続き同じ水準を保てていると評価しております。令和６年度県内で１番高い数の自治体は0.858で、２番目が0.785、３番目から５番目は0.6台となっており、0.555で６番目の本町とは少し差があります。本町は、県内平均及び全国平均を少し上回っておりますが、まだ決して安心できる状況ではないと分析しております。ちなみに、全国1,741市区町村で、令和６年度財政指数1.0以上のいわゆる不団体は75団体、率にして4.3％となっています。本町の全国順位は、これは少数点第２位までのデータとなりますけれども、0.55で640位タイというふうになっております。

３つ目の指標は、経常収支比率です。これは人件費、補助費、扶助費、公債費。これは、まず人件費は人件費ですね。扶助費とは福祉とか医療支援等の扶助するお金ですね。それから公債費、先ほどから言っています、長期借入の償還費、こういう人件費、扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出される経費、これを経常的経費っていうんですが、それに充当された一般財源の額が町税や普通地方交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源、経常的一般財源というんですが、それと臨時財政特例債と特例債、これは地方交付税の原資の財源不足等を特別の長期借入金によって、地方が調達することになるものなので、将来の地方交付税の前借りとも言われておりますので、中身的には普通地方交付税になるので、そういう町がですね、経常的に収入する一般財源、それの合計額に占める割合、これずっと読むと、何言ってるかわからなくなりますので、割合の財政の構造の硬直度、弾力性を示す手法。これもですね、簡単に言えば、財政の余裕度ですね。財政の余裕度をあらわす指標です。この比率が高いほど、財政が硬直化しており、逆に低いほど財政に弾力性があり、余裕があると考えられています。本町の令和６年度では89.3％で、県内のよいほうから５番目となっております。令和７年度は90.3％と1.0ポイント悪化していますが、まだ県内平均よりも少しよい数値だと思っております。しかしながら、この指標については、人件費の上昇や物価高騰の影響を直接受けますので、引き続き、改善に向け努力していくことが必要だと分析しております。

以上、３つの財政指標は、今のところ全体として、改善または維持されておりますが、少しでも油断するとすぐに悪化いたします。悪化するのは早いですが、好転・改善させるには長い年月がかかります。よって、引き続き、常に財政指標の推移見込みに留意し、早目に対応していくことが重要だと考えております。

次に、財政調整基金などの基金残高の現状ですが、本町の基金は現在、財政調整基金、減債基金、それに13の特定目的基金、２つの定額運用基金の合計17の基金があります。それぞれ設置目的があり、条例で規定されております。令和６年度に設置した能登半島地震復興基金を除く12の特定目的基金残高の推移は、ほぼ横ばいですが、その中で、国民健康保険事業調整基金だけは、近年は残高の減少が続いております。国民健康保険特別会計対応のですね、医療費の上昇が大きく影響しているものと分析しております。

また、本町全体の財政運営に大きくかかわる、財政調整基金残高の現状は、平成27年度末の８億784万円から、令和２年度末では10億4,732万円に、令和６年度末で23億3,858万円、最新の令和７年度末では24億3,733万円となり、本町財政担当の伝統的な合言葉、これは私だけが言っているのかもしれませんが、ピンチはチャンスという、そういう逆転の発想のもと、コロナ対応や能登半島地震等の災害対応などのピンチをですね、財政的にはチャンスにかえ、着実に財政調整

基金を増加させることができたと評価しております。

一般的に財政調整基金の適正な残高は、先ほどの実質公債費比率の中でも説明した、標準財政規模の10％から20％といわれています。本町の令和７年度末残高では25.6％となり、現時点では適正な額が確保されていると分析しております。

次に、２点目の質問の今後の財政見通しと運営方針についてお答えいたします。

議員の御指摘のあった高齢化等に伴う社会保障経費を初めとした義務的経費の増加については、本町独自のことではなく、全国自治体共通の要因であり、国が毎年度策定する地方財政計画の中で対応されることになるので、町への影響はそれほど大きなものではないと考えております。

しかし、本町独自の要因である、既に完了している新庁舎建設事業や屋内温水プールがメインの住吉公園整備事業、そして現在進行中の津幡駅東口整備事業などの大型事業、さらに、令和５年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害復旧事業に係る財源としてのそれぞれの長期借入金、元金償還の返済が、先ほど議員もおっしゃったように、据え置き期間の違いなどにより、ちょうど重なることで、地方交付税措置があるとはいえ、一時的ではありますが、償還費が相当増大いたします。令和６年９月会議の答弁で、今後10年の中期的財政見通しとして、実質公債費比率悪化のピークは、令和12年度と答弁いたしましたが、このような状況と災害復旧事業のおくれなどにより、現時点では、令和14年度がピークになると推計しております。そのピーク時の数値もですね、国の基準内を大きくクリアすると見込んではおります。

一方、財政調整基金残高の推移については、少し懸念があります。

令和７年度末には、令和６年度までに係るものに加え、令和７年度途中から新事業として、実施した学校給費食無償化、さらに公立河北中央病院移転新築事業も予定として公表されていることから、これらを踏まえ、第６次総合計画に合わせて、今後10年間の中期財政計画を策定いたしました。

その計画では、令和16年度末時点での財政調整基金残高が２億円程度まで落ち込むと推計しております。今後数年間は厳しい財政状況になると見込んでおります。

このような状況の中、今会議で多数の議員から質問のある小中学校屋内運動場の空調整備や体験型観光交流公園整備、新駅設置などが控えており、また災害等による突発的財政出動のリスクも考えられることから、毎年、中期財政計画の再計算と検証を行い、場合によっては、事業の先送りや規模縮小も視野に入れた慎重な財政運営が求められるものと考えております。

しかしながら、長期的な財政見通しを考えた場合、町として何も投資しなければ、目先の財政の健全化は保たれますが、その分、町としての魅力がそがれ、経済発展もなく、それが引いては、人口や税収の減少につながり、結果として維持しようとしていた財政の健全性そのものが保てなくなる可能性が高いと考えております。

よって私は、持続可能な魅力あるまちづくりのためには、緊縮財政によりお金を使わないことではなく、常に行政サービスを向上させながら、将来への投資と財政規律を同時に行うバランス、それが重要であると思っております。そして、時代とともに変化していく限りある財源を的確に見きわめ、今と将来を見据えて、必要な事業を選択しながら、行財政の健全性も目指していくことだと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、少し長い答弁になりましたが、長く財政を経験してきた私にとって、魅力ある津幡町の将来に希望を託す思いを込めさせていただきましたので、御理解と御了承をお願いいたします。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長　池野翔吾議員。

○１番　池野翔吾議員　ありがとうございました。

大変長く、そして簡単にとお願いをしたんですけれども、やはり何度聞いても難しいのが、この財政というものでございます。本当は傍聴席の皆さんがですね、どのような顔をしながらこの今の話を聞いていたのか、ちょっと顔を見たかったんですけれども、見る暇もなくお話を真剣に聞きながらメモを取っていた次第でございます。また後で、これはYouTubeを見ながら、勉強させていただきたいなと思うんですけれども、まず１点目の質問に関しては、一応安全なところにいると、いい数字であるということで安心をした次第でございます。

そして、２点目に関しても、やはり厳しい、一時的に厳しい状況にはあるけれども、坂本副長が最後におっしゃられました。やはり投資なくしては、やはりリターンはないと思います。緊縮財政ではなくて積極的に本町の魅力を高めていき、そして住民の方に住んでいただいて、そしてその税収で町を維持していく。まさに、この考え方というのは今後も町職員やそして我々議員もしっかりと心に置いて、この津幡町を発展させていかなければいけないなというふうに思ったところでございます。

お言葉の中にはありました、ピンチをチャンスにかえる。本当に坂本副町長、また矢田前町長が任期の中でやられてきたところでは、コロナですとか、地震ですとか、豪雨とか大変、本当に目まぐるしい、またいいニュースであれば、横綱誕生やレスリングの金メダルということで、いいこともたくさんあったかと思います。このいろいろな、大変な状況の中で、この津幡町を何とか、健全に運営していくということに御尽力されてきた坂本副町長には、敬意を表したいなというふうに思います。

すいません。ちょっと難しい内容でしたので、ここでいろいろ語ることはできないんですけれども、私からの一般質問をこれで終わらさせていただきたいと思います。

○八十嶋孝司議長　以上で、１番　池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、５番　小倉一郎議員。

〔５番　小倉一郎議員　登壇〕

○５番　小倉一郎議員　議席番号５番、小倉一郎です。早速、質問のほうをいたします。

町挙げて郷土力士の応援をということで質問いたします。

いよいよ今月13日から大相撲秋場所が始まります。さる７月の名古屋場所では、町出身の大の里関、欧勝海関ともに、体調が万全な状態ではなく、本来の力を発揮できなかったことは、本人はもとより、多くの町民が悔しく残念な思いをしたものと推察しますし、私もその１人であります。

さて、昨年議会12月会議におきまして、私は町出身力士である、大の里関と欧勝海関の姿のラッピングバスを走らせられないかという一般質問を行いました。

それに対して、町では、権利関係や手続上、課題があり難しい。今後は、大の里関が幕の内最高優勝を果たした際、町全体で祝意をあらわすため、公用車に張りつけるマグネットシートや、庁舎、公共施設に設置するのぼり旗を制作する。そして、ラッピングに限らず、町全体で両力士を盛り上げ、地域の活力と交流人口の拡大、さらには時代を担う子供たちの育成へとつなげていきたいという答弁でありました。

その後、町ではのぼり旗やマグネットシートを作成されたそうでありますけれども、残念ながらまだそれを目にすることはできておりません。

そこで、今回の質問は、大の里関が優勝した際のお祝いメッセージだけではなく、津幡町出身力士を応援するグッズを作成し、町挙げて応援する取り組みを提案するものであります。

例えば、大の里関、欧勝海関、さらには浜田改め若焔関を応援するのぼり旗を作製し、本場所に合わせて、駅や公共施設のほか、商業施設などにも協力を求め設置できないか、また、公用車や町営バスには応援メッセージが書かれたマグネットシートなどを取り付けて走らせられないかというものであります。

このような取り組みを展開することによって、町全体で大相撲を盛り上げ、町出身力士への声援を形にしてあらわすことで、地域の活力と関係人口の拡大、さらには次代を担う子供たちの育成へとつなげられると考えますが、吉田町長のお考えをお聞かせください。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　小倉議員の町挙げて郷土力士の応援をとの御質問にお答えいたします。

まず、大相撲７月場所におきましては、本町出身の横綱大の里関、そして欧勝海関のお二人が、それぞれ体調面に不安を抱えながらの取り組みとなり、本来の力を存分に発揮することができませんでした。私を含め、多くの町民の皆様が、悔しさとともに、一日も早い回復と９月場所以降の活躍を願っていると思います。苦しいときにこそ、郷土がかわらぬ声援を送り続けることが何よりも大きな力になるものと考えており、議員の御質問の趣旨につきましては、私も大いに賛同するところであります。

昨年12月会議の一般質問でお答えいたしました、公用車等に張り付けるマグネットシート及び庁舎・公共施設に設置するのぼり旗につきましては、マグネットシートは52台分、のぼり旗は60本を、既に昨年度中に製作しております。ただし、そのデザインは横綱大の里関の幕内最高優勝をお祝いするものとなっていることから、現在のところ、皆様の前には出せておりません。今後は、このマグネットシートやのぼり旗を毎場所後に見ることができるよう、横綱の復活に期待を込めて、津幡町から熱い声援を送りたいと思っております。

今年度の町の取り組みについては、６月会議の補正予算に事業費を計上させていただきました。まず１つ目として、本町広報特使でもある大の里関と欧勝海を、年６場所の本場所中にも常に応援する目的で、新たに関取応援用のぼり旗各30本を製作しております。２つ目として、町の観光ＰＲも兼ねて来町者や相撲ファンの方向けに、相撲力士をモチーフとした顔出しパネルも製作中です。

今回製作したのぼり旗については、今月13日に初日をむかえる９月場所から、役場庁舎を初めとする公共施設を中心に設置し活用を進めてまいります。今後は、実施状況や効果を確認しながら、議員の御質問にもありました駅前や商業施設などへの展開も含め、設置の対象範囲などについて、町として改めて整理してまいります。

顔出しパネルについては、完成後は文化会館シグナスのロビーに常時設置し、来訪者などの記念撮影用として、活用していきたいと考えております。

そのほか、御質問にありました公用車や町営バスの応援メッセージ付きのマグネットシートについては、デザイン内容や権利関係、導入時期も含め幅広く検討していきたいと考えております。

なお、若焔ののぼり旗などの製作につきましては、大の里関や欧勝海の製作時と同様に、関取になるタイミングで検討したいと考えております。

町としましては、郷土力士への地元からの応援の輪をとおして、これらの取り組みが、町の活力増進や交流人口の拡大、さらには次代を担う子供たちの夢や希望へとつながる一助となるよう、今後もできる限りの施策を展開してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　小倉一郎議員。

○５番　小倉一郎議員　既にいろいろと取り組みのほうをされているというようなことを、今お聞きしました。

今後もですね、駅も含めて広く津幡町での事業を展開していっていただきたいなと思います。

続きまして、２問目に移ります。

災害時における個別避難計画等に関する条例の制定をということで質問をいたします。

本町では、災害時に支援が必要となる高齢者や障害がある人などを対象に、避難行動要支援者名簿への登録を促し、名簿に登録された人全員の個別避難計画が策定されていると承知しております。

本人の個別避難計画の策定率100％は県内唯一の自治体であり、災害時の被害を最小限に抑えるための重要な取り組みとして、町が計画的に進めてきたことについては、大変評価すべきものと考えます。

一方で、令和５年７月豪雨、令和６年能登半島地震と、町民が実際に災害を経験する中で、計画はあるが、実際に誰がどう動くのかわからない、本当に避難できるのか不安だといった声も聞かれるようになりました。

また、去る８月27日の未明の大雨には、町内全世帯に避難指示が発令されております。

個別避難計画は、策定すること自体が目的ではなく、実際の災害時に機能してこそ意味があります。

しかしながら、避難者を支援する人材の確保が難しいことや支援者自身の高齢化、災害時に計画内容が十分に共有されていないことなど、実効性の面での課題も指摘されています。

また、個別避難計画を支えているのは、民生委員や地域包括支援センター、自主防災組織など、地域の担い手の方々です。

しかし、担い手の高齢化や人手不足により、現場の負担が増していることも懸念されております。

本町の避難行動要支援名簿登録者は、本年６月末現在で、1,877人、町民の約５％であります。

また、対象となる方へは、昨年度1,161人に名簿登録希望の有無を文書で照会していますが、回答は約３割の356人だったと聞きます。言いかえれば、約７割の方が何らかの理由で返事がされていないということでございます。

そこで、質問いたします。

１つ目、避難行動要支援者名簿における個別避難計画には、緊急連絡先や地域協力者を記載する事項がありますが、身寄りがない方や名簿登録希望の有無について返事のない方にはどのように対処し、関係者間での情報共有、また避難訓練への反映など、町として計画の実効性を高めるための具体的取り組みはどのように行うのかお聞きします。

２つ目、個別避難計画作成については、法律上、努力義務であるため、形式的には条例がなく

ても実施は可能であります。

しかし、関係者への情報提供の根拠づけや、長期的・組織的な取り組みを確保するためには、何らかの形で条例に位置づけることが望ましいというのが国の基本的な方向性だそうであります。

避難計画を本当に機能させるには、個人情報提供の根拠、役割分担、継続的な体制を明確にする意味で、条例制定の必要性は高いといえます。

その理由といたしまして、個人情報提供の法的根拠を明確化できる、町の責務と役割を明文化できる、福祉と防災の連携の仕組みを固定化できる。

以上３点が、その理由かなと思っております。

つきましては、災害時におけます個別避難計画策定に関する本町での条例制定について、山嶋健康福祉部長の答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長　山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長　登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長　小倉議員の災害時における個別避難計画等に関する条例の制定をについてお答えいたします。

初めに、身寄りがない方や名簿登録希望の有無について返信がない方への対応についてお答えいたします。

身寄りがない方への対応としては、日ごろの見守り活動の状況を把握している方の場合は、御了解をいただいた上で、民生児童委員の連絡先を登録している事例があるほか、町地域包括支援センターの地区担当職員が、平時からの相談支援を通じて、有事の際も必要に応じて対応できるよう検討しております。

また、返信のない方に対しては、１年ごとに再度名簿登録勧奨通知を行っております。

本町におきましては、緊急連絡先の記載がない場合であっても不備とせず、そのまま名簿を受理・登録し、誰一人取り残さないという強い理念のもとで体制を構築しております。

なお、約７割にのぼる未回答者の背景につきましては、現在お元気で過ごされている方や頼れる身内がいらっしゃるなど、直近で支援を必要と感じておられないケースが多いものと推測しております。

こうした状況の中、民生児童委員が日ごろの見守り活動の中で制度の必要性を丁寧に説明し、実際の申請へとつながった事例もございます。

今後は、本人や家族の生活実態に合わせた避難先や支援者の設定を進めるほか、個別避難計画に基づいた実際の避難経路の確認や実地訓練を行うなど、地域や支援者との情報共有を図り、個別のフォローアップをさらにきめ細やかに行ってまいります。あわせて、制度の意義に対する町民の皆様の理解促進に向けた啓発にも努めてまいります。

次に、個別避難計画作成等に関する条例制定についてお答えいたします。

実際の災害を経験する中で、計画はあるが実際にどう動くのかという住民の皆様の不安の声や、地域の担い手である民生児童委員や自主防災組織等の皆様への負担感など、個別避難計画をいかに機能させるかが、今後の最大の課題であると深く認識しております。

国におきましては、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、令和７年６月に災害対策基本法の一部を改正し、取組指針には、災害が発生し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要であると認めるときは、個別避難計画の情報を提供することに本人の同意を

得ることを要しないとされ、要配慮者が避難しやすい環境整備の方向性が示されております。

本町といたしましても、まずは災害時に配慮が必要な方に確実に名簿登録していただけるよう、効果的な登録勧奨の手法について、民生児童委員や福祉専門職など、関係者と連携し、引き続き検討を重ねてまいります。

その上で、議員御指摘のとおり、関係機関との円滑な情報共有、個別避難計画の継続性の確保、そして福祉部局と防災部局による組織的な連携体制をより強固なものにする上で、条例や要綱といった法的・制度的な位置づけを検討することは、非常に有効な手法であると認識しております。

県内での金沢市の条例制定や他市町における要綱制定の動向も注視しつつ、本町といたしましても、災害時に機能する計画とするため、現状の負担軽減や情報共有のあり方を踏まえつつ、条例制定の是非を含めた最適な仕組みづくりについて、防災部局とも緊密に連携しながら、主体的に協議・検討を重ねてまいりたいと存じます。

以上です。

○八十嶋孝司議長　小倉一郎議員。

○５番　小倉一郎議員　今の件なんですけれども、名簿登録に返事がないといったような方々に対しても、ある方に対しても、それを支援する人たちの人材不足といいますか、高齢化も負担増大にもつながりますし、そういったようなことで今後、配慮していってほしいなと思います。また、条例の制定につきましては、ちょっとこれ意地悪な言い方になるんですけども、数年前に、やはり条例制定について、ある議員さんが一般質問をした。その際は検討するといったような、回答でございましたけれども、今回もまた検討するといったような形でありましたけれども、ぜひ条例制定に向けて、今後動いていってほしいなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長　以上で、５番　小倉一郎議員の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長　この際残時休憩いたしまして、午後１時から一般質問を再開いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔休憩〕午前11時55分

〔再開〕午後１時00分

○八十嶋孝司議長　ただいまの出席議員数は、15人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

７番　竹内竜也議員。

〔７番　竹内竜也議員　登壇〕

○７番　竹内竜也議員　７番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、２項目について質問いたします。

まずは、清潔で快適なまちづくりの推進についてです。

第６次津幡町総合計画では、基本目標１、安全・安心で快適に暮らせるまち、自然環境や生活環境の保全に係る施策として環境美化の推進を掲げており、ポイ捨て等防止重点区域の指定と指定区域での防止活動促進や団体等が行う清掃活動の支援などに取り組むとしています。

まちづくりの方向性に関する町民アンケートでは、複数回答も含まれているだろうとは思いますが、自然環境を大切にし、ごみや公害が少ない自然豊かなまちという項目を、回答者のうちの33％の方が選択なさっています。

〔13番　向正則議員　入場〕

そこで、清潔で快適なまちづくりの推進に向け、２点について質問いたします。

１点目です。津幡町環境美化条例では、第８条、動物等の管理において、動物等の所有者または管理者(以下「飼養者等」という。)は、いかなる場所においてもその動物等のふんを放置し、もしくはみだりに動物等が繁殖し、周辺の生活環境を損なわないよう、その動物等の適正な管理に努めなければならないとしており、その第２項では、飼養者等は、自宅の敷地外へ動物等を伴う場合は、当該動物等のふんを回収するための用具を携帯しなければならないと定めています。

愛犬家と称される方にとっては、日課として飼い犬を散歩させるとき、このような条例で規定するまでもなく、当然すぎるエチケットでありマナーとして、犬のふんや尿の処理を丁寧になさっていることは承知しています。

しかし残念ながら、ごくごく一部の飼い主による、道路や公園などへの犬のふんの放置が見られ、中には、ふんを回収するための用具を、携帯すらしていない場合も見受けられます。

このような状況に憤慨し、まさにその現場を突き止め、注意すべきだと息巻く方もおられますが、トラブルにもつながりかねず危険であるといわなければなりません。

ふんの放置については、心理的な嫌悪感はさることながら、悪臭のほか、細菌や寄生虫による人への健康被害もないとは言い切れません。

また、ふんを放置した飼い主に代わって回収、後始末をしてくださっている方の負担など、迷惑行為であるということを御理解いただきたいと思います。

ふんの放置という迷惑行為を防止するために、啓発看板の設置が行われてはいるところですが、このような看板がふえればふえるほど、その裏を返せば、ふんの放置がそれだけ多いということが明らかになるだけであり、景観上も決して好ましいものではなく、モラルの低さばかりが強調され、ことのほか効果に乏しいのではないでしょうか。

道路などに放置された犬のふんの周囲を黄色いチョークで囲み、そのそばに発見した日時を書き込むことによって、ふんを放置した飼い主に対し、その回収とマナーの改善を促すことを目的とした、イエローチョーク作戦という取り組みがあります。

こうした取り組みは、平成28年に京都府宇治市が、犬のフン害撲滅パトロール、イエローチョーク作戦と称したプロジェクトとして始められたもので、平成30年度には環境省が選定するベストナッジ賞、要は環境大臣賞ということになりますが、こちらを受賞なさっているものです。

黄色のチョークが一本あれば可能な活動であり、費用も廉価に抑えられ、チョークによる警告にとどまっているため、トラブルに巻き込まれる可能性も低く、何よりも規範意識の高揚につながるなど、高い啓発効果が認められることから、全国的にも広がっている取り組みです。

道路や公園などから、犬のふんの放置をなくすための取り組みとして、まずはモデル地区を指定するなどした上で、イエローチョーク作戦を実施し、環境美化に対する意識の啓発と安全で快適な都市空間の形成につなげるべきと考えますがいかがでしょうか。

続けて、２点目です。条例第７条のポイ捨ての禁止では、何人も道路、公園、広場、山林、湖岸、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という）及び他人が所有し、占有し、または管理する場所に空き缶等若しくは吸い殻等を放置（以下「ポイ捨て」という）してはならないと定め、第９条のポイ捨て等防止指導員においては、その第１項で、ポイ捨て及び動物等のふんの放置防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、ポイ捨て等防止指導員(以下「指導

員」という)を置くこととしており、ポイ捨て等防止指導員の協力を仰ぎながら、そういう私自身もポイ捨て等防止指導員の委嘱を承っているわけですが、町を挙げて、ポイ捨てのない清潔で快適なまちづくりを推進しているところです。

しかし残念なことに、住民によるごみの分別やリサイクルの推進といった御協力や指導員によるパトロールなどの努力を、それこそ踏みにじるかのようなポイ捨てが、後を絶たないのが現実であると言わざるを得ません。

一般的にポイ捨てされやすい場所としては、人目につきにくく管理の手が届いていない場所や以前から当たり前のようにごみが捨てられている場所などが挙げられますが、ポイ捨てごみの放置は防犯上も決して好ましいことではなく、清潔で快適なまちづくりを推進すべく、引き続き、地道で粘り強い啓発活動を継続していく必要があるのではないでしょうか。

環境美化に対する意識の啓発と、安全で快適な都市空間の形成に資すると考えられるものとして、無料での利用が可能な、ごみ拾いＳＮＳピリカというアプリがあります。

ピリカというのは、アイヌ語で、美しい、よいという意味を持った言葉であり、ピリカと名づけられたこのアプリは、海洋プラスチックなど、ごみの自然界流出問題に強い危機感を抱いた大学生が開発なさったもので、ごみ拾いを楽しく、続けやすくという思いが込められており、令和２年度には、環境省が選定する環境スタートアップ大臣賞を受賞なさっているものです。

ごみ拾いＳＮＳピリカを簡単に説明するならば、スマートフォンなどへダウンロードした後、アプリを起動させ、カメラでごみの写真を撮影し、例えば、早朝の散歩がてらにごみを拾いましたというようなコメントやその位置情報などをつけて投稿すると、それを閲覧された方から、握手マークのありがとうという感謝の気持ち、これは、いいねのような感じですね、こちらが送られる仕組みになっているもので、ごみ拾いという地味で孤独に苛まれそうになる活動を継続するためのモチベーションやごみ拾いに対するイメージアップにもつながっているようです。

ピリカには自治体版も開発されているようで、興味を示すだけにとどまらず、実際に活用することによって、ポイ捨て防止やゴミの減量に効果を上げられている、広域自治体や基礎自治体があるようです。

ピリカ自治体版では、地域ごとのごみ拾い活動の様子や成果を一つのWEBページに集約し、発信することができ、ごみ拾い実施状況を効率よく定量的に把握し、清掃活動促進施策の計画立案や効果測定に役立てることができるようです。デジタルネイティブともいえる若い世代に対してはもとより、幅広い層の住民に向けた環境美化への啓発につながり、またごみ拾い活動によるイメージアップなど、団体や企業による社会貢献活動へのインセンティブにもなり得ると考えられることから、ピリカの活用を提案いたしますが、いかがでしょうか。

以上、２点について、生活環境課長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長　福田生活環境課長。

〔福田雅一生活環境課長　登壇〕

○福田雅一生活環境課長　竹内議員の清潔で快適なまちづくりの推進についての御質問にお答えいたします。

御質問にありますとおり、本町では、ごみのない美しい生活環境の形成を目指し、町民や事業者が一体となって取り組むべき事項を津幡町環境美化条例で定めております。条例では、町は、町民等が行う環境美化活動への支援や意識の啓発に努めること、また町民等は、清潔な環境が保

持されるよう努めることとしております。また、動物等の管理については、いかなる場所においてもふんを放置せず、適正な管理に努めること、ポイ捨てについては、公共の場所や他人が所有する場所にごみ等を放置してはならないことを定めています。

１点目の御質問につきまして、犬のふんを回収することは、飼い主として当然の義務ですが、一部の飼い主の心ない行為によって、地域の生活環境に影響が生じていることは大変残念なことです。

御質問にあります、イエローチョーク作戦につきましては、低コストで実施でき、方法も比較的シンプルであることから、全国的に広がりを見せているものです。この取り組みでは、放置された犬のふんをすぐに処理するのではなく、黄色いチョークで囲み、発見日時等を記載することで、飼い主にふんの放置を認識してもらい、自主的な回収やマナーの向上を促すものです。また、直接注意や指導を行うことによる対人トラブルを避けることができる点も、この取り組みの特徴であります。

本町における犬のふんに関する苦情や相談は、近年多くありませんが、今後地域から相談等があった際には、その対応策の一つとして、イエローチョーク作戦は有効な取り組みになるものと考えております。

現時点において、町が特にモデル地区を指定して実施することは検討しておりませんが、今後、町が環境美化条例に基づき委嘱する、ポイ捨て等防止指導員の皆様とも協議した上で、実施に当たっての具体的な注意点等を整理し、取り組みに関する情報提供や広報活動など、地域での自主的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、２点目の御質問につきまして、一部の心ないポイ捨て行為により、町の生活環境が損なわれる状況が見られ、その防止は、快適なまちづくりのために重要な課題の一つであります。

本町では、不法投棄への対応として、不法投棄物の回収や未然防止のためのパトロールを年間通して実施しているほか、県や周辺市町と連携した監視パトロールを行っております。また、ポイ捨て等防止指導員の皆様にも、各地区での美化活動における啓発やイベント時の監視パトロールに御協力いただき、環境美化に努めていただいております。

御質問にあります、ゴミ拾いＳＮＳピリカにつきましては、スマートフォンを活用して、拾ったごみの写真や場所をＳＮＳ上に投稿し、他の利用者と活動を共有できるサービスです。拾ったごみの量や活動の様子をＳＮＳ上で見える化することで、参加者同士が感謝や応援をお互いに送りあえるようになり、ごみ拾い活動の継続や参加のきっかけにつながるものです。町民の皆様が環境美化活動を行う際の手法の一つとして、有効な取り組みであると考えられますので、今後、地域から相談があった際には、このような取り組みについて情報提供するなど、地域の自主的な活動を後押ししてまいりたいと考えております。

一方で、自治体版については有料サービスであり、写真に含まれる人物や車のナンバー、位置情報などの取り扱いにも慎重な配慮が求められます。また、ＳＮＳであることから利用者同士のトラブル等も想定されます。このため、現時点では本サービスの導入について具体的な予定はありませんが、職員の運用負担も含めた費用対効果や個人情報の取り扱い、自治体における活用状況、あるいは類似サービスなどについても、幅広く研究してまいりたいと考えております。

快適なまちづくり推進のためには、地域の皆様やポイ捨て等防止指導員の皆様の御協力は欠かせません。今後も既存の取り組みを進めるとともに、新たな技術や地域で実践されている取り組

みについても調査研究を行い、必要な情報を地域と共有していくなど、清潔で安全な生活環境の確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　竹内竜也議員。

○７番　竹内竜也議員　イエローチョーク作戦、そしてＳＮＳアプリについて、御答弁をいただきました。

犬のふんにつきましては、私の地元では、多分きのうあたりから、犬のふんに関する回覧板が、またまた回っておりまして、相談すれば、御相談にはのっていただけるということですし、多分秋ごろにまたポイ捨て防止指導員の会議があるのかどうなのかですけれども、その際にもいろいろ、ほかの指導員の方と環境美化について、意見交換等、共有できればいいと思います。

今から10数年前、私が議員になる前の話なんですけども、私の記憶が確かならば多分、井上地区というくくりだったかと思うんですけれども、ポイ捨て防止のモデル地区に指定されたということがありまして、その当時、地区を挙げて一生懸命、パトロールとかやったんですけども、その当時に比べると犬のふんの害というのは、御答弁の中にありましたとおり、多少なくなってるなという実感はあります。でも、犬のふん害については、ふんだけに、ふんまんやる方ないというところではあるんですけれども、何かしらの取り組みが行われると、一応それがぴたっとなくなって、ほとぼりが冷めたころに、また戻るといういたちごっこ的なところもあるんですけれども、ポイ捨てとか不法投棄の問題については、エリア特性とかも関係してるのかなと思いますし、ＡＩを活用したポイ捨て、不法投棄の発見傾向を分析する技術も開発されていますので、そちらも活用事例などを研究にとどまらず、なんとか検討までいく、そして、津幡町でも導入するような流れになればいいなと申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、２項目め、災害時などにおける学校待機についてです。

令和５年７月の線状降水帯による豪雨災害、こちらは７月12日の午後８時23分に大雨警報が発表され、翌13日の午前10時29分に警報が解除されたことを受け、正午には避難指示が解除されたもので、いわば深夜の時間帯に発生したものです。

また、津幡町においては震度５弱を記録した、令和６年能登半島地震にあっては元日の夕刻に発生しています。

そして、つい最近の出来事ということになりますが、先月27日には津幡町において午前３時16分にレベル４大雨危険警報が発表され、翌28日の午前８時30分に解除されるまで全町に避難指示が出されていました。

これらの自然災害については、夜間、深夜帯であったり、正月、夏休み期間中に発生しているため、いずれの災害とも児童生徒が学校内にいることはなく、御家庭などで保護者がお子さんの安全を確保なさったものと思います。

しかし、児童生徒が学校において活動しているさなかに、自然災害や事故、事件などが発生した場合には、安全確保のために学校待機という場面も生じ得ます。

そこで、学校待機について２点質問いたします。

１点目です。児童生徒が学校で活動している際に、震度５弱以上の地震が発生した場合は、被害状況や学校からの連絡の有無にかかわらず、保護者への引き渡しが行われることになっています。また、大雨、洪水、暴風、大雪などの自然災害や火災、犯罪、不審者等、事件発生の場合については状況に応じて、保護者への引き渡しが行われます。いずれの場合についても、引き渡し

が行われた後は、保護者の責任のもとで、児童生徒の安全が確保されることになります。

こうした引き渡しの際の流れを確認するために、授業参観の日などを利用して、引き渡し訓練が実施されており、保護者もその意味と重要性について、理解なさっているのではないでしょうか。

しかし、円滑な引き渡しが可能であれば問題はありませんが、共働き世帯やひとり親家庭などであるため、速やかな引き取りが困難であったり、例えば、大規模地震が発生したような場合には、公共交通機関が麻痺したり、土砂崩れや崖崩れ、道路の陥没や亀裂によって交通が寸断され、引き取りまでに時間を要することも想定され、そのような状況になった場合については、保護者が来校するまでの間、児童生徒は学校内の安全な場所において待機することになります。

また、校地の外に出ることが危険であると判断される場合には、児童生徒の引き取りのために来校していた保護者なども含め、安全が確認されるまでの間は、校内で待機することになります。校地外への移動が危険であったり、保護者が迎えに来ることができないなど、学校待機が長時間に及ぶような場合、さらには、宿泊が必要になるなど学校待機が長期間にわたるような場合、どのような対応が取られるのでしょうか。

続けて、２点目です。昨年の７月７日に発生した線状降水帯による記録的大雨に際し、金沢市立大浦小学校では、周辺一帯が冠水したことによって、翌朝まで孤立を余儀なくされたように、もしも、大規模な災害が発生した場合、学校からの移動や外部からの救援が困難となり、学校が孤立状態に置かれることも、想定しておかなければならないのではないでしょうか。

津幡町では本年３月31日時点において、災害用物資として食糧２万650、飲料水3,588、携帯トイレ2,900、簡易トイレ21、その他諸々の災害物資を備蓄していますが、避難所用としてではなく、町内各学校用としての災害用備蓄、学校独自の災害用備蓄ということになりますが、その状況はいかがでしょうか。

また、学校内での待機に際しては、エアコンが完備された教室が利用されることになると思いますが、災害時には電気やガス、水道などの社会基盤への接続が途絶えてしまうことも想定しておかなければなりません。

災害時にあっても、厳しい暑さや寒さから健康や命を守るために、空調の維持は不可欠となるわけですが、停電が発生し電力供給が途絶えた場合、エアコンに対するバックアップ電源が確保されているなど、万全な対策が講じられているのでしょうか。

以上、２点について、教育長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長　山本教育長。

〔山本智秀教育長　登壇〕

○山本智秀教育長　災害時などにおける学校待機についての御質問にお答えいたします。

初めに、学校での活動中に大きな災害が発生した場合についてです。

引き渡し訓練は、各学校で年１回以上実施しており、実際の流れやその重要性については、教職員、保護者、児童生徒間で、共通の認識が定着しております。

大規模地震などの災害時には、交通の寸断等により保護者がすぐに来校できず、引き渡しまでに長時間を要する場合や災害の状況によっては、保護者が来校していても校地外への移動が危険となる場合も想定されます。各学校の危機管理マニュアルには、状況によっては保護者とともに校内にとめ置く場合もあることを定めております。また、保護者が来校できない場合には、引き

渡しカードに記載された引受人が来校するまでは、児童生徒の安全を確保しながら校内で待機することとしております。これまでも各校での引き渡し訓練後には、保護者アンケートなどを参考に教職員で振り返りを行い、その都度課題を精査し、危機管理マニュアルの改善を重ねております。

また、８月には、町教育センターで、金沢大学の青木准教授を講師として、教職員を対象とした防災に関する研修会を昨年度に引き続き実施いたしました。その中でも、大規模災害により児童生徒の学校での待機が長時間に及ぶ場合や、校地外への移動が困難となる場合を想定した対応について意見が出されました。この研修を受け、現在、各学校では、危機管理マニュアルの見直しを進めております。

今後は、災害発生時の長時間にわたる学校待機や学校での宿泊を伴う事態も想定し、町の防災担当課とも連携しながら、各学校で見直したマニュアルをより実効性のある内容へ改善してまいりたいと思います。

次に、学校の災害物資についてですが、議員も御承知のとおり、現在、町では、非常食や飲料水、携帯トイレを初めとする災害用物資を備蓄しております。これらは町の避難所等での使用を想定したものであり、現時点では、各学校が、児童生徒用に独自に保有する災害用備蓄品はございません。

先ほど申し上げました、町教育センターでの研修会において、講師の青木准教授からは、災害時に学校で児童生徒を長時間待機させる場合に備え、水の備蓄が必要との意見が出されました。自助の観点から、保護者に協力をお願いし、児童生徒１人につき毎年ペットボトル１本程度の水を提供してもらって学校で保管し、１年後に新しいものと交換する仕組みを構築するというものです。水は飲料水としてだけでなく、けがをした際に傷口を洗い流すなど、応急対応にも必要となるものです。今後は、各学校の児童生徒用として、保護者の協力を得ながら、水の備蓄などについての具体的な方法や管理・更新の仕組みを整えていきたいと考えております。

また、災害時には、停電等により電力供給が途絶え、学校の空調設備などが使用できなくなることも想定されます。空調設備に対するバックアップ電源につきましては、現在のところ町内小中学校には確保されておりません。電源の確保につきましては、町が災害協定等を締結している各企業・団体による対応や国の有利な補助制度の活用など、複数の方法を視野に入れるとともに、今後行う学校体育館への空調整備設計においても、災害時の電源確保ができないか検討を行ってまいりたいと思います。

あわせて、災害時に学校が孤立することのないよう、ライフラインの確保などについて関係部署と連携をしながら対策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　竹内竜也議員。

○７番　竹内竜也議員　１点、再質問お願いいたします。

学校待機が長期化した場合の対応についてなんですけども、御答弁の中でも災害対応をマニュアルというお話があったんですけども、ここを読んでも、長期化した場合どうなるのかっていうのがわからないんですけども、多分学校もこれから検討されていくということですけども、わからないんだろうなと思います。

このあたりについて、教育委員会として、何かしらのお考えっていうのは、現時点でおありに

なるのでしょうか。そのへんについて、山本教育長、お願いいたします。

○八十嶋孝司議長　山本教育長。

〔山本智秀教育長　登壇〕

○山本智秀教育長　竹内議員の再質問についてお答えいたします。

教育委員会としても、毎月行われております校長研修会などで、各学校からの意見も取り入れながら、教育委員会としても安全に安心に、子供たちのためにどれが一番適切なのか、しっかり考えた上で、あわせて、学校と教育委員会とあわせてまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長　竹内竜也議員。

○７番　竹内竜也議員　きょうのところは、了解しました。

そうですね、高い問題意識を持っていろいろと取り組んでいっていただきたいなと思いますし、平成29年７月の九州北部豪雨、そして、その次の年の30年７月の西日本豪雨災害の時も、ゲリラ豪雨によって、迎えに来ていた保護者の方も含めて、学校に閉じ込められたという事案が少なくはない件数あったそうですね。

先月の28日、本日の一般質問の通告を終わらせたその足で、本日、議場がロールカーテンがおりてしまっているので望むことできないんですけども、一般質問の通告を終わらせたその足で、井上小学校の学校安全委員会に出席してまいりました。

レベル４大雨危険情報を経験したまさに翌日ということもあり、災害対策についても話題に上りました。幸いなこととは言えますが、これまでの大きな災害については児童が学校にいる状態の時に遭ってないと、逆に言えば、児童が学校にいる時間帯の災害経験がないので、もしもの時に対する不安がないわけではないという声もあり、それを想定して常に考えておかなければならないですねと話し合われました。

会議終了後に、井上小学校の学校独自の災害備蓄についても拝見いたしました。児童用として飲料水のほか、食料１食分、せめてという思いで備蓄していますということでした。

翻って、３食分の食料とか１リットル程度の飲料水のほかに、保護者からの励ましの手紙を入れた個人用の備蓄袋みたいなもの、こういうものを各家庭に用意していただくという取り組みもあるようなんですけども、学校独自のというよりも、学校のための災害備蓄、通信手段の確保とか電力供給のバックアップなども含め、学校の防災・防犯については、学校単位で引き受けるには、荷が重すぎるという課題もあると思いますので、教育委員会には、最大限のバックアップをお願いして、７番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長　以上で、７番　竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、２番　柴田洋一議員。

〔２番　柴田洋一議員　登壇〕

○２番　柴田洋一議員　議席番号２番、柴田洋一です。

通告に従い、２問質問させていただきます。

１つ目は、避難所の分散備蓄についてであります。

この問題については、３年前にも一般質問で取り上げました。

さらに、その翌年には、町の防災への取り組み（その後）ということで質問をしております。

当時、津幡町には５カ所の備蓄倉庫、現在は、１カ所ふえて６カ所となっておりますが、設置

されており、災害時にはそこから各避難所へ物資を供給するという集中備蓄が基本となっていることから、地震や洪水などによる道路の寸断、あるいは備蓄倉庫そのものが被災する可能性を考え、各拠点避難場所に直接、一定量の物資を保管する分散備蓄について質問をいたしました。

その際の町の答弁では、全ての避難所に備蓄品を設置することは、備蓄スペースの確保が困難であることや備蓄数の適正把握、備蓄品の管理上の課題など難しいということでありました。一方で、現在の集中備蓄に加え、物資の中身を避難場所に応じたものにする分散備蓄を交えた複合的備蓄により、その強化を図ることができることから、今後は複合的な備蓄の検討を進めてまいりますとの答弁をいただいております。

さらに、本年３月19日に改定された令和８年津幡町地域防災計画では、今後とも、災害に備えて必要な食料、生活物資及び資機材の備蓄拡充に努めるとともに、各避難所における備蓄（分散備蓄）についても検討すると明記されました。このことから町としても分散備蓄の必要性を認識し、今後検討していく方式であると認識をしております。

そこで、まずお伺いいたします。

地域防災計画に各避難所における備蓄についても検討すると明記されている分散備蓄について、これまで、具体的にどのような検討を行ってきたのでしょうか。

また、３年前の答弁で示された複合的な備蓄について、現在までに具体的に実施されたものがあるか、お聞かせください。

次に、災害時の物資供給についてです。

私は、令和８年７月28日に発生した熊本地震の被災地に、８月中旬、お盆休みを利用して災害ボランティアとして入りました。そこで目にしたのは、支援物資そのものが不足しているという問題だけではありませんでした。支援物資は全国から集まってきているものの、それらを仕分けし、必要な避難所ごとにまとめ、実際に届けるための人手が不足しており、物資が集まっているにもかかわらず、各避難所に物資が届くまでに時間を要しているという状況でした。

この経験から、災害時の物資供給については、単に資源がどこにあるのかという問題だけではなく、誰が仕分けし、誰が運び、どのように避難所まで届けるのかという人的な問題も考えておく必要があると感じました。

これまで分散備蓄の必要性については、主に道路の寸断など、交通インフラの問題を中心に考えてきましたが、実際の災害現場では、道路が通行できたとしても、物資を仕分けし、積み込み、配送する人員が不足すれば、やはり物資は必要な場所に届けることはできません。

そこでお伺いします。

本町では、大規模災害時において、物資そのものの確保だけでなく、物資の仕分け、積み込み、配送、そして避難所での受け入れまでを含めた一連の物資供給体制について、どのような想定をしているのでしょうか。また、複数の避難所や施設から同時に物資の配送を求められた場合、必要となる人員や車両を確保できる体制となっているのでしょうか。

私は、こうした災害時の人的な制約を考えても、一定の物資をあらかじめ避難所に分散して配置しておくことは、大きな意味があると考えています。もちろん全ての備蓄品を各避難所に配置する必要はないと思います。例えば、災害発生直後から必要となる飲料水、非常食、携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、衛生用品など、優先順位の高い物資に限定して、一定量を各拠点避難場所に配置する方法も考えられます。こうした方法であれば全ての備蓄品を各避難所で管理する必要は

なく、従来から課題として挙げられている管理や保管スペースの課題も一定程度、軽減できるのではないでしょうか。

そこでお伺いします。

現時点で、本町において各避難所または拠点避難場所に、町の備蓄品を直接配置しているところはあるでしょうか。

また、配置している場合には、どのような物資をどの程度配置しているのでしょうか。さらに、過去の答弁で課題として示された、管理や保管スペースの問題について、これまでどのような解決策を検討してきたのか、お聞かせください。

最後に、分散備蓄について、私は、全ての避難所に一律に同じ備蓄品を置くべきだと考えているわけではありません。地域防災計画に示されているように、避難所や地域の特性に応じて、必要な物資を配置することが重要だと考えています。

例えば、高齢者が多い地域、乳幼児の多い地域、あるいは洪水や土砂災害のリスクが高い地域など、それぞれの地域によって災害時に必要となる物資や数量は異なります。だからこそ、全てを一律に配置するのではなく、地域の特色や災害リスクに応じて備蓄内容を変える複合的な備蓄という考え方が重要ではないでしょうか。

そこで、最後に伺います。

３年前に答弁された複合的な備蓄を、地域防災計画に沿った具体的な施策として進めていく考えはあるか。または、一部の拠点避難場所をモデルとして、災害発生直後に必要となる物資を直接配置する取り組みを始める考えはないでしょうか。

能登半島地震、そして私自身が今回の災害ボランティアを通じて現地で感じたことを踏まえても、これからの備蓄対策で重要なのは、単にどれだけ備蓄しているかではなく、必要な物資を、必要な場所で、必要な時に使える状態にしておくことが重要と考えます。

防災備蓄品の配布など、有効な事業も進められております。加えて、複合的な備蓄、そして、現在の地域防災計画に掲げられている分散備蓄の検討を踏まえ、町としてこの取り組みを具体的に前進させていく考えがあるのか、町の見解を伺います。

以上、過去の質問でも答弁をしていただきました、田中総務課長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　田中総務課長。

〔田中圭総務課長　登壇〕

○田中圭総務課長　柴田議員の避難所の分散備蓄についての御質問にお答えいたします。

最初に、分散備蓄について具体的にどのような検討を行ってきたかについてお答えいたします。

分散備蓄につきましては、備蓄スペースや備蓄数、管理上の問題などさまざまな課題がございますが、近年の大規模災害を踏まえますと、各避難所へ迅速に備蓄品を供給できる体制を整えることが喫緊の課題であると認識しており、これまで検討を重ねてまいりました。

検討状況としましては、昨年度におきまして避難所となる小中学校に対し、防災備蓄品の保管場所の有無について照会を行い、その結果を踏まえて、本年度中に飲料水、非常食を中心に備蓄品の設置を予定しております。小中学校以外のコミュニティプラザ等の施設については、備蓄品の保管場所がないと聞いておりますが、少量でも備蓄品を設置できるスペースがないか、今後、改めて所管部署の生涯教育課や施設管理者と協議を重ねていく予定です。

また、複合的な備蓄については、集中備蓄に加え、物資の中身を避難場所に応じたものにする

分散備蓄を交えた複合的備蓄により、強化を図るというものでした。しかしながら、令和５年７月豪雨災害及び令和６年能登半島地震という２つの大規模災害への対応や全国から届いた大量の支援物資の整理などもあり、具体的に進めることができませんでした。今後、改めて分散備蓄とともに検討してまいりたいと思います。

次に、災害時の物資供給体制についてお答えいたします。

大規模災害時には、町の備蓄だけでなく、国や県、他自治体、協定締結事業者等からの支援物資が届けられることも想定しております。

町では、災害対策本部において物資の必要量や避難所ごとの状況を把握し、関係部署や関係機関と連携しながら、物資の調達、受入れ、仕分け、配送を行うこととしております。

また、物資の輸送については、町職員だけで対応することには限界があることから、令和６年能登半島地震の際に協力をいただきました町消防団や協定を締結している運送事業者等との連携も重要であると考えております。

一方、大規模災害が発生した場合には、道路が通行可能であったとしても、物資の仕分け、積み込み、配送、避難所での受け入れなど、それぞれの段階で人員が必要となります。

そのため、物資そのものを確保するだけでなく、誰がどのように仕分けし、どのような手段で避難所まで届けるのかといった物流面においても、今後さらに具体的な配分ルールや輸送ルートを検討する必要があると認識しております。

この点については、町職員だけで対応することを前提とするのでなく、民間事業者や関係団体との協定、他自治体からの応援職員、ボランティア等の人的支援も含め、災害時の物資供給体制全体について検討してまいります。

次に、現時点で備蓄品を配置している避難所についてお答えいたします。

現時点で、避難所において食料や水などの備蓄品は設置できておりませんが、令和５年７月豪雨を踏まえ、刈安小学校及び刈安コミュニティプラザにて止水板を各１セット備蓄しております。８月27日からの豪雨の際には、刈安コミュニティプラザにて止水板を設置し、浸水防止対策を実施したところです。

管理や保管スペースの課題解消に向けて、昨年度に備蓄品管理データの様式改定を実施し、これまでよりも効率的に備蓄品を管理することが可能になりました。また、保管スペースの確保については、先ほど申し上げましたように、少量でも備蓄品を設置できるよう、スペースがないと回答いただいた施設と再度協議を重ねていく予定です。

最後に、一部の拠点避難場所をモデルとして必要物資を直接配置する取り組みについてお答えいたします。

議員御提案のとおり、全ての避難所に同じ物資を配置するのではなく、地域の特性や想定される災害、避難者の構成などを踏まえて、必要な物資を重点的に配置するという考え方については、今後の備蓄を検討する上で重要な視点であると考えております。

そのような視点から、過去に浸水被害のあった刈安小学校及び刈安コミュニティプラザにて止水板を備蓄しており、その他の避難所におきましても、地域の特性に応じた備蓄品の検討が必要であると考えております。

そのため、今後は、地域防災計画に位置づけている分散備蓄の考え方を具体化するため、指定避難所を対象として、まずは災害リスク、施設の収容能力、保管スペース、地域特性などを改め

て整理し、どのような物資をどの程度配置することが適当なのかについて検討してまいります。その検討結果を踏まえ、実効性や管理面、費用面などを総合的に勘案しながら、一部の避難所をモデルとし、段階的に分散備蓄の拡充を図ってまいります。

今後も、集中備蓄の利点を生かしながら、分散備蓄を組み合わせた複合的な備蓄体制について検討を進めてまいります。また、災害時の物流体制についても、関係機関や民間事業者等との連携を強化し、より実効性のある体制の構築に努めることで、防災体制の強化を図ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　柴田洋一議員。

○２番　柴田洋一議員　ありがとうございました。

今年度中に備蓄も含め、いろいろと検討を進めているということで、大変心強く思っておりますし、これまでのですね、検討をするから、実際には具体的な取り込みとして１歩も２歩も前進したのではないかと思っております。ありがとうございます。

スペース上の問題については、前回の質問をした際にも、例えば、空教室などを利用した備蓄も可能ではないかというようなことも提案させていただきました。

公民館については、学校に隣接しているところが多いので、例えば、公民館だとかそういったところにスペースがなくても、そういった教室を利用することで、迅速に物資が運べるということもあるのではないかと思いますし、あとは備蓄倉庫からの支援の供給体制についても、計画だけではなくて、例えば、訓練等も実際に実施してみるとか、いざとなったときに迅速に動けるような体制も今後検討していただければと思っております。

ありがとうございました。

それでは、２問目に移りたいと思います。

２問目は、学校体育館における熱中症対策と環境改善についてです。

体育館へのエアコンの導入についても、これまで何度か質問をしてきましたが、当時の答弁で、小中学校のバリアフリー化が終了してから行うというようなことでもありましたので、それまでの間にですね、なんとかほかにいい方法がないかという観点から、今回の質問に至っており ますので、よろしくお願いします。

まず、近年の猛暑の長期化により、学校体育館における体育授業や部活動、さらには災害時の避難所としての利用において、熱中症対策は重要かつ喫緊の課題となっております。

こうした中、本町では、令和10年度までに中学校２校の体育館へのエアコン導入に向けた実施設計を行うことが、６月会議、そして先日行われました女性議会の一般質問において答弁されました。

なお、先ほどの道下議員からの質問に対する答弁では、明確な期日は設けられませんでしたが、前倒しをして行うという答弁がありました。

これは、児童生徒の安全確保や避難所機能の向上という観点から、大変重要な取り組みであると考えます。

一方で、令和10年度に実施設計を行った場合、実際にエアコンが設置され、使用できるようになるまでには、設計、工事等を含めさらに一定の期間を要することになります。また、中学校だけでなく、小学校の体育館へのエアコン整備まで含めれば、全ての学校体育館の空調環境が整うまでには、さらに長い期間を要することになります。つまり、今後少なくとも数年間、そして小

学校まで含めれば、それ以上の期間、児童生徒は、現在と同じ暑熱環境の中で体育館を利用することになります。

そこで、エアコン導入を進めることと並行して、エアコンが整備されるまでの期間の安全確保、そして、エアコン導入後の空調効率向上、この両面から、建物そのものの環境改善を先行して進める必要があると考えます。

以下に、エアコン導入前から効果が期待でき、導入後にもその効果を生かすことができる対策について、提案をしたいと思います。

まず、体育館の暑熱環境を改善するには、熱を入れない、熱を逃がす、空気を滞らせない。この３つの視点が重要であると考えます。

具体的には、次の３つの対策です。

１つ目、遮熱・断熱対策、これは熱を入れないための対策です。

体育館は屋根の面積が大きく、夏場には、屋根が強く日射を受けることから、屋根や外壁から室内へ入ってくる熱を抑えることは、暑熱環境の改善において重要であると考えます。

具体的には、屋根の遮熱塗装、屋根外壁等の断熱対策、窓ガラスへの遮熱フィルムの施工、その他、体育館の構造や現状に応じた遮熱、断熱などが考えられます。

これらの対策によって、建物への熱の侵入を抑え、室内の温度上昇や体感的な暑さを軽減することが期待できます。また、エアコン導入後においても、建物そのものへの熱負荷を抑えることで、冷房効率の向上や電力消費の抑制につながると考えます。実際に、かほく市では、体育館へのエアコン導入に合わせて、屋根や外壁の遮熱対策、窓への遮熱フィルムなどの工事を行っていると伺い、今回の質問に先立って、担当者から聞き取りをさせていただきました。

かほく市では、遮熱工事とエアコン導入を同時に実施しているため、遮熱工事単体でどの程度の効果があったかについては、明確な検証は難しいとのことでしたが、一方で、エアコンのみを導入する場合と比較して、遮熱対策を組み合わせることで、必要となるエアコンの設置台数や、将来的な運用コストを抑えることができると試算をされているとのことです。このことからも、エアコンを設置する際には、単に空調設備を導入するだけではなく、建物側の遮熱・断熱対策を組み合わせることが、より効率な設備設計につながるのではないかと考えます。

なお、かほく市の各学校で実施された工事の内容については、資料をいただいておりますので、参考資料として添付いたします。

また、私が勤務する会社の工場においても、昨年、屋根の遮熱塗装を実施しました。その建物は、社員食堂としても使用しておりますが、施工後の状況を確認したところ、外気温が高い日であっても、エアコンを25度に設定した状態で、室内温度がおおむね25～28度程度となっておりました。

ちなみに、今回の質問は、実は６月会議で質問をする予定だったのですが、今回の私の会社で遮熱塗装を行った実績と数値を取りたいということで、この一夏、データ収集に務めたことで、今回の９月の一般質問となりました。その際、特に私自身が実感したのは、工場の天井付近に溜まっていた熱気が明らかに少なくなっていたということです。もちろん、これは学校体育館とは、建物の用途や構造が異なるため、単純に同じ効果を期待できるものとはいえません。しかし、屋根からの熱の進入を抑えることによって、室内環境の改善が期待できる例として、参考になるのではないかと考えています。

こうした事例からも、屋根や天井部分の遮熱・断熱対策は、エアコン設置までの期間における対策の一つとして検討する価値があると考えています。

２つ目は、高所排気による換気強化、いわゆる熱を逃がすための対策です。

体育館では、暖められた空気が上部に滞留しやすいため、この熱気を効率よく屋外へ排出することが重要です。

具体的には、高所排気ファンの設置、自然換気口の整備など、必要に応じた換気扇や排気設備の設置などが考えられます。

特に自然換気を確保することは、通常時だけでなく、災害時や停電時においても、避難所としての環境を維持する上で有効であると考えます。

３つ目は、空気循環の最適化で、これは空気を滞らせないための対策です。

広い体育館では、場所によって温度や体感的な暑さに差が生じることがあります。

そこで、大型のシーリングファンやサーキュレーター、または送風機などを活用して空気を循環させ、温度むらや熱気の滞留を軽減することが考えられます。これはエアコン設置前の暑熱対策としてだけでなく、将来的にエアコンを導入した際にも、冷気を体育館全体へ効率よく循環させることで、空調効果を高めることが期待できます。

以上のように、熱を入れない遮熱・断熱対策、熱を逃がす換気対策、そして空気を滞らせない循環対策の３つの視点から体育館ごとの構造や現状を調査した上で、費用対効果の高い対策を組み合わせて実施することが重要であると考えます。

特に、遮熱・断熱については、エアコン設置までの期間における暑さ対策としてだけでなく、エアコン導入後には、冷房効率の向上や運用コストの抑制にもつながることから、先行して実施する価値があるのではないでしょうか。また、こうした対策は、体育授業や部活動における熱中症リスクの低減、災害時の避難所環境の改善、さらには将来的な空調設備の負荷軽減、設置台数の削減、電力使用料や運用コストの抑制など、複数の効果が期待できます。

限られた予算の中であっても、全てを一度に実施するのではなく、まず各体育館の暑熱環境や建物の状況を調査し、その結果に基づいて優先順位を付け、効率の高い対策から段階的に進めていくことは可能ではないでしょうか。なお、これらの環境改善に関連して、国等の補助制度についても調査しました。活用を検討できる制度については説明が長くなりますので、別紙に整理して添付しておりますので、今後、具体的な事業化や財源確保を検討する際の参考にしていただきたいと思います。

ただ、一つ紹介しておきたいのは、この文部科学省における、学校体育館の空調整備についての考え方で、学校体育館の空調整備における断熱性の確保については、後年度に実施することも可能としていることです。

つまり、エアコン整備と断熱工事を必ずしも同じ年度に実施する必要はなく、エアコンの設置を待たずに、断熱等の対策を先行して実施することも可能であるということです。

そうであれば、エアコンの設置時期を待つのではなく、現在できる対策について今のうちから先行して進めることが、児童生徒の安全確保という観点からも必要ではないでしょうか。

さらに、遮熱・断熱対策は、エアコンがない現在は暑さ対策として、そして、エアコン設置後は冷房効率を高める対策として、二重の効果が期待できます。

私は、こうした対策をエアコンが設置されるまでの暫定的な対策として考えるのではなく、将

来の空調整備をより効率的にするための先行投資として捉えることが重要だと考えます。

そこで、最後に伺います。

令和10年度に中学校２校の体育館について、エアコン導入に向けた実施設計を行うとしても、実際の設置・稼働までには一定の期間を要し、さらに小学校の体育館への整備を考えれば、全ての学校の体育館の空調整備が整うまでには、さらに長い期間を要することになります。その間の児童・生徒の安全確保、また災害時の避難所環境の改善を図るため、エアコンの導入を待たずに、遮熱・断熱、換気、空気循環などの環境改善対策を先行して進める考えはあるのか、町の見解を伺います。

以上、吉田町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　学校体育館における熱中症対策と環境改善についての御質問にお答えいたします。

本町において、今後、進める予定としている学校体育館空調設備の整備において、議員の御提案である遮熱・断熱対策、高所排気による換気強化、空気の循環といった方法は、いずれも体育館の環境改善に有効な手段であると認識しております。本町の空調設備の設計においても、空調方式の選定に合わせて、体育館の遮熱・断熱化、効率のよい空調を行うための空気の循環等の対策を検討したいと考えております。

しかし、これらの対策工事を空調設備工事と分離し先行して施工することについては、慎重に検討する必要があると考えます。その理由といたしましては、安全対策や仮設工事等の経費が二重に必要となり、経済性の観点からは有効とは考えにくいことです。また、先行して対策工事を施工した場合、その後の空調設備工事も含めた工事期間が長期化し、学校の授業などへの影響が大きくなるほか、工事の状況によっては重複して行う工程が必要になり、複雑化する可能性があるためです。

今後、一日でも早い学校体育館の空調設備の設置に向け取り組んでいくには、議員御提案の対策工事を含め、できる限り一体的かつ短期間に施工することが、最も効率的かつ経済的であると考えております。遮熱・断熱等対策については、今後の実施設計の段階で、これらの導入の可能性を総合的に検討し、今後のランニングコストについても考慮し、最も効果的で経済的な整備方法を決定していきたいと考えております。

先ほど、道下議員には、できるだけ早く中学校の設計に着手し、少しでも早く空調設備が整備できるよう準備を進めていきたいとお答えいたしましたが、できれば令和８年度中には補正予算対応をしたいと考えております。

次に、議員からの小学校への整備着手までに時間を要するという御意見についてですが、小学校の空調設備整備は、中学校の整備完了後、できるだけ速やかに完了させたいと考えております。中学校の整備工事が実施される年度には、並行して小学校の実施設計を行うなど事業の短縮化を図り、できるだけ早期に実現できるよう努めてまいります。

引き続き、学校体育館の環境改善に向け、事業を効率よく速やかに進められるよう工夫しながら全力で取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　柴田洋一議員。

○２番　柴田洋一議員　再質問はありませんが、必要性は理解しているものの、先行して行うことは難しいということで、ただし、10年度までに行うとしていた実施設計を８年度中になんとかしたいということで、このエアコンと同時にですね、早期に導入されるということが、一番いい方法かと思いますので、小学校も含めてですね、いち早い対応を望んでおりますし、今後ですね、さまざまな子供たちの学校利用だけではなくて、避難所としての利用なども重要視されておりますので、今後ですね、前向きな検討と具体的な対応につながるということを十分期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○八十嶋孝司議長　以上で、２番　柴田洋一議員の一般質問を終わります。

次に、４番　中島敏勝議員。

〔４番　中島敏勝議員登壇〕

○４番　中島敏勝議員　４番、中島敏勝、一般質問させていただきます。

最初は、体育館の空調整備と子育て・教育環境でございますが、今ほど幾つか答弁をいただいておりますので、 簡潔に私が質問したことをお話をさせていただいて、御答弁をいただければと思います。

１番は、中学校２校の体育館の空調整備について、実際に使用開始できるのは何年度を想定していますかという質問でございます。

２番目は、現時点で想定している概算事業費は幾らですか。また、国庫補助、地方債、交付税措置などを踏まえ、町の実質的な財政負担をどの程度と見込んでおられますかという質問でございます。

２番目、小学校の体育館の空調につきましては、今ほど御答弁がありましたので、中学校が終わり次第ということなんですが、私の質問の中では、時期を含めたロードマップを示す考えはありませんかという質問を提出させていただいております。

そして、２点目、中山間地域の小学校と防災機能について、中山間地域の小学校については、今後、学校再編や統合の可能性も考えられております。しかし、学校が統合されたとしても、体育館を地域の避難所や防災拠点として残すという考え方もございます。中山間地域では、大雨や土砂災害、道路の寸断などによって地域が孤立する可能性もあり、防災の視点は非常に重要でございます。

そこで、中山間地域の学校再編を検討する際には、学校機能だけではなく、体育館を指定避難所や地域防災拠点として今後どのように活用していくのかについても、一体的に検討すべきではないでしょうか、お考えを伺いますという質問を提出させていただいております。

３番目につきまして、津幡町の子育て、教育環境につきまして、かほく市では、新聞の報道のとおり、全小中学校の体育館に空調が整備されており、県内でも先行しております。かほく市は、長年、教育環境の整備や子育て支援を重要な柱として位置づき、子育てしやすい町というイメージを定住政策にも結びつけてきました。

これは、限られた財源の中で、何を先にするのか、何を重点的に充実させるのか、自治体としての政策の優先順位があらわれます。かほく市との比較につきまして、財政力だけではなく、子育て・教育を政策の中でどこまで優先してきたのか、その違いも大きかったのではないかと考えます。津幡町においても、少子化が進む中、若い世代から、ここで子育てをしたいと選んでもらえるまちづくりが重要と考えます。

そこで、伺います。

かほく市を初めとする近隣自治体と比較しまして、現在の津幡町の子育て・教育環境をどのように評価しておりますでしょうか。また、今後、どの分野を重点的に充実させ、子育てをするなら津幡町と言ってもらえる町をつくっていくのか、町長のお考えをお伺いします。お願いします。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　中島議員の体育館の空調整備と子育て・教育環境についての御質問にお答えいたします。

初めに、中学校の体育館空調設備整備の時期についてですが、先ほど、柴田議員の御質問でお答えしましたとおり、中学校２校の体育館空調設備設計は、予定していた令和10年度より前倒しして、令和８年度中には着手したいと考えております。順調にいけば、令和10年度の夏にぜひ間に合わせたいと思っております。

続いて、概算事業費についてですが、中学校２校では、３億円から３億5,000万円ほどを見込んでおります。また、財源には文部科学省の学校施設環境改善交付金や総務省の緊急防災・減災事業債等が考えられますが、一般財源相当が低額で、手続きも短期間となる緊急防災・減災事業債を活用したいと考えています。

緊急防災・減災事業債については事業費の100％が起債対象であり、そのうちの70％が地方交付税措置となります。仮に事業費が３億5,000万円とした場合、約２億4,500万円が地方交付税措置となります。

次に、小学校の体育館の空調設備についてです。小学校体育館の計画については、これまで明確にお示ししてはおりませんでしたが、先ほどの柴田議員の御質問にもお答えしましたとおり、できるだけ早く中学校の整備を行い、その後速やかに、小学校の整備を完了させたいと考えております。

また、中山間地域の小学校と防災機能についてですが、私の公約で申し上げているとおり、本町の中山間地にある小規模校については、統廃合を前提としておりませんので、現時点ではお答えしかねる部分もございますが、町内全ての学校は、指定避難所や地域防災拠点、地域活動拠点として重要な役割を担っております。そのため、中山間地の小学校体育館の空調設備整備については、今後の地域の皆様との協議とあわせて方針を検討してまいりたいと考えております。

最後に、本町の子育て・教育環境についてお答えいたします。

議員からは、かほく市を初めとした近隣自治体と比較して、本町の子育て・教育環境をどのように評価するかという御質問でございますが、まず申し上げておきたいことといたしましては、津幡町には津幡町独自のよさ、特徴があり、また他市町にはない課題等もあることから、他の自治体と比較するつもりはございません。これまでの教育施策において、町の施策とのバランスを図りながら、さまざまな教育課題に対して真摯に取り組んでまいりました。

現時点での認識としましては、本町の子育て世帯の経済的な負担軽減を図る施策や、子供たちの学びと成長を支える教育環境など、これまでに積み重ねてきた多くのよさがあると考えております。

まず、子育てに関しましては、町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てを支える施策を進め、安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めてまいりました。

また、教育環境に関しては、津幡町教育振興基本計画に基づき、確かな学力や豊かな心、健やかな体を育む教育を進めるとともに、科学のまちつばたの取組の推進や、外国語教育や中学生海外派遣交流事業など、子供たちが広い視野を持ち、みずからの可能性を伸ばしていける教育にも力を入れてまいりました。

私自身、４月に町長に就任して以来、こうした取り組みについて改めて確認するとともに、各地域でタウンミーティングを開催し、町民の皆様から、子育てや教育も含めたさまざまな御意見を直接伺いたいと考えております。

このように、子育て支援と教育は、町の将来を担う子供の健やかな成長を支えるだけでなく、これからの津幡町の活力にもつながる大切な分野であります。

さまざまな施策の中で、何に重点を置くのかという政策の優先順位を決めることは簡単なことではありませんが、私は子育てと教育環境の向上を町の最も重要な柱として位置づけ、子供たちが夢や希望を持って学び、成長できる環境をさらに高めていくことができる施策をしっかりと見きわめ、実行に移してまいりたいと考えております。

○八十嶋孝司議長　中島敏勝議員。

○４番　中島敏勝議員　答弁ありがとうございます。

再質問ではございません。私も共感しております。新聞の報道がかなりありますもんですから、私も津幡町独自で、特にしっかりとしたこの財源も今確保してやるというところ、非常に素晴らしい。これまでの津幡町の歩みは、評価しております。ますます、吉田町長のですね、力強い教育に対する思いをお聞きしましたので安心しました。ありがとうございます。

次に行きたいと思います。

２番目に、熊から子供と住民を守る対策ということで質問をさせていただきます。

近年、全国的に熊の出没や人身被害が相次いでおります。

１番、町の認識につきまして、津幡町でも熊の出没がふえ、山間部だけではなく、住宅地や子供たちが毎日利用する通学路周辺でも目撃されております。住民の皆さんが危険を感じ、少しでも見通しをよくしたいと、自ら通学路周辺の下草を刈る活動も行われています。

熊による人身事故、とりわけ子供が被害に遭ってからでは遅く、町民の安心・安全な暮らしの中でも、生命に関わる緊急かつ重大な課題ではないかと考えます。また、一時的な問題ではなく、今後も継続し、もしかしたらさらに深刻化する可能性のある課題として対策を考えていく必要があると考えます。

まず、この課題に対する町の認識を伺います。

２番目、熊出没と注意喚起につきまして、町内における熊の出没件数、近年どのように推移しておりますでしょうか。また、住宅地、学校周辺、通学路では、どの程度の出没が確認されていますか。熊の出没情報が入った場合、町、学校、警察などでどのように情報を共有し、保護者や地域住民へ注意喚起しているのでしょうか。また、出没情報を把握してから住民への注意喚起まで、現在どの程度の時間を要しているのか伺います。

３番目、熊対策としての下草刈り、緩衝帯整備につきまして、石川県のツキノワグマ管理計画では、里山林の間伐、やぶの刈り払いなどによる緩衝帯整備が位置づけられ、町のホームページでも、熊を近づけないための対策として、集落や通学路に接する草刈りを呼びかけています。町内でも、住民が自主的に通学路周辺などの下草刈りを行っている事例があります。住民の力だけ

に頼るのではなく、必要な場所には、町として支援する仕組みが必要だと考えます。

現在、下草刈りや緩衝帯整備に活用できる制度として、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度、鳥獣被害防止対策に関する国・県の制度などはあるのでしょうか。あるのであれば、対象となる場所や対象者、費用負担、これまでの活用実績について伺います。

また、町道、県道、農地、民有地など、管理者や土地の所有者が異なる場合には、どのような対応になるのでしょうか。特に、熊の出没が確認されている通学路など、人身被害の危険性が高い場所については、管理者の違いを越えて関係機関が連携し、優先的に下草刈りや緩衝帯整備を進める必要があると考えますが、町の見解を伺います。

４番目、ＡＩによる熊自動検知システムにつきまして、北國新聞では、ＡＩを活用した熊監視システム、Ｂアラートが取り上げられ、石川県内でも複数の自治体が利用しています。現在ではこれ以外にも、ＮＴＴドコモビジネスなど、ＡＩによって熊を自動検知する複数のサービスが登場しています。県内外で既に導入され、熊の早期発見や注意喚起までの時間短縮、職員の負担軽減などにつなげようとする取り組みが進んでいます。

津幡町ではこれまで、こうしたＡＩによる熊監視システムについて調査・検討したことはございますか。

今後、導入費や維持費、電源・通信環境、他自治体での導入実績や効果などを比較するとともに、農林水産省、環境省、石川県の支援制度を活用した場合の町の実質的な負担について調査し、津幡町に適した方法を検討する考えはございますか。

私は、最初から町内全域に多くのＡＩカメラを設置する必要はないと個人的には考えておりますが、熊の出没箇所を整理した上で、学校周辺や通学路、住宅地と山林との境界など、人身被害の危険性が高い場所を選び、まず数カ所から実証的に導入してみてはどうでしょうか。下草刈りや緩衝帯整備によって、まず近づけない、ＡＩシステムによって早く見つける、そして検知した情報を学校や住民へ、すぐ知らせる。こうした対策を一体的に進めると、子供と住民の命を守ることにつながると考えます。

危険性の高い通学路などからでもＡＩ監視システムを実証的にでも導入するお考えはないか、農林振興課長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○八十嶋孝司議長　奥村農林振興課長。

〔奥村利勝農林振興課長　登壇〕

○奥村利勝農林振興課長　熊から子供と住民を守る対策に関する御質問にお答えいたします。

１つ目の御質問につきましては、近年、熊の出没は山間部に限らず、人の生活圏に近い場所でも確認されており、特に住宅地や学校周辺、通学路での出没は、町民、とりわけ児童生徒の生命と安全に関わる重大な問題であると認識しております。

出没には、生息域の変化や里山における人の活動の減少、餌となるドングリなどの木の実が豊作か不作かといった、複数の要因が関係していると考えております。

町といたしましては、出没情報の迅速な共有や注意喚起、捕獲体制の確保、熊を集落に近づけない環境整備を組み合わせ、関係機関や団体、地域住民等と連携し人身被害の防止を最優先として対応してまいります。

２点目の御質問にお答えします。

町が把握している出没件数と住宅地等で確認されたものは、令和７年度は22件、うち住宅地等

で８件、令和８年度は８月末現在で28件、うち住宅地等で12件となっております。

出没情報を把握した場合は、必要に応じて現場確認を行い、警察、県、猟友会等と情報を共有するとともに、児童や生徒に影響するおそれがある場合は、教育委員会を通じて学校にも伝達しております。

住民への注意喚起は、町ホームページ、公式LINE、メール配信サービス等を活用するとともに、必要に応じて広報車による巡回広報を実施しております。これまでの対応実績では、情報把握から住民への第一報まで平均30分程度となっております。今後も関係機関への連絡と住民への第一報を並行して行うなど、迅速な情報発信に努めてまいります。

３つ目の御質問にお答えします。

集落や通学路に接するやぶの刈り払い等は、見通しを確保し熊が生活圏へ接近することを抑える対策の一つです。

多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度では、それぞれの活動計画等の範囲内で、農地や農道、水路、その周辺の草刈り等に取り組むことができます。ただし、これらは農業・農村の多面的機能の維持等を目的とする制度であり、熊対策のみを目的として一律に整備するものではありません。

このほか、熊対策への活用が想定される制度として、指定管理鳥獣対策事業等交付金、いしかわ森林環境基金事業緩衝帯整備事業などがあり、制度ごとに対象となる場所や整備内容、実施主体などの要件が異なります。

なお、本町では緩衝帯整備事業を、令和４年度から令和７年度までの４年間に４地区で約17ヘクタール、事業費約1,900万円で実施しており、今後も地域環境や熊の出没状況等を踏まえ、各種制度の活用により、必要な環境整備につなげてまいります。

学校周辺や通学路、住宅地周辺など、人身被害の危険性が高い場所につきましては、管理区分だけで対応を分けるのではなく、現地の状況や緊急性を踏まえ、関係機関や土地所有者等と連携して、必要な環境整備を検討してまいります。

最後に、４つ目の御質問にお答えいたします。

令和５年度から石川県よりＡＩを活用したトレイルカメラ４台の無償貸与を受けており、過去の出没情報等を踏まえ、必要な箇所に設置しております。

ＡＩによる判定は、熊の早期発見や職員の負担軽減に有効である一方、機器の耐久性や通信環境、電源の確保等の課題もあります。

今後は、現在の運用状況や効果について検証し、より精度の高いＡＩ検知システムの導入について検討してまいります。

町といたしましては、緩衝帯整備による近づけない対策、ＡＩ等を活用した早く把握する対策、必要な情報をLINEやメール等により速やかに知らせる対策を組み合わせ、人身被害の防止に取り組んでまいります。

○八十嶋孝司議長　中島敏勝議員。

○４番　中島敏勝議員　丁寧な御回答、ありがとうございました。

安心してましたので、いろいろ町の方に周知も、私のほうでしたいと思いますし、ＡＩカメラは９月になると３つぐらいまた発売されるようなので、また機器の交換とかですね、いろいろまた考えていただいて、お願いをしたいと思います。ありがとうございます。

３番目の質問に行きたいと思います。

３番目は、中学生防災士の要請と防災訓練についてでございます。

近年の災害を経験し、地域防災力を高めるため、行政に頼るだけではなく、地域住民一人一人が災害時に行動できる力を身につけることが重要と考えます。町でも防災士を養成してきています。防災士は、地域の防災訓練への参加、危険箇所や避難経路の確認、避難所の準備などに関わり、災害時には避難誘導、安否確認、応急手当、避難所運営など地域を支える役割が期待されています。

津幡町でも防災士の養成を進めておりますが、比較的高い年齢層の方が多いように感じます。もちろん、長年地域を支えてこられた方々の経験や力は重要でございますが、一方で、将来にわたり地域防災力を維持していくためには、若い世代も交え、世代を超えた防災体制をつくっていく必要があります。

石川県内では、その動きが既に始まっており、輪島市では、防災士養成の対象を中学生以上としており、資格取得に必要な費用を県と市が負担しております。また、七尾市では、能登半島地震を経験したことをきっかけに防災を学び、12歳で防災士資格を取得した市内最年少の防災士も誕生しています。能登町の中学校では、長年にわたり地域と連携した防災教育を進め、中学生が避難訓練や避難所運営などに主体的に関わり、能登半島地震の際には、防災教育を経験した生徒や卒業生が避難所などで活動した事例もあります。

令和６年９月会議において、小倉議員から、中学生への防災教育や中学生が避難所運営を経験する機会について質問がありました。そこからさらに一歩進め、中学生が防災士資格を取得し、地域の中で実際に活動できる仕組みをつくったらいかがでしょうか。

高齢者や小さな子供など、災害時に支援が必要な人が身近にいるということを知る機会にもなります。中学生が防災士になれば、その家族の防災意識も高まります。さらに、地域の防災訓練や自主防災クラブ活動に参加することで、地域の大人や高齢者との交流も生まれます。防災を通した世代間交流、地域コミュニティづくりにもつながると考えます。

そして、中学生自身が、自分も人を助けることができる、自分も地域の役に立つことができるという経験を持つことには、大きな教育的意義があると考えます。

子供たちを災害時に、守られる側として考えるのではなく、できる範囲で地域を守る側として育てていく。その子供たちが、社会人となっても地域に関わり、次の世代へ防災意識を引き継いでいく。そういったことをイメージしたらよいのではないかと思います。

そこで、１番目の質問です。防災士の年齢構成、地区別の状況や偏りにつきまして、町はどのように認識していますでしょうか。

２番目、津幡町でも希望する中学生を対象として、防災士養成講座の受講や資格取得費用を町が支援する制度を創設してはどうでしょうか。

３番目、さらに資格を取得したあと、地域で行われる防災訓練への参加、自主防災クラブへの参加をし、地域住民と一緒に活動できる仕組みをつくってはどうでしょうか。

学校で防災教育を学ぶだけではなく、防災士資格の取得、地域防災訓練、自主防災活動をつなぎ、子供たちを将来の地域防災の担い手として育てる仕組みをつくることにつきまして、町の考えを伺います。お願いします。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　中学生防災士の養成と防災訓練の御質問にお答えいたします。

最初に、防災士の年齢構成、地区別の状況や偏りについてお答えいたします。

本町では、地域防災力の向上を図るため、平成20年度から防災士の養成に取り組んでおり、本年３月末時点で284名の方が防災士の資格を取得されています。このうち活動している方は279名で、40歳未満が11％、40歳代が14％、50歳代が23％、60歳代が27％、70歳以上が25％の構成となっています。また、地区別の状況としまして、町職員や消防団員等を除き、各地区の自主防災クラブ別内訳は、津幡地区に51名、中条地区に28名、井上地区に27名、英田地区に32名、笠野地区に16名、笠井地区に12名、河合谷地区に10名、刈安地区に19名、萩坂地区に25名となっています。

議員御指摘のとおり、地域防災の将来を考えた場合、若い世代を含め幅広い年代の方に防災活動に関わっていただくことが重要であると考えております。

防災士育成講座の受講者の推薦に当たり、各自主防災クラブ長には、積極的に若い世代の方を推薦していただくよう依頼しておりますが、結果として高齢の方の推薦が多い現状となっております。今後は、本講座受講者の推薦に当たり、より一層の働きかけを行うとともに、どうすれば若い世代の推薦につながるか研究してまいります。

次に、希望する中学生を対象とした防災士の養成及び資格取得費用への支援についてお答えいたします。

御提案のとおり、中学生が防災について専門的に学び、地域の防災活動に関心を持つことは、防災意識の向上や将来の地域防災の担い手の育成につながる可能性があるものと認識しております。

また、防災を学ぶことを通じて、みずからの命を守るだけでなく、家族や地域の方々を支える意識を持つことは、教育的な観点からも一定の意義があるものと考えております。

しかしながら、防災士資格は、資格を取得すること自体が目的ではなく、取得後に地域の防災活動などに継続的に関わっていただくことが重要です。

中学生の場合、学校生活や部活動などとの両立に加え、資格取得後に地域の自主防災組織等にどのように参加していただくのか、また地域においてどのような役割を担っていただくのかについても、整理する必要があります。

このため、現時点においては、中学生を対象とした防災士養成講座の受講及び資格取得費用を町が負担する新たな制度を創設することについては考えておりません。したがいまして、資格取得後の地域活動の仕組みにつきましても、どのように参加するのか、どのような役割を担うのかについての整理の中で考えていく必要があると考えております。

今後は、学校における防災教育、地域の防災訓練、自主防災活動など、既存の取り組みをどのように連携させていくことが効果的かについて、関係部署や学校、地域の御意見を聞きながら効果のある施策を検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　中島敏勝議員。

○４番　中島敏勝議員　ありがとうございます。再質問はございません。

おっしゃるとおり、私も自主防災クラブに当然、入ってるのですけども、なかなか機能しているとは、なかなか難しい。名前だけ入ってる方もいらっしゃいますし、でも名前だけでも入っていただくというのは重要なところなので、ここにさらに中学生を入れるというのはかなり難しい

話かもしれません。あわせて私も考えていきたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に伺います。

次は、冬のお話なんですけども、まだ暑い中ではございますが、小型除雪機の購入補助につきまして質問させていただきます。

本町では、冬期間の道路交通を確保するため、幹線道路や生活道路の除雪を行っております。また、各地区には歩道などを除雪するための除雪機も配置されております。しかし、狭い道路や融雪装置のある幹線道路から離れた住宅では、除雪が難しいところもあります。

そのため、小型除雪機を個人や近所の数世帯で購入し、使用している例があります。自分の家の前だけではなく、自力での除雪が難しい近所の高齢者のお宅の前も一緒に除雪している例もあり、小型除雪機が１台あるだけでも、その効果は大きいと考えます。

今後、高齢化がさらに進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がふえていきます。また、空き家がふえることで、その家の前だけ雪が残り、地域の通行に支障を来たす場合も出てくると考えます。

県内では、白山市では、個人が自宅敷地の除雪のために除雪機械を購入する場合、購入費の５分の１以内、上限10万円を補助している。注目したいのは、この制度につきまして、自宅敷地だけではなく、市の除雪車が通れない町内の狭い道路の除雪にも活用してほしいとしていることです。個人のための補助にとどまらず、地域全体の雪対策、共助を促す制度になっております。

また白山市では、町内会が生活道路の除雪用として機械を購入する場合には、購入費の４分の３、歩行型で上限100万円まで補助する制度もあります。

そこで伺います。

白山市の制度を参考に、個人あるいは近隣数世帯が共同で小型除雪機を購入する場合、その購入費の一部を補助する制度を津幡町でも創設してはどうでしょうか。制度を設ける際には、単に自宅だけを除雪するための補助ではなく、高齢者世帯の住宅前や狭い生活道路など、地域の除雪にも協力していただくことを条件とすることも考えられます。

住民が自分たちで地域を支えようとしている。その活動に行政が少し力を貸すことによって、高齢者を助け、冬の生活道路を守り、地域のつながりを強くすることができます。

これは、産業建設部長にお考えを伺います。お願いします。

○八十嶋孝司議長　松岡産業建設部長。

〔松岡隆司産業建設部長　登壇〕

○松岡隆司産業建設部長　小型除雪機の購入補助についての御質問にお答えいたします。

本町では、冬期間における道路交通を確保するため、町が管理する町道のうち、消雪装置が設置されている区間や冬期間通行止め区間などを除く約220キロメートルについて、業者への委託または町直営により、機械による除雪を実施しております。

また、地元区で管理する区道につきましても、地域住民の生活道路として利用されていることから、区長から要望のあった区間のうち、排雪場所が確保されているなど、所定の条件を満たす約23.5キロメートルについて、町道とあわせて除雪を実施しております。

一方で、幅員が狭く、町の大型除雪車による除雪が困難な箇所につきましては、各地区に配置している歩道除雪機を活用していただくなど、地域の皆様の御協力をいただきながら対応しているところでございます。

議員御提案の、個人または近隣の複数世帯が共同で小型除雪機を購入する際に、その費用の一部を補助する制度は、高齢者世帯の住宅前や狭い生活道路などの除雪を地域で支える共助を促進し、町による道路除雪を補完する方策の一つであると認識しております。

しかし、この取り組みについては、個人資産の取得に公費を支出することとなるため、補助対象や補助率、地域除雪への協力を補助要件とすることの是非に加え、共同購入した機械の所有及び管理、保管場所の確保、燃料費や修繕費の負担、さらには作業中の事故への対応など、整理すべき課題があるものと考えております。

現在、本町では、町による道路除雪に加え、津幡町高齢者世帯等冬季生活支援事業により、対象となる高齢者等の世帯に対し、玄関先から公道までの除雪を業者に依頼した場合の費用を助成するなど、きめ細かな除雪支援に取り組んでおります。

こうしたことから、現時点では、個人または近隣の複数世帯による小型除雪機の購入に対する補助制度を創設する考えには至っておりません。

しかしながら、今後、高齢化のさらなる進行や除雪業者の減少などにより、道路除雪を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想されます。このため、白山市を初めとする他自治体の制度や取り組み、その活用状況および効果などを注視するとともに、地域住民の皆様による共助のあり方や持続可能な道路除雪体制の確保について、補助制度の導入も含め、引き続き調査・研究してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　中島敏勝議員。

○４番　中島敏勝議員　ありがとうございます。

豪雪地帯と若干こちらは平野もありますし、今後の課題ということで、またお願いをしたいと思います。

最後の質問でございます。

ペット同行避難を含めた実践的な防災訓練につきまして質問させていただきます。

６月会議では、災害時のペット同行避難について質問をさせていただきました。町内には約2,000頭の犬や多くの猫が飼われています。犬や猫を家族の一員として暮らしている家庭は相当数にのぼると考えられます。６月の質問では、避難所ではケージでの管理や指定された場所でリードにつなぐことなどが基本となること、また普段からケージに慣れさせておくことが重要であることを確認させていただきました。

しかし、実際に大災害が発生したとき、本当に現在の仕組みだけで対応できるのでしょうか。例えば、多数の飼い主が一斉に犬や猫を連れて避難所に来ることも想定されます。ガイドラインやマニュアルだけではわからないことが多く、実際にやってみなければ、本当の課題は見えてこないとも思います。令和８年３月改定の津幡町地域防災計画を見ますと、ペット動物の飼育場所の確保等という項目がございます。そこには、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めることに加え、ペットの一時預かりについて、獣医師会や動物取扱業者等の連携に努めることが明記されています。

さらに、ペットと同行避難した被災者を適切に受け入れ、避難所におけるペットの受け入れ状況を含めた避難状況の把握にも努めるとされております。つまり、町の計画には、ペット同行避難への対応が既に位置づけられております。

一方、令和６年能登半島地震について環境省がまとめた、被災動物対応記録集というものでは、

当時の津幡町につきまして、地域防災計画や運営管理マニュアルにはペットの避難スペースの確保などについて記載があったものの、具体的なペット受け入れ方針について事前の取り決めがなかったこと、避難所における受け入れ条件が定められていなかったこと、同行避難の状況が把握されていなかったことが記されております。さらに、国の人とペットの災害対策ガイドラインについても、内容は把握していたものの、実際には活用されていなかったとされています。これは、計画上の記載と実際の避難所での運営との間にまだ距離があったことを示しているのではないでしょうか。

そこで伺います。

１、具体的なペット避難スペースは決まっているのか。

地域防災計画では、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとされております。では現在、町内の指定避難所について、どの避難所の、どの場所をペット用スペースとして使用するのか。屋外なのか、屋内なのか。また、どの程度の頭数を受け入れることを想定しているのか。具体的な受け入れ条件やルールは、職員や自主防災組織、町民に共有されていますでしょうか。能登半島地震の検証を受け、現在どこまで具体化されているのか伺います。

２番目、実際に犬や猫を連れた防災訓練について。

ペット同行避難を、町の防災訓練に実際に組み込む必要があるのではないでしょうか。例えば、受付で飼い主とペットの情報を確認し、ペットスペースへ誘導する。ケージを設置する。排せつ物や臭い、鳴き声への対応、逃走防止を確認する。また、ケージに慣れていない犬への対応も考える。さらに、飼い主自身がフード、水、薬、ペットシーツなど必要なものを持参することまで実際に確認する。

本物の犬や猫を連れて訓練すれば、この場所では狭すぎる、スペースまでの動線はこれでよいのか、受付ではどのような情報を確認すべきなのかなど、実際にやってみなければわからない問題が必ず出てくると思います。まず一つの指定避難所をモデルとして、獣医師、動物愛護団体、自主防災組織などにも協力していただき、ペット同行避難を含めた実践的な防災訓練を実施してはどうでしょうか。

参考になるのが白山市です。白山市では、能登半島地震の際、輪島市からペットを連れた広域避難者を受け入れ、ペットと一緒に入室できる宿泊施設に避難してもらった経験があります。その後、学校法人国際ビジネス学院と、ペット同伴避難所に関する協定を締結し、令和７年１月には、この協定に基づくペット同伴避難所の開設訓練を実施しています。白山市では、避難生活が長期化した場合に、飼い主とペットが同じ空間で過ごすことのできる避難場所を確保する取り組みまで進めています。

津幡町においても、地域防災計画に既にペットの避難スペースの確保が位置づけられているのであれば、次は、それを実際の避難所で機能する仕組みにしていく必要がございます。

まず、一つの指定避難所をモデルに、来年度の防災訓練から実際に犬や猫を連れたペット同行避難訓練を実施するお考えはないか、こちらは総務課長に御答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　田中総務課長。

〔田中圭総務課長　登壇〕

○田中圭総務課長　ペット同行避難を含めた実践的な防災訓練の御質問にお答えいたします。

まず、指定避難所における具体的なペット避難スペースについてお答えいたします。

現在、本町では、指定避難所となっている町内小中学校11校におきましては、ペット専用の場所として学校施設利用計画で屋外の一定の場所を定めております。また、津幡高等学校におきましても、屋外の特定の場所がペット専用スペースとして定められております。

公民館や文化会館シグナスにおきましても、雨風に当たらない軒下等をペットの避難場所として定めているところです。

今後は、各避難所の施設状況や地域特性を踏まえ、ペット同行避難が必要となった場合の受け入れ条件やルールを整備し、職員や自主防災組織、町民への情報共有を図ってまいりたいと考えております。また、避難場所が定められていない施設については施設管理者と協議しながら、適切な場所を選定していく必要があると考えております。

次に、実際に犬や猫を連れた訓練についてお答えいたします。現在、町主催の防災総合訓練の避難所開設・運営訓練におきまして、可能な限り避難者役となる町民にペット同行避難を実施いただくよう依頼し、受付で避難者情報に加えて、ペット情報も記載いただいております。

毎年ではないものの、ペット同行の避難訓練を実施しておりますが、飼い主がフードや水等の必要なものを持参する訓練までは至っていない現状であります。

このような現状を踏まえ、今後は、既にペット同行避難訓練を実施している白山市の取り組みを参考に、ペット同行避難の訓練の充実を図ってまいります。

災害時においては、人命を守ることを最優先としながら、ペットを飼っている方が安心して避難できる環境を整備することも、地域防災を考える上で重要な課題であります。今後も、過去の災害の教訓を踏まえ、町民や関係団体と情報共有や連携を図りながら、本町の実情に応じたペット同行避難のあり方について研究してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　中島敏勝議員。

○４番　中島敏勝議員　再質問はございません。

地震で経験した、これからやらなければならないことがたくさんあるうちの一つかなと、私も思っておりますので 、また町民に決まったことを周知しながらですね、よりよい環境をつくっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○八十嶋孝司議長　以上で、４番　中島敏勝議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後３時10分から一般質問を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

〔休憩〕午後２時58分

〔再開〕午後３時10分

○八十嶋孝司議長　ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

11番　塩谷道子議員。

〔11番　塩谷道子議員　登壇〕

○11番　塩谷道子議員　11番、塩谷です。

きょうは２つの質問をさせていただきます。

まず、１番目に避難所になる体育館にエアコンの設置をということで質問いたします。

既に中学校のエアコン設置について、いろいろお考えをお聞きしているのですが、私の疑問を

そのままお伝えします。

熊本地震の際には多くの体育館が避難所になりましたが、その多くはエアコンの施設もなく、大変苦しい避難生活でした。10年前の熊本地震の時もそれは指摘されていたのにそのままでした。今回の地震でも段ボールベッドもなく雑魚寝の状態で、その上、エアコンもなしだったので、多くの方がどれだけ暑い中で苦しい思いをなさったことでしょう。

津幡でも今度は富樫森本断層の番だと言われています。富樫森本断層が動けば、津幡町はそれこそ大きな被害を受けます。ＪＡ津幡支所から旧道を通って金沢まで続きます。どれだけ大きな被害を受けるかわかりません。

そんな中、私たちは体育館にエアコンを設置してほしいと願っていました。女性議会の答弁の中で教育長が、津幡中学校と津幡南中学校にエアコンをつけると言ってくださったので、私たちは心から大拍手です。

そこでどういう計画なのか、もう少し詳しくお聞きしてみたいと思います。

津幡中学校と津幡南中学校の２つの体育館にエアコンをつけるとなると、１つの体育館に幾つのエアコンをつけるのでしょうか。１つの体育館で一体幾らかかるのか教えてください。国の補助金もお願いしたほうがいいと思います。また工事期間はいつごろになるのでしょうか。工事を始めるのなら早いほうがいいと思います。

次に、中学校の体育館のエアコンをつけ終わったら小学校の体育館にもエアコンをつけてほしいのですが、それも大丈夫ですか。一つつけ終わったら、次もお願いしたいと思います。

国にはお金があります。ミサイル基地をつくるお金です。ミサイル基地をつくるより私たちのたってのお願いのほうを先に聞き届けてもらいたいと思います。

町長にお聞きします。どうかよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　塩谷議員の避難所になる体育館にエアコンの設置をとの御質問にお答えいたします。

初めに、議員御質問の、中学校２校への空調機設置台数についてです。体育館の広さや構造によって異なりますが、１つの体育館に約10台から20台前後となると考えております。ただし、空調機１台当たりの能力にもよりますので、設計を進めていく過程で詳細な台数が決定されることになります。

次に、それぞれの工事費についてですが、概算として、津幡中学校は１億円から１億5,000万円、津幡南中学校は体育館が２階建てとなっていることから、１億5,000万円から１億8,000万円ほどを想定しております。なお、工事費算出にあたっては、空調機のほか、柴田議員の御質問にお答えしたとおり、効率的な空調を行うための遮熱・断熱対策等も工事の重要な要素となってまいります。

次に、体育館への空調設備設置に係る期間についてです。

実施設計については約半年から10カ月を要し、その後の工事期間については、機器の納期が工期に大きく影響することから、確定的なお答えが難しい状況ですが、おおむね10カ月から１年ほどかかると見込んでおります。空調機や受電設備等の納期等は、近年、長期化する傾向が見られることから、発注時期の工夫や複数のメーカーとの調整、電力会社との契約電力に係る調整等な

どさまざまな工夫を検討し、事業期間の短縮に努めてまいりたいと考えております。

最後に、小学校体育館の空調設備の整備についてです。

先ほどの道下議員、柴田議員、中島議員への答弁と重なりますが、中学校の体育館空調設備の実施設計を今年度中に着手し、その後、小学校体育館の整備も速やかに行いたいと考えております。

事業期間の短縮が図られるよう最大限努め、避難所となる学校体育館への空調設備整備が一日も早く実現できるよう全力で取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　塩谷道子議員。

○11番　塩谷道子議員　２つの中学校について内容を詳しくお聞きしましたので、これで安心しました。小学校の体育館にもエアコンをつけてほしいと思います。ぜひよろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

自衛官募集のための名簿提供はするなということで質問いたします。

自衛官募集のために高校生を含む若者の名簿を自衛隊は自治体に求めています。自衛隊に提供した自治体は2025年に1,741市区町村の内、1,125に上り、全国の自治体の65％に達しました。一方で、提供した自治体数は前年度より27減り、16年度以降９年ぶりに減少しました。本人の同意のない個人情報提供はプライバシー侵害であり、各地で違憲訴訟が起きるなど問題視する声が広がっているのが影響したとみられます。

名簿提供に対しては各地で批判が強まっています。24年には奈良市の高校生が憲法13条が保障するプライバシー権の侵害だとして国と市を相手に国家賠償を求める訴訟を初めて起こしました。ことし３月にも岐阜市の高校生が国と市に対して損害賠償を求めて提訴しました。住民からの批判の声が上がり、提供を取りやめた自治体もあります。

自衛官不足の深刻化に伴い、24年の自衛官募集に向けた方針は、全ての市区町村からの提供を目指すと明記されています。毎年度、都道府県知事と市区町村長に提供を求める通知を出すなど協力要請を強めています。名簿提供が減ったことは一歩前進です。自治体への要請では、名簿提供は法的根拠がなく自治体が従う義務もないということを知っておくべきです。

以前に、津幡町に名簿提供の要請が来た時にどうしているのかとお聞きしましたら、住民基本台帳の閲覧をしてもらっているとの回答でした。それは今もかわりありませんか。

実際、家へ自衛隊からの勧誘が来た時にびっくりしたというお話をお聞きしたことがあります。

どうか自衛官募集のための名簿提供を求める声が届いても、プライバシー保護のためにそれはできませんときっぱり断っていただけませんでしょうか。

町長にお伺いいたします。

○八十嶋孝司議長　吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　自衛官募集のための名簿提供はするなとの御質問にお答えいたします。

地方自治体における自衛官募集事務については、自衛隊法第97条第１項の規定に基づき、法定受託事務として行っております。本町では、自衛官募集事務に関する資料の提出については、従前より自衛隊からの自衛隊法施行令第120条の規定に基づく住民基本台帳閲覧申出を受け、住民基本台帳から対象者の氏名、住所、生年月日及び性別の４情報を抽出して閲覧させているところであり、この取り扱いは現在も変わっておらず、紙媒体や電子媒体などによる名簿の提供は行っ

ておりません。

議員御指摘のとおり、名簿提供をめぐり、さまざまな御意見があることは把握しており、個人情報の取扱いについては、慎重を期すべきものと認識しております。

本町における住民基本台帳の閲覧につきましては、令和７年６月会議で議員の質問に総務部長が答弁いたしましたとおり、令和３年２月に国から通知がありました、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてを踏まえ、法令に基づき正当に行っているものであり、特段の問題を生じているものではないと考えております。

その上で、自衛官募集事務などの法定受託事務を含め、国からのさまざまな依頼や要請には積極的に協力をしていくことが必要であると考える一方、地方自治体として主体的に方向性を決定していくことも重要であると考えております。

資料の提出の方法につきましては、国の方針を理解した上で、法令遵守はもとより、個人情報の保護との調和を図りながら、今後も引き続き慎重に対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　塩谷道子議員。

○11番　塩谷道子議員　断れないっていうのはとても残念です。

プライバシー権の侵害だということははっきりしているので、ぜひ断っていただけるよう、今後ともよろしくお願いいたします。

これで、私からの一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長　以上で、11番　塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、９番　西村稔議員。

〔９番　西村稔議員　登壇〕

○９番　西村稔議員　９番、西村稔です。

議会議員を選ぶための選挙がありますが、期日前投票場の立会人の選考はどのように行われているか。選挙管理委員会もあり、その委員はどのように選ばれ、選考はどのようにして行われ、構成はどのようになっていますか。どのような会議をされているか、内容を聞いたことがないので、どのような時期に、どのような内容で会議を開催しているのか。また、立会人を公募をしているのか。どのような組織になっているのか。現在の選考に何ら問題がないのか。必要な人員が確保されているのか。投票率の増強の対策等をしているのか、総務課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長　田中総務課長。

〔田中圭総務課長　登壇〕

○田中圭総務課長　西村議員の選挙管理委員会についての御質問にお答えいたします。

初めに、選挙管理委員会は、地方自治法第180条の５及び同法第181条に基づいて設置される独立した行政委員会であり、各種選挙の管理執行に関する事務を担っております。

委員会は、３カ月に１回、定時に開催しているほか、選挙の執行が予定される際に開催しております。委員会の内容は、選挙人名簿の登録や、選挙時における選挙執行に係る手続き、文書、体制の確認等です。

選挙管理委員会は、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙権を有する、人格が高潔かつ政治及び選挙に関し公正な識見を有する方で、町議会において選挙された４人で構成されます。選挙管理委員の任期は４年で、直近では、任期満了に伴い、令和５年６月会議において選挙を行っ

ております。

また、委員の人選につきましては、地方自治法の要件に加え、地区に偏りのないように配慮をしております。

次に、投票立会人は、投票所において、投票管理者のもとで投票事務が公正・適正に行われているかを立ち会って確認する者であり、公職選挙法第38条の規定に基づき、選挙ごとに選挙権を有する者の中から選任しております。本町では、選挙当日の投票所の投票立会人につきましては、地区の区長を通じて推薦をいただき、御本人の承諾を得た上で選任しております。また、期日前投票所の投票立会人につきましては、町職員ＯＢのほか、石川工業高等専門学校とも連携し、その確保に努めております。

選挙管理委員及び投票立会人につきまして、いずれも法令にのっとり選ばれております。今後も公正かつ持続的な選挙執行体制に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　西村稔議員。

○９番　西村稔議員　再質問をさせていただきます。

実際投票場へ行きますと、ほとんどが元役場のＯＢが多いわけなんで、そのＯＢもたくさんいる中で、なんか見てると、限られた人ばかりに見えるんですけども、その辺は、本人の意思によってなっているのか、それはわからないですけども、それをもう少し詳しく教えてほしいということと、あと公募っていうのは、法律上できないのかどうか、その辺もひとつお願いします。

○八十嶋孝司議長　わかる範囲でよろしくお願いします。田中総務課長。

〔田中圭総務課長　登壇〕

○田中圭総務課長　西村議員の再質問にお答えいたします。

初めに、投票所立ち合い人の役場ＯＢということですが、え、期日前投票所の投票所立会人のことだと思いますが、役場のＯＢの方にお願いしまして、出ていただける方を選任していただいております。選任した際には、必ず御本人の承諾書もいただいております。

また、公募につきましては、法律上、公募はできることになっております。選挙権のある方なら、投票所の立会いはできることになっております。

以上です。

○八十嶋孝司議長　西村稔議員。

○９番　西村稔議員　役場のＯＢに連絡すれば、簡単ですから、それでそういう方針にしてやっているんだと思うんですけども、やはり公募なんかをして投票率を増強していくことを検討していかないと、町長選挙でも33％前後というような、低い投票率じゃこれまずいですから、もっと工夫をこらして今後、対策を検討していただきたいなとこういうふうに思っております。よろしくお願いします。

これで、一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長　以上で、９番　西村稔議員の一般質問を終わります。

次に、６番　小町実議員。

〔６番　小町実議員　登壇〕

○６番　小町実議員　６番、小町実です。

本日は、２問の質問をさせていただきます。

まずは、地域ぐるみの見守り体制についてという質問で、ことし６月30日、県立小松特別支援

学校に通う10歳の男子児童が、授業中にトイレに行くと言って席を立った後に行方不明となり、その後、学校近くの滝で死亡するという大変痛ましい事故が発生しております。学校から約１キロメートル離れた滝付近では、児童と特徴が似た子供との目撃情報が寄せられていましたが、保護者や地域への連絡、関係機関の情報提供など、初動対応のおくれが課題となって指摘されております。

この事故を受けまして、再発防止策として、防犯カメラやフェンスの増設と修繕、人員体制の見直しなどが検討され、特別支援学校における捜査マニュアルも改訂されました。従来は、学校内捜査後に警察に通報する流れでしたが、今後は、校内確認と警察通報などを同時に進行させるということにされております。

津幡町におきましても、特別支援学級などや一般学級の児童も含めまして、子供が突然、校内外へ出る可能性は十分にあります。そこで町として、事件や事件発生後の校内外の捜査マニュアルなどや新しい取り組みをお伺いいたします。

あわせまして、危険箇所マップの共有や、堤などへの注意喚起の看板なっどの設置も必要と考えております。子供の安全確保のため、今回重要視されるのが地域の連携だと思っております。子供の見守り組織としてＰＴＡ、防犯委員、青色パトロール隊のほか、学校見守り隊、地域住民、事業者等が日ごろ日常生活を送る中で、防犯の視点を持って子供たちを見守る、見守りの活動が重要であり、さまざまな組織や、多くの方が子供の見守りをお願いしたいです。防犯の視点で見守る体制づくりの活動が重要です。不審な状況に見守り隊が気づいた時、その連絡先や対応手順についても、町としてわかりやすく示すべきではないでしょうか。

津幡町で同様の事故を起こさないためにも、学校の取り組み、地域のできる見守り活動についてお答えください。

山本教育長、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　山本教育長。

〔山本智秀教育長　登壇〕

○山本智秀教育長　小町議員の地域ぐるみの見守り体制をとの御質問にお答えいたします。

本町では、児童生徒の安全確保に向け、学校における日常の安全管理とともに、地域と連携した見守り体制の充実を図っております。

このたびの県立特別支援学校での事案を受け、本町の各学校に対しては、児童生徒が教職員の目の届かない場所から単独で校外へ出られる死角がないか、また児童生徒が通常出入りする扉や非常口の施錠状況について、確実に点検するよう指示いたしました。

また、授業中などに児童生徒がトイレ等で一人になる際には、担任以外の教職員も含めて、学校全体で見守る体制となっているか、特に特性のある児童生徒については、その日の状況や個性に応じた見守りの方法について、改めて確認するよう指示いたしました。授業中に児童生徒の所在が確認できなくなった場合の緊急時の連絡体制や対応フローについても、全教職員で再共有するように各学校に指示をいたしております。

今回の事案を踏まえ、今後、各学校の危機管理マニュアルにおいて、児童生徒が所在不明となった場合に、校内の確認と警察への通報を同時に行う手順など、捜索にかかわる事項の追加を検討いたします。

次に、地域ぐるみの見守り体制についてですが、本町の第３期津幡町子ども・子育て支援事業

計画において、警察、学校、ＰＴＡ、地域の防犯ボランティア等との連携による防犯パトロールを推進するとともに、子ども110番の家について、協力家庭や事業所との連携、周知、協力者の拡大を進めることにしております。

学校の登下校時には、見守り隊や交通推進隊など、地域の方々による声かけや安全確認が行われており、集団下校訓練の際には、引率教員が児童に子ども110番の家を教えるなど、子供自身が危険を感じた際に助けを求められる環境づくりにも取り組んでおります。

地域ぐるみで子供たちを見守る体制をさらに充実するために、関係の皆様との連携を深め、子供の危険な様子や不審な状況に気づいた場合の対応方法や連絡先などについても整理し、周知してまいりたいと思います。

学校、家庭、地域、関係機関がそれぞれの立場で子供たちを見守り、早期に異変を把握・共有して対応できる地域ぐるみの体制づくりを進め、引き続き、子供たちの安全確保に努めてまいりたいと思います。

○八十嶋孝司議長　小町実議員。

○６番　小町実議員　ありがとうございます。

今回の事件をもちまして、いろんな安全確認がもっともっといけばいいなと思っております。よろしくお願いします。

再質問させてください。

質問の中に、注意喚起の危険箇所のマップの共用とか、堤への注意喚起の看板の設置なども、どうですかという質問があったと思うんですけども、その辺の答えに関しまして、ひとつありましたか。もしなければ、よろしくお願いします。

○八十嶋孝司議長　山本教育長。

〔山本智秀教育長　登壇〕

○山本智秀教育長　今ほどの、小町議員の再質問にお答えします。

議員の言われるとおり、危険箇所マップの共有等につきましては、これからまた検討していきたいと思っております。

○八十嶋孝司議長　小町実議員。

○６番　小町実議員　またこれからも引き続き、よろしくお願いいたします。

２問目の質問になります。近年、全国や県内におきましてもすさまじい災害が相次いでおります。今回の豪雨災害の検証についてです。きょう本日、道下議員から始まりまして、各議員何人もの方が、この豪雨災害等々に関しまして、冒頭質問などもございましたけども、そういう質問、関連の質問になりますけども、ひとつよろしくお願いいたします。

本年８月28日、未明より羽咋市、中能登町、宝達志水町などで線状降水帯が発生いたしまして、レベル５大雨特別警報が発表されました。多くの家屋で浸水被害が出まして、河川は氾濫し、道路が大きく崩れ、土砂災害が発生いたしました。被災されました皆様方に関しましてお見舞い申し上げます。

津幡町におきましても、レベル４大雨危険警報、レベル３土砂災害警報が発令され、災害対策本部と７カ所に避難所が開設され緊急対応が取られました。５年７月12日に非常に激しい雨が降り、一時的に線状降水帯が発生し記録的な大雨となった津幡町におきましては、当時１時間当たり80ミリを超える大きな降雨量が記録されました。津幡町では、令和５年７月豪雨において、町

内各所で大規模な浸水、土砂崩れ等が発生し、被害も甚大なものでありました。豪雨より３年が経ち、当時は避難行動・情報伝達・避難所運営などの課題が明らかとなり、その後、地域防災計画の改定や職員の初動対応などが見直され、令和５年６月豪雨浸水被害検証業務の報告について、後の令和７年９月に総務課危機管理対策室が豪雨被害の経過、原因及び課題等の整理や検証等が行われております。その間にも町や地域で防災避難訓練が行なわれ、責任者がいなくてもデジタルキーボックスの設置による迅速な避難所開設など住民主体の避難所運営体制の確立、災害に備えた体制を強化し、防災意識と地域防災力を向上させることができていると思います。

幸いにして、今回の豪雨被害に関しまして、重大な人災、大きな災害等に関しまして、不幸中の幸いでありますがなかったこと、しかし、一つ間違えれば、前回のように浸水や内水氾濫など、今なお記憶に残っております。

今回の豪雨に関しまして、避難所運営、また災害対策本部の立ち上げ、そして、デジタルキーボックス、浸水対策の止水板などの使用状況や課題など、さまざまな検証ができればと思っております。気候変動の影響により、かつて100年に一度と言われた豪雨が、今後はより高い頻度で発生することも想定されます。

そこで、今回の豪雨対応にどのように検証するか、また今後の地域防災力の向上につなげていくのか、酒井総務部長にお聞きします。お願いします。

○八十嶋孝司議長　酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長　登壇〕

○酒井英志総務部長　今回の豪雨災害の検証をとの御質問にお答えいたします。

本年８月27日からの大雨につきましては、県内において線状降水帯が発生し、羽咋市、中能登町、宝達志水町などで大きな被害が発生しました。

本町におきましても、大雨に伴う災害の危険性が高まったことから、８月27日午前４時10分に災害対策本部を設置するとともに、町内７カ所に避難所を開設し、町民の安全・安心の確保を最優先に災害対応に努めたところです。

幸いにも、今回の大雨では、本町において人的被害などの重大な被害は生じませんでしたが、雨雲の流れ次第では、本町においても大きな被害が生じる可能性が十分にあったと認識し、危機意識を改めて持ったところです。

議員御指摘のとおり、令和５年７月豪雨では、本町においても河川の増水や内水氾濫、浸水、土砂災害などが町内各所で発生し、住家に加え、道路、河川などの公共土木施設に大きな被害が生じました。

この災害を受け、本町では、災害対応全般について検証を行い、その教訓を地域防災計画の見直しや防災体制の強化につなげてまいりました。

また、令和５年７月豪雨及び令和６年能登半島地震を踏まえ、地域においても、防災訓練や避難訓練、自主防災組織による活動などを重ね、町民の防災意識や地域防災力が着実に高まっているものと認識しております。

一方で、今回の大雨による対応を振り返りますと、レベル４大雨危険警報の発表後、速やかに町民へメールやＳＮＳ、防災行政無線及び消防団による巡回広報等での避難情報の周知を行いました。また、災害対策本部を設置し、レベル４土砂災害危険警報の発表後、町内全域に避難指示を発令の上、迅速に避難所を開設しました。避難所開設の際には、職員がデジタルキーボックス

から鍵を取り出し、速やかに避難所を開設し、また刈安コミュニティプラザにおいては、職員が地域住民と協力した止水板の設置による浸水対策を実施しました。

これらの対応は、過去の災害経験や教訓を踏まえ、避難情報の周知から避難指示の発令、避難所の設置・浸水対策までを迅速に実施できたものと感じております。

しかし、今回の豪雨対応については、それなりにうまくできた、単に被害が少なかったという結果だけで評価するのではなく、今回の災害対応におけるあらゆる課題を洗い出すことで、今後の災害対応のさらなる充実につなげてまいりたいと考えております。

令和５年７月豪雨及び令和６年能登半島地震から得た教訓を風化させず、今回の豪雨から得られた新たな教訓を加え、行政の災害対応力と地域の防災力をさらに高めていくことが、町民の生命と財産を守ることにつながるものと考えております。

今後も、地域や関係機関と連携し、災害に強い、安全安心に暮らせる津幡町の実現に向け、防災・減災対策のさらなる充実に努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長　小町実議員。

○６番　小町実議員　後ほど聞いた話なんですけども、職員の方々に関しましては、早朝３時ですか４時ですか、皆さんお集まりになったということで、大変御苦労さまでしたっていうことで、何もなかったことが、本当によかったかなと思っております。

また、デジタルキーボックス、止水板等に関しましても、うまく設置ができた、開閉できたということで、いい結果かなと思っております。

また、止水板に関しまして、その他公共機関の場所で常備できる場所があれば、置いていただければなというふうに、心の中では思っております。

以上です。

６番、小町実の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長　以上で、６番　小町実議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

＜散　　会＞

○八十嶋孝司議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時47分

令和８年９月11日（金）

○出席議員（16 名）

議　長	八十嶋　孝　司	副議長	小　町　　実
1　番	池　野　翔　吾	2　番	柴　田　洋　一
3　番	東　　克　彦	4　番	中　島　敏　勝
5　番	小　倉　一　郎	7　番	竹　内　竜　也
9　番	西　村　　稔	10　番	酒　井　義　光
11　番	塩　谷　道　子	12　番	多　賀　吉　一
13　番	向　　正　則	14　番	道　下　政　博
15　番	谷　口　正　一	16　番	河　上　孝　夫

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町　　長	吉　田　克　也	副　町　長	坂　本　　守
総　務　部　長	酒　井　英　志	総　務　課　長	田　中　　圭
企　画　課　長	中　嶋　徹　郎	財　政　課　長	杉　田　純　也
町民生活部長	宮　崎　　寿	生活環境課長	福　田　雅　一
健康福祉部長	山　嶋　克　幸	福　祉　課　長	長　田　奈　巳
産業建設部長	松　岡　隆　司	都市建設課長	藏　本　徹　也
会計管理者 兼会計課長	田　中　健　一	消　防　長	山　崎　明　人
消防次長 兼消防署長	新　木　　健	教　育　長	山　本　智　秀
教　育　部　長	北　山　ゆかり	教育総務課長	本　多　克　則
病院事務長	細　山　英　明		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村　　美　和	議会事務局次長	山　本　慎太郎
総務課担当課長	有　沢　雅　子	総務課副主幹	山　下　雅　裕
企画課係長	上　谷　　武	監理課副主幹	佃　田　直　史

○議事日程（第３号）

令和８年９月11日（金）午後１時30分開議

日程第１　諸般の報告

日程第２　議案第49号　令和８年度津幡町一般会計補正予算（第３号）から
議案第66号　請負契約の変更について（６災4759号 町道湖東１号線道路災害復旧工事（その１））まで
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第３　同意第５号　津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）

日程第４　議会議案第１号　津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
（質疑・討論・採決）

日程第５　議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後１時30分

＜開　　議＞

○八十嶋孝司議長　本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長　本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長　あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長　日程第１　諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第１項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長　日程第２　議案第49号から議案第66号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○八十嶋孝司議長　これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

向正則予算決算常任委員長。

〔向正則予算決算常任委員長　登壇〕

○向正則予算決算常任委員長　予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第49号　令和８年度津幡町一般会計補正予算（第３号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第50号　令和８年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）から議案第53号　令和８年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第１号）までの４件の特別会計補正予算についても、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第54号　令和８年度津幡町水道事業会計補正予算（第２号）及び議案第55号　令和８年度津幡町下水道事業会計補正予算（第２号）、２件の事業会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長　東克彦総務産業建設常任委員長。

〔東克彦総務産業建設常任委員長　登壇〕

○東克彦総務産業建設常任委員長　総務産業建設常任委員会に付託されました案件につきまして、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第56号　津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第60号　財産の取得について（令和８年度災害備蓄物資）及び議案第61号　財産の取得について（東荒屋地区工場用地）、２件の財産の取得については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第62号　請負契約の締結について（津幡町防災行政無線更新工事）から議案第65号請負契約の締結について（６災4761号 町道湖東１号線道路災害復旧工事）までの４件の請負契約の締結については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第66号　請負契約の変更について（６災4759号 町道湖東１号線道路災害復旧工事（その１））については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものでございます。

以上で、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長　小倉一郎文教生活福祉常任委員長。

〔小倉一郎文教生活福祉常任委員長　登壇〕

○小倉一郎文教生活福祉常任委員長　文教生活福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第57号　津幡町税条例の一部を改正する条例についてから議案第59号　津幡町印鑑条例の一部を改正する条例についてまでの３件の条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長　これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長　これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討　　論＞

○八十嶋孝司議長　これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採　　決＞

○八十嶋孝司議長　これより議案採決に入ります。

議案第49号から議案第66号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長　異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第66号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

＜同意上程＞

○八十嶋孝司議長　日程第３　本日、町長から提出があった同意第５号　津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

〔吉田克也町長　登壇〕

○吉田克也町長　議員各位におかれましては、９月４日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、今９月会議に提出させていただきました議案のうち、予算決算常任委員会に付託されました決算の認定に係る案件を除き、全て御決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして御説明申し上げます。

同意第５号　津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育委員会委員４人のうち、越村崇氏が、令和８年９月30日をもって任期満了となりますので、後任に、津幡町字南中条、二羽由美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして、説明申し上げたところですが、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○八十嶋孝司議長　お諮りいたします。

同意第５号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長　異議なしと認めます。

よって、同意第５号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採　　決＞

○八十嶋孝司議長　同意第５号　津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長　異議なしと認めます。

よって、同意第５号は、同意することに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○八十嶋孝司議長　日程第４　議会議案第１号を議題といたします。

酒井義光議員ほか４名提出の議会議案第１号　津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり。〕

○八十嶋孝司議長　10 番　酒井義光議員。

〔10 番　酒井義光議員　登壇〕

○10番　酒井義光議員　10番　酒井義光でございます。

津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

本案は、町議会議員の定数を現行の16人から15人へ１人削減するもので、公布の日から施行し、同日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

提案の理由は、近年の本町における議員のなり手不足という現状を踏まえ、議会の実態に即した議員定数とするためであります。

前回、令和５年４月の町議会議員一般選挙においては、立候補者数が議員定数と同数となり、無投票となりました。このことは、議員の担い手確保が厳しい状況にあることを示す一つの現れであり、今後も同様の状況が続くことが懸念されます。

議員定数については、住民の多様な意見を議会に反映させるという重要な役割を十分に踏まえつつ、立候補状況や人口、財政状況、議会運営の実態に加え、人口規模が近い県内自治体の議会の議員定数なども総合的に勘案し、慎重に議論を重ねてまいりました。

その結果、本町議会としても、議員みずからが身を切る改革に取り組むことが必要であると判断いたしました。今回の改正により定数を１人削減した場合でも、人口規模が近い自治体の議会と比較して著しく少ない定数となるものではなく、議会としての監視機能や政策立案機能を維持しながら、多様な町民の意見を反映できる体制は確保できるものと考えています。

以上のことから、議会機能を維持しながら、将来にわたり安定した議会運営を図るため、議員定数を１人削減しようとするものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

＜議案に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長　これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討　　論＞

○八十嶋孝司議長　これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

４番　中島敏勝議員。

〔４番　中島敏勝議員　登壇〕

○４番　中島敏勝議員　４番、中島敏勝。

議会議案第１号、津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、すなわち、津幡町議会議員の定数を15名へ削減することについて、反対の立場から討論させていただきます。

まず１番目、一度の無投票で、将来の一議席を減らしてよいのかということでございます。

出発点は、議員のなり手不足です。前回の選挙は無投票でした。定数割れではありません。32年ぶりの無投票でした。しかし、毎回、何度も無投票が続いてきたわけではございません。

では、なぜ次の選挙も立候補者が少ない、なり手が不足すると決めつけるのでしょうか。17人、18人、20人出るかもしれません。若い人が、女性が出てくるかもしれません。意欲のあるすばらしい人が何人も手を挙げるかもしれません。その可能性は、まだわかりません。

一度の無投票をなり手不足と決めつけて、将来にわたる議席を一つ減らしてしまう。これは大変な重要なジャッジであり、責任です。本当に、そこまで急いで決めなければならないのでしょうか。

２つ目でございます。なり手不足なら、入口を狭くするのではなく、広げるべきではないでしょうか。

議員のなり手不足を解決するとは、新しい人に出てきてもらうことです。若い人、女性、子育て世代、小さな地域からでも声を届けたい、少数の声も届けたい、町をよくしたい。そういう人たちが、自分も町のために、町民のために出てみようと思える環境をつくる。それが、本来のなり手不足対策ではないでしょうか。

ところが、議席を減らす。入口を狭くする。選挙というものは、椅子取りゲームです。椅子が１つなくなれば、難しくなります。現職は椅子に近いところに座っております。新人は椅子の遠くから出発します。

議席が少なくなれば、当選へのハードル、当選ラインが上がります。知名度、地域の地盤、何度も選挙を経験している現職の方、そして初めての新人。椅子を減らすと、ますます現職が有利、新人には不利になり、出にくくなります。

逆に、もし仮に20人にふやしたらどうでしょうか。ハードルは下がり、出やすくなります。では、10人に減らしたらどうでしょうか。かなり出にくくなります。全国町村議長会も、定数が少ないことや、定数削減によって当選ラインが上がることが、なり手不足につながり得ると分析をしております。

なり手不足を解決したいのに、新しい人が入りにくくなる可能性のある制度変更をする。これは逆ではないでしょうか。なり手不足だからこそ、逆に入口を広げる。そういう選択肢もあります。私たちは、なり手が出にくくなることをやろうとしているのではないでしょうか。

３番目です。全国町村議長会の資料では、短絡的な定数削減と警告しております。

報告書には、住民の理解を伴わない議員報酬の増額、そして、議員定数の本来の考え方から乖離した短絡的な定数削減について、なり手不足の悪循環を生み、ひいては地方自治の弱体化を招くとあります。かなり短絡的な定数削減というのは、厳しい言葉です。

それは、議員定数というものが、単なる議会を回すための人数ではないからだと考えます。議員は、住民のさまざまな声を議会へ運ぶ存在です。一議席とは、単なる数ではございません。一つの地域の声、世代の声、年代の声、それぞれの持つ貴重な人生経験、問題意識から出てくる多様な見方、考え方、価値観、それが、議会に届く可能性でもございます。

４番目でございます。なり手不足の原因を報酬だけにしてはいけないのです。

全国町村議長会も、低い議員報酬を一つの課題として挙げておりますが、原因を報酬だけとはしておりません。落選した場合のリスク、仕事との両立、選挙の知識やお金、若者や女性が立候補しにくい地域の雰囲気、歴史的な地域の政治構造。議員という仕事のやりがいがよく伝わっていないこと、さまざまな原因を挙げております。なり手不足だから、報酬を上げれば解決すると単純化してはいけません。

さらに、議員を減らし、報酬を上げ、少人数の専従型にしていくという方向だけが、本当に答えなのでしょうか。なり手不足の原因を、まず議会自身がもっと調べるべきです。若い人はどう感じているのか。仕事を持っている人は、何が障壁なのか。逆に定数をふやして、報酬を下げて、出やすい環境をつくる、仕事や子育てを兼務しながらでも出やすい。そうするとやる気のある、思いのある方が、報酬ではなく、そういう環境をつくれば手をあげる人もいるかもしれない。調査をしたら出てくるかもしれません。

５番目でございます。議員定数と議員報酬は、本来別の問題でございます。

議員定数とは、約３万7,000人の津幡町民の声を、何人の代表で受け止めるのかという問題です。一方、議員報酬は、その仕事に対して、幾らの報酬が適正なのかという別問題です。定数は定数として、報酬は報酬として考える。野々市市議会などは、議員定数はそのままにして、報酬を大幅アップすると報道もされております。

報酬を上げる必要があると考えるなら、物価高とか、町民に、有権者に理由をきちんと説明できるように明確にするべきです。これは別問題と考えます。

６番目です。人口がふえている町で、なぜ代表である議員を減らすのかということです。

もちろん、人口だけで定数が決まるわけではございませんが、津幡町は、かほく市や野々市市などと同じ、津幡町は人口がふえている自治体でございます。にもかかわらず減らす。人口がふえている町で、なぜ住民の代表を減らす必要があるのか。その理由を、町民にきちんと説明できるのでしょうか。

近隣の自治体が15人だから、15人でも運営に支障がないから、それだけで、本当に十分なのでしょうか。人口がふえているのに、町民の代表して声を届ける人を減らそうとしているのです。

７番目です。私たち自身がつくった、議会基本条例に照らして、この条例では、町民の多様な意見を的確に把握する。政策立案、政策提言に取り組む。町民に開かれた議会、透明性のある議

会、説明責任を果たす、そういう言葉がたくさん並んでおります。

22条には、適正な議員の定数について、必要に応じて調査及び検討を行うとあります。

町民の多様な声を小さな地域の意見を拾えるか、政策提言力はどうなるのか、新人が議会へ入る可能性はどうなるのか、声を聞いたのか、アンケートをしたのか、町民にもっと説明をしたのか、開かれた議会になっているか、透明性ある議会になっているか、調査検討をもっと十分にして、二元代表制のこの一方の議会がみずから、議会の力を減らそうとしているのです。この議会基本条例は、議会における最高規範と書いてあります。この精神にのっとって、なり手不足対策は、議員を削減するという結論でよいのでしょうか。

８番目です。実際の議員の実態、活動量も、町民に示すべきです。

私たちの現状の議会活動日数は、平均120日あまりです。月に平均すると、約10日間です。本会議だけではなく、委員会、予算内示、決算審査、研修、視察、声を聞く活動、そして、一般質問をつくるその時間まで入れたものです。個人的な勉強とか政治活動は除いたものです。

私は、サラリーマンとして35年ほど働き、その経験でいま、町議会議員という仕事を３年間させていただいております。率直に言って、専従でなければできない仕事量とは思いません。

例えば、常任委員会はほぼ１日で審査が終わります。これは、津幡町という自治体の規模からくるものです。県議会は100万人、もっと大きな都市では何十万人、行政の規模も案件の量も違います。兼業でできる仕事量なのではないかと考えます。もっと小さい村などは、仕事量がもっと少ないはずです。現在も兼業でやっている方がほとんどではないでしょうか。月に10日なのです。津幡町の規模はそれくらいの規模なのです。皆さん、自分の実感で考えてみてください。本当に専従でないとできないのでしょうか。

議員を減らし、１人当たりの報酬を上げ、専従の専門職に近づけていく。本当にそれだけが津幡町議会の将来像の方向性なのでしょうか。

町民にこの仕事量や仕事内容を示す。その上で、この仕事なら、幾らが適正なのか町民に判断していただく。それをやるべきではないでしょうか。自治体はそれぞれです。ほかを見て同じようにするのではなく、津幡町は津幡町です。

昨今、ますます、政治不信が渦巻いております。国政だけではなく、身近な地方議員も評価されます。いや、されないといけないと思います。町民との意識のギャップを近づけないといけません、このまま進めたら、ますます町民との意識のずれ、感覚のずれ、乖離が大きくなるのではないでしょうか。

９番目、自分たちで決めるからより慎重に。

議員は、自分たちの議員定数や報酬を議決します。これは大きな権限です。だからこそ、通常の政策以上に、透明性、客観性、説明責任が必要です。自分たちの人数や報酬に関わることを自分たちだけの論理や自分たちだけの評価で決めてはいけないと思います。客観性が必要です。議員の仕事を評価するのは町民です。だからこそ、町民に情報を示し、町民の声を聞く。そして納得してもらえる、その手続きを丁寧に踏むべきです。

10番目、定数削減以外に、まだやっていないこともあります。

例えば、愛知県幸田町では、立候補の仕組みを伝えたり、若い人たちのところへ出向いたり、タウンミーティングをやったり、取り組みを行った結果、定数16人に対して22人が、前回、立候補しています。答えは、定数を減らすとか報酬を上げるだけではない、津幡町でも、まだできる

ことがあります。町民アンケートをする。若い人の意見をもっと聞いてみる。立候補を考えている人のための説明会を開いてみる。議会と町民との意見交換をふやす。町民が納得できるようなことをするべきです。やるべきことをやって、改めて議論すればよいと考えます。

議員定数というのは、未来の人にも大きく関係してくる問題です。例えば、４年後、８年後に政治を志す若者、小さな地域の声を何とか届けようとする人、今まで議会になかった価値観を持ってきてくれる人、その可能性を、私たちはきょう、条例１本で、１つ減らそうとしています。私は、この１議席を軽く考えることができません。

１人減らすということは、未来の選択肢を１つ減らすことかもしれない。私たちが見るべきは、次の選挙だけではなく、10年先、20年先の津幡町なのです。

町民が政治に参加したくなる、新しい人が挑戦できる、小さな声も多様な声も届く、そういう議会を残すこと。それが本当のなり手不足対策です。まだ、やるべきことがあり、町民に説明し、町民の声を聞き、試すべき対策があると思います。その努力を十分に行わないまま、将来にわたる一議席を減らすことに、私は賛成はできません。議会は、未来の町民のためにもあります。

私は、３年前、こういう議員をさせていただくことになりましたけれども、一番大事なのは、この若者の意識改革です。日本のこの津幡町の若者は、世界の中でも社会に最も関心がない、薄い、そして希望がない、かわらないと諦めている現状なんです。これでは、私たちの社会に未来はありません。

津幡町には、これまでつくってくれた、たくさんの方の財産があります。インフラもあります。財政運営もすごいです。行政の職員はすばらしい。そして、新しい町長を迎えて、教育、子育てをやる。中山間地の学校もなくさないでがんばろうとしている。大学が来る可能性もあります。チャンスです。津幡町の未来は明るい方向に向かっています。

議会が、この昭和のエネルギー、体制を引きずったままではなく、議会とあと町民が意識改革をしてかわれば、津幡町は、必ず、必ずいきます。

政治とは未来をつくる仕事です。皆さんもそう思っていると思われます。きのうまでこの案に同意できないと思っていた、いろんな思いがあると思いますけども、ぜひ、いま一度、皆様の同意を求めて、私の討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長　次に、６番 小町実議員。

〔６番 小町実議員　登壇〕

○６番 小町実議員　議席番号６番、小町実です。

議会議案第１号、津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

私は、今回の議員定数削減は、これからの津幡町の議会のあり方に関して、重要な一歩であると考えております。

まずは、令和５年４月に行われました町議会議員選挙におきまして、決して軽く受け止めてはいけないと思っております。この選挙では、補欠選挙を除けば、平成３年以来、32年ぶりの定数16人での無投票となりました。実はそのしばらく前までは、15人の立候補予定しかなく、定数割れをするのではないかとも言われておりました。これらに関しては、津幡町議会にとって、大変重い結果となりました。

議会改革検討特別委員会におきましても、この結果を重く受け止めまして、議員のなり手不足

を解消するため、さまざまな角度から多くの時間を費やしまして検討を進めてまいりました。全国の地方議会においても、人口減少、少子高齢化、退職金や議員年金がないこと、また経済的な不安が、立候補のハードルを上げるなどと思っておられるようです、地域社会の変化などを背景としまして、議員のなり手不足が大きな課題となっており、本町だけの問題ではありません。

近年、近隣自治体に目を向けましても、人口減少が進む能登町、中能登町、また隣の小矢部市におきましても、議員定数の削減が議論され、実施されております。また、国政においても、議員定数のあり方について、さまざまな議論が行われております。

本町は、これまで人口が微増ながら増加してきた町でもございます。今後人口が緩やかに減少していくという中で、現在と同じ議会の規模を将来にわたって維持していくことが本当に適切なのか。今こそ、私たち自身が議会のあり方を見直す時期に来ているのではないでしょうか。小さな地域だからこそ意見が通らないということがないため、議会と語ろう会などの取り組みを通じまして、意見を議会にあげて行けばよろしいと思っております。

昨年の夏には、議長から、将来的な議員のなり手不足の解決策の一つとして、議員定数の見直しについても諮問がなされ、同規模の近隣市町の議員定数や議員報酬についても調査・比較、議員の意識調査など、また議員の活動量調査なども行ってまいりました。町民の皆様に対して、議会もまたみずから改革に取り組む、身を切る改革の一環としまして、定数を削減することには大きな意義がございます。議員数が減れば、一人一人に求められる役割と責任は、これまで以上に大きくなります。

私は、今回の定数削減を、新たな議会改革の始まりと位置づけまして、まずは、議員みずからが一歩を踏み出して、その上で、みずから改革することや同じような人口の近隣市町との比較検証、また議員の生活環境の改善、若い世代、そして女性、現役世代が参画しやすい議会づくりを議員のなり手不足解消に向けて、さらに議論を進めていきたいと思っております。

議員各位におかれましては、今回の定数削減を単なる１人の削減と捉えるのではなく、将来の津幡町議会をよりよくするための重要な一歩として御理解いただき、賛成していただきますようお願い申し上げます。本条例改正を契機に、議員のなり手不足の解消と、議会機能・財政・地域バランスを総合的に勘案した結果です。今後も真摯な議論を進めていくことを申し上げ、今回の賛成討論といたします。

○八十嶋孝司議長　以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○八十嶋孝司議長　２番　柴田洋一議員。

〔２番　柴田洋一議員　登壇〕

○２番　柴田洋一議員　議席番号２番、柴田洋一です。

私は、津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、いわゆる議員定数削減について、反対の立場から討論いたします。

まず、今回、討論に出たのは、議員定数の削減そのものを反対するというよりかは、今回、議員定数削減に至る経緯に疑問を持ったからです。

私は、今回の議員定数削減について、その必要性を裏づける十分な根拠が示されているとは思えません。

現在、県内の多くの市町において人口が減少している中、津幡町の人口は微増を続けています。

また、津幡町は将来的に人口４万人、さらには５万人を目指し、その先には、町から市へという大きな将来像も描いているものと思っております。

もちろん、議員定数を決めるに当たって、人口だけを基準に考えるべきではありません。

しかし、人口が減少しているわけでもなく、これから町の規模や役割をさらに大きくしていこうとしてる中で、なぜ今、議員定数を減らす必要があるのか。

私は、その明確な理由が十分に示されているとは感じません。

さらに、これから津幡町では、津幡駅東口整備事業、新病院建設事業、新駅設置事業、そして体験型観光交流公園事業など、町の将来を大きく左右する事業が進められようとしています。

こうした事業については、事業の必要性や優先順位、費用、財源、将来にわたる財政負担など、議会としてしっかりと検証していく必要があります。

また、大きな事業になればなるほど、町民の皆さんに内容や必要性をわかりやすく説明し、理解を得ながら進めていくことが重要です。

だからこそ、町民の声を聞き、行政をチェックし、町の将来について議論する議会の役割は、これからますます重要になってくると思います。

そうした状況の中で、議員定数を削減するのであれば、なぜ今、減らす必要があるのかという明確な根拠と、町民に対する十分な説明が必要です。

なお、明確に申し上げておきますが、私は、議員定数の削減そのものを反対しているわけではありません。十分な議論を重ね、その結果として、津幡町にとって議員定数を削減することが必要であるという結論に至るのであれば、私はその意見を尊重します。

しかし、今回の議員定数削減については、そもそも議員定数そのもののあり方を十分に議論した上で出されたものではなく、議員報酬の引き上げを検討する中で、新たに示されたものだと認識しております。

当初、議員報酬の引き上げについて議論を始めた際には、議員報酬と議員定数の削減は、別の問題として考え、報酬を引き上げるために定数を削減するといった考えではなかったはずです。

ところが、その後、現在の議員定数のままでは、報酬を引き上げることは財政的に難しいのではないかという観点から、報酬引き上げの財源を確保するために、議員定数を削減するという考えも示されるようになりました。

私は、ここに大きな問題があると考えています。

津幡町にとって議員は何人必要なのかという問題と、議員報酬を幾らにするのが適切なのかという問題は、本来、分けて考えるべきです。

報酬を引き上げるために定数を減らすのではなく、まず津幡町にとって本当に必要な定員数はどれだけなのかを、町の将来や議会の役割を踏まえて議論すべきです。

ここで、私の議員報酬に対する考えも申し上げたいと思います。

私は、この先に控えている議員報酬の引き上げについて、現段階では反対の立場です。

しかし、これは議員報酬の引き上げそのものに反対していることではありません。

議員として町民の負託に応え、責任ある仕事をしていくためには、それに見合った適正な報酬は必要だと考えています。また、町の財源が限られていること、そして大切な税金から議員報酬が支払われていることも、十分に理解しています。

だからこそ、私は順序が大切だと考えます。

まず、私たち議員自身が町民の声を聞き、地域の課題を把握し、必要なことを学び、議会で活発に議論する。そして、行政をしっかりとチェックし、その活動や判断を町民の皆さんにわかりやすく説明する。

そうした議員活動を積み重ねた上で、これだけの仕事をしているのであれば、報酬を引き上げることは理解できると、町民の皆さんに納得していただける状態を、まず私たち自身がつくるべきではないでしょうか。

今回の議案は、議員定数を削減することについて、十分な議論とその必要性を裏づける根拠が示されているとは思えません。

加えて、議員報酬の引き上げと、その財源を確保するための定数削減が一体となって議論されていることについても、納得ができておりません。

いま町が将来に向けて大きくかわろうとしている中、議会に求められているのは、単に議員の人数を減らすことではなく、町民の声をより広く受け止め、行政をしっかりとチェックし、町の将来について責任ある議論を行うことです。定数削減ありきではなく、津幡町議会に本当に必要な議員は何人なのかを、真剣に考えるべきではないでしょうか。

なお、議員報酬のあり方について、当初取ったアンケートでは、現在の議員定数が適当である、または、少ないと回答した人は16人中、12人、実に４分の３という結果でした。ところが、その後、報酬の引き上げのために、定数削減が必要ではないかといった議論が出てきてから、定数削減の方向へ大きく傾いていったように感じています。

どうか、いま一度、議員報酬と議員定数のあり方を分けて考えてはもらえないでしょうか。

議員各位の御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で、討論を終了いたします。

○八十嶋孝司議長　ほかに討論はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○八十嶋孝司議長　東克彦議員。

〔３番　東克彦議員　登壇〕

○３番　東克彦議員　３番、東克彦です。

議会議案第１号、津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

地方分権により、当議会及び町議会に求められる役割が拡大する中、私は、令和５年４月に町議会議員となりました。６年能登半島地震や毎年のように見舞われる豪雨災害など、自然災害への対応や行政課題も多岐にわたり、議員が果たすべき職責も複雑化、そして高度化していると痛感しております。

我々町議会議員は、町民の声を町政に届けるという大事な使命があります。議員になってからこの３年半、この間に町村議会議長会などでの議員研修を初め、自主的に受講したリモート議員研修や他の市町村への視察研修など、これらを通して経験したことから、将来の津幡町のためにも我々がどのように議会力や議員力を高めることが重要であるのかをひしひしと感じてきた一人であります。

本町の先人たちが築き上げてくださった区長会の役割が非常に確立され、他の市町に引けを取

らない形として、自治会である区と自治体である町とが、非常につながりがよい関係であると、私は考えております。

それにプラスして、町民の声をミクロから町に届ける自治会及び区長会、議会として高所大所から物事に捉えて、マクロの観点から町民の声を町に届けるこのバランスも必要であると考えております。

本町議会では、町における最高意思決定機関としての役割を適切に果たし、町民に開かれた議会を実現するために、町議会の最高規範となる議会基本条例の制定、開かれた議会を目指して町民との意見交換を行ない、町の施策に反映させるために開催した議会と語ろう会や女性模擬議会、議会のデジタル化推進のためのタブレット端末の導入並びに利活用、ペーパーレス会議の実施など議会のＤＸ化、我々議会の一丁目一番地、こちらはやはり議会改革、この議会改革、これが一番だと思っております。

令和５年４月の町議会議員選挙では無投票となりましたが、本議会はこの結果を重く受け止める必要があると危機感を持ち続け、議員のなり手不足の解消に向けた方策については、総合的かつ継続的に検討を進めていく必要があることは、周知のとおりであります。

議会改革検討特別委員会では、令和７年夏から議員の意識調査や議員活動量調査などを実施したほか、県内議会や全国の類似団体との比較など、総合的かつ多角的に調査検討を行い、複数回の議員協議会において、議員全員で意見を交換してきたと、私は考えております。

その中で、議会は二元代表制の一翼を担い、住民福祉の増進に責任を負う合議制の代表制機関である議会の機能と質をより高め、継続性を持って活動していくためにも、その構成員たる議員には、有為な人材を確保することが前提であるという意見に、私は大変感銘を受けた記憶がございます。

しかしながら、周辺市町村議会では定数削減の波が打ち寄せております。世の流れは、定数削減が身を切る改革だと民衆に思われている、そんな世の中なのかもしれません。当議会においても定数削減は仕方がないのかなというふうに、私も考えております。

ここが一番大事なところです。我々議会は、もう量の時代から質の時代へと変革していると、私は考えております。議員たるもの、質の向上を目指して日々研鑽に努め、議員間でもっと議論を交わす時間を平素より持つべきであります。議会力ならびに議員力の向上を実現するためにも、私はあえて身を切る改革の一つとして定数削減に賛成させていただきます。

最後に、議員の皆様の賢明な判断に期待して、議会議案第１号の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長　ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○八十嶋孝司議長　１番　池野翔吾議員。

〔１番　池野翔吾議員　登壇〕

○１番　池野翔吾議員　１番、池野翔吾です。

津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

初めに申し上げますと、私は直前まで、本議案に反対の立場でおりました。

その最大の理由は、定数削減が少数派の意見、すなわち多様な民意の切り捨てにつながりかねないという強い危機感を持っているからです。

例えば、選挙となれば人口が集中する平野部の候補者が有利となります。本町の面積の約７割を占める中山間地域に暮らす皆様の切実な声が、議会に届きにくくなるおそれがあります。また、議席が減ることで地域の有力者によって議席が長年にわたり固定化し、若い世代や多様な価値観を持つ人々の議会参画をはばむ壁となる可能性も否定できません。

我が国の基本原則は民主主義であり、多数決が原則です。しかし、例えば超コンパクトシティ化を合理的に進め、中山間地域を切り捨てるような政策を掲げる町長が、平野部の圧倒的な有権者を背景に誕生した場合、どうなるでしょうか。

本来であれば、中山間地域から選出された議員が一定数存在することで、町長もみずからの政策を実現する過程で、議員に託された少数派への民意を配慮をせざるを得なくなります。これこそが、極端な数の暴走を食い止める民主主義の両輪であり、重要なチェック機能でございます。つまり、議員定数の削減は、この民意の偏りを誘発し、両輪の機能を弱める一因になり得るのです。

国政とは異なり、地方政治には国土を守り、住民の皆様に対してきめ細かな行政サービスを提供する義務があります。国という大きなシステムを補完するためにも、地方議会は少数の意見にこそ寄り添う存在でなければなりません。

また、一部報道にもあるように、今回の定数削減は将来的な議員報酬の増額を視野に入れたものと承知いたしております。

議員のなり手不足を解消し、若い世代に魅力を感じてもらうために報酬を見直すことには一定の理解を示します。

しかし、県内でも有数の人口増加自治体である本町において、報酬増を前提とした定数削減に対して、地方自治のガバナンスの観点から、議会みずから報酬と引きかえに定数を削減することに、私は、到底大義を見い出すことはできません。

では、なぜ今回、賛成の立場に回る決断をしたのか。それは、町民の皆様と直接お話しし、御意見をお伺いする中で、議員の数は減らせばよいという厳しい御意見を多数いただいたからです。その理由を総じて申し上げれば、議員が日々何をしているのかわからないという、我々にとって大変耳の痛い御指摘でありました。

今期、八十嶋議長が旗振り役となり、議会改革運営委員会が主体となって、議会と語ろう会や女性議会の開催、さらには議会だよりの紙面刷新など、開かれた議会を目指して各議員一丸となってすばらしい取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、これからの時代は議会全体のみならず、議員個々の町民の皆様に対する発信力、町民との対話力が問われております。

我が身を振り返れば、自身のＳＮＳでの発信がようやく軌道に乗り、月に15万人程度の方に御視聴いただいております。視聴データを読み解けば１万人程度の町民が見ていてくれているようです。しかし、これも約１年あまりのことであり、一部の同僚議員が当選当初より行っているような、町民に寄り添った議会報告の発刊や、議会報告会を実施していなかったことに、いま大いに反省をしておるところでございます。

以上のことから、私は、民主主義や地方政治のあり方という観点からは、定数削減に大きな懸

念を抱いているものの、今回の定数削減をネガティブな後退と捉えるのではなく、次期選挙には既に、国政政党から、そして一般の市民から多数の新人の出馬が聞こえてくる事実を踏まえ、競争激化から生まれる議会品質のさらなる向上、そして議員の生き残りをかけた競争が、少数意見の汲み上げに一層の勢いをもたらす起爆剤になると前向きに解釈をし、これを落とし所として、翻って本議案に賛成をいたすものでございます。

私と同じように民主主義のガバナンスを鑑み、定数削減に反対の考えをお持ちの議員におかれましても、定数削減を機に我々自身がさらに鍛え上げられるという、私の観点をどうか御推察いただき、賛成に回っていただければと存じます。

矢田前町長が折に申しておりました。津幡町は人口を順調に増し、単独市制をも視野に入る町であると、吉田町長も意思を引き継がれているものと思いますし、私もこの美しいふるさとを後世に残すためにも、同じ思いでございます。

いつの日か、我々の議員活動が町民の皆様に真に評価され、議員定数をふやすべきだという機運が高まる日が来ることを強く願い、そして、きょうという日が、その新しい議会をつくるための礎となることを祈念いたしまして、私の賛成討論といたします。

○八十嶋孝司議長　ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○八十嶋孝司議長　７番　竹内竜也議員。

〔７番　竹内竜也議員　登壇〕

○７番　竹内竜也議員　７番、竹内竜也です。

議会議案第１号、津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

当町議会では、まさにここに至るまでの間、議会が果たすべき役割とその責任、そして、あるべき議員像を追求すべく、不断の議会改革に取り組んでまいりました。

それらは全て、町民の皆様の幸せと、津幡町の永続的発展にお役に立てるようにと、さまざまなことにチャレンジしてきた道のりであると言えます。

係る議会議案につきましては、適正な議員定数のあり方について、議長から諮問を受けた議会改革検討特別委員会において、議論が進められ、それに基づく答申、報告、そして、円滑な議事運営について権限を持ち、その責任を負う議会運営委員会の場で、最終的な御議論をいただき、本日、９月会議最終日における議案上程へと至ったものです。

係る議会議案の端緒と言えるかと思いますが、昨年８月20日から同月27日にかけて実施した、津幡町議会の現状に関するアンケート調査において、議員の皆様に、その考えをお答えいただいています。

本日に至るまで、この件に係る議会としての議論の過程を簡単に振り返るならば、本年１月21日、３月12日、５月20日、６月11日に開催した全議員の出席による議員協議会において、議員定数に係るシミュレーションなどが示され、それについて意見が交わされています。

その後、７月17日に開催した 議員協議会の場において、本日提案された係る議会議案について、その結論や議会への提出の流れなどについて、最終的な説明がなされたことは御承知のとおりです。

その際、出席者に対し意見の表明が促されています。この場合の意見表明としては、係る議会

議案について、反対する旨の意見ということになろうかと思いますが、特段の意見が出されなかったことが、強く印象に残っています。

黙示の合意、黙示、要は、言葉や書面などで明確に示されずとも、行動、あるいは状況などから一定の意思や合意があるものとみなすということですが、特段の反対の意見表明がなされなかったということは、係る議会議案について、コンセンサスが形成されたのだと推察いたしました。

係る議会議案は、現状の議員定数を16人から15人に改めるものです。議員定数については、さまざまな要素を考慮しながら、その適正化を常に図っていかなければならず、定数は条例で定める必要があるため、議会が、責任を持って決定しなければならない事項ということになります。

あくまでも、私個人の愚見ではありますが、当町議会には、全議員による予算決算常任委員会を除き、総務産業建設、文教生活福祉のいずかの常任委員会にそれぞれの議員は所属なさっています。

一般的に常任委員会は、７人から８人の委員で構成し、精査、議論を進めていくことが効率的であると考えられているようです。

仮に、１つの常任委員会の定数を７人とすると、２常任委員会掛ける７人、イコール14人となります。理想とするところは、議長はいずれの常任委員会にも所属せず、あくまでも中立公正な立場で、議事の進行と整理に専念することとして、議長１人、プラス14人、イコール15人が導き出されます。

定数を奇数である15人とした場合、本会議における採決は、14人の議員を対象とすることになります。その際、偶数議員による表決が行われるため、可否同数ということが生じる可能性があり、その場合は、地方自治法第116条が定めるように、議長の決するところに従うことになります。こうしたことは、議長の権限の強化と果たすべき責任の重さ、求められる資質はいかにというところにもつながっていくのではないでしょうか。

翻って、議員の数が減ることによって、住民の声が届きにくくなり、その思いが町政に反映されない。行政に対する監視機能が弱体化する。議員１人当たりの負担が格段にふえる。多様な人材の議会参加が妨げられるといったマイナス面が懸念され、至極もっともであり、そうしたことに対応していくことは、当然の責任であると言えます。

数年前より、議員１人につき、１台のタブレット端末が貸与されているため、議員活動については、以前と比較できないほど、その効率が飛躍的にアップしています。今後も、文明の利器を積極的に活用していくことによって、その質についても、まだまだ伸びしろがあると感じます。

また、全ての町民、在勤者などの皆様を対象とした、議会と語ろう会を町内７つの地区を巡回する方法によって実施しており、その際には、参加いただいた皆様からさまざまな御意見、御要望などを承る機会となっています。

そして、先般、初めて女性議会の開催に漕ぎ着け、その際にも、商店街の活性化、防犯対策、住民検診・がん検診、災害対策、子育て支援、避難所整備、学童保育、部活動の地域展開、教育環境といった、多様な分野から、さまざまなバックグラウンドをお持ちの方からの御意見や御指摘、御要望を承ることができました。

議会と語ろう会や女性議会といった、率直で切実な思いをお聞きするための取り組みを進化、よい形で進んでいく進化ですね。そして深化、より深まるという意味での深化をさせ、これまで以上に、住民の声をすくい上げる機会を確保していく覚悟も求められようかと思います。

さらには、議会活動、議員活動の質を担保すべく、適宜の研修も積極的に行う必要があると思います。それらの積み重ねによって、定数の１減をカバーする。このことは決して不可能ではなく、その覚悟、つまり、町民の幸せのため、町勢の発展のために努力を惜しまないという覚悟があるか否かであると考えます。

以上、令和９年４月30日からの津幡町議会について、次の４年間ということになります。定数を15とする、議会議案第１号、津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場を表明いたします。

議員の皆様には、賢明な御判断をお願い申し上げ、以上、７番、竹内竜也の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長　ほかに討論はありませんか。……ありませんね。討論を終結いたします。

＜採　　決＞

○八十嶋孝司議長　これより議案採決に入ります。

議会議案第１号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 10 人　不起立者５人〕

○八十嶋孝司議長　起立多数であります。

よって、議会議案第１号は原案のとおり可決されました。

＜議員派遣の件＞

○八十嶋孝司議長　日程第５　議員派遣の件を議題とします。

本件については、配付したとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に御一任をお願いいたします。

＜閉議・散会＞

○八十嶋孝司議長　以上をもって、本９月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

よって、令和８年津幡町議会９月会議を散会いたします。

午後２時38分

地方自治法第123条第２項の規定により、これに署名する。

議会議長　八十嶋孝司

署名議員　向　　正則

署名議員　道下　政博

参　考　資　料

１．一般質問通告一覧表…… 1
１．議会議案 …… 2
１．委員会審査付託表…… 3
１．委員会審査結果表…… 6

令和８年津幡町議会９月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項		答弁者
1	14番 道下　政博	1	避難所となる学校体育館のエアコン設置の早期実現を	町長
		2	避難所の環境改善へ、予想される災害時の準備を万全に	総務部長
		3	災害時に必要な電源（ポータブル電源）確保に町からの補助金を	町長
		4	感震ブレーカー設置促進に向け、理解を深めるための広報の充実を図れ	消防長
2	3番 東　克彦	1	全世代型防災リーダー育成プログラムを展開せよ	町長
		2	避難訓練コンサートを実施せよ	生涯教育課長
		3	小児慢性特定疾病の医療費等の給付に町独自の補助を検討せよ	町長
3	1番 池野　翔吾	1	防災室の設置と退職自衛官の雇用による防災体制の強化を	町長
		2	本町の財政状況と中長期的な見通しは	副町長
4	5番 小倉　一郎	1	町挙げて郷土力士の応援を	町長
		2	災害時における個別避難計画等に関する条例の制定を	健康福祉部長
5	7番 竹内　竜也	1	清潔で快適なまちづくりの推進について	生活環境課長
		2	災害時などにおける学校待機について	教育長
6	2番 柴田　洋一	1	避難所の分散備蓄について	総務課長
		2	学校体育館における熱中症対策と環境改善について	町長
7	4番 中島　敏勝	1	体育館の空調整備と子育て・教育環境	町長
		2	熊から子供と住民を守る対策	農林振興課長
		3	中学生防災士の養成と防災訓練	町長
		4	小型除雪機の購入補助	産業建設部長
		5	ペット同行避難を含めた実践的な防災訓練	総務課長
8	11番 塩谷　道子	1	避難所になる体育館にエアコンの設置を	町長
		2	自衛官募集のための名簿提供はするな	町長
9	9番 西村　稔	1	選挙管理委員会について	総務課長 （選挙管理委員会書記長）
10	6番 小町　実	1	地域ぐるみの見守り体制を	教育長
		2	今回の豪雨災害の検証を	総務部長

議会議案第１号

令和８年９月１１日

津幡町議会議長　八十嶋　孝　司　様

提出者　津幡町議会議員　酒　井　義　光
賛成者　津幡町議会議員　小　町　　実
同　　津幡町議会議員　多　賀　吉　一
同　　津幡町議会議員　向　　正　則
同　　津幡町議会議員　道　下　政　博

津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１１２条並びに津幡町議会会議規則（昭和６２年津幡町議会規則第１号）第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

津幡町議会議員の定数を定める条例（平成１４年津幡町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

本則中「１６人」を「１５人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

改正理由　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定に基づき、津幡町議会議員の定数を新たに定めるもの。

令和８年津幡町議会９月会議
常任委員会議案審査付託表
予算決算常任委員会

議案番号	件　　名
議案第49号	令和８年度津幡町一般会計補正予算（第３号）
議案第50号	令和８年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第51号	令和８年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第52号	令和８年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第53号	令和８年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第１号）
議案第54号	令和８年度津幡町水道事業会計補正予算（第２号）
議案第55号	令和８年度津幡町下水道事業会計補正予算（第２号）
認定第１号	令和７年度津幡町一般会計決算の認定について
認定第２号	令和７年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第３号	令和７年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第４号	令和７年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について
認定第５号	令和７年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について
認定第６号	令和７年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について
認定第７号	令和７年度津幡町病院事業会計決算の認定について
認定第８号	令和７年度津幡町水道事業会計決算の認定について
認定第９号	令和７年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

令和８年津幡町議会９月会議
常任委員会議案審査付託表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件　　名
議案第56号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第60号	財産の取得について（令和８年度災害備蓄物資）
議案第61号	財産の取得について（東荒屋地区工場用地）
議案第62号	請負契約の締結について（津幡町防災行政無線更新工事）
議案第63号	請負契約の締結について（６災4759号　町道湖東１号線道路災害復旧工事（その２））
議案第64号	請負契約の締結について（６災4760号　町道湖東１号線道路災害復旧工事）
議案第65号	請負契約の締結について（６災4761号　町道湖東１号線道路災害復旧工事）
議案第66号	請負契約の変更について（６災4759号　町道湖東１号線道路災害復旧工事（その１））

令和８年津幡町議会９月会議
常任委員会議案審査付託表
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件　　名
議案第57号	津幡町税条例の一部を改正する条例について
議案第58号	津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第59号	津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について

令和８年津幡町議会９月会議

常任委員会議案審査結果表

予算決算常任委員会

議案番号	件　　名	議決の結果
議案第49号	令和８年度津幡町一般会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第50号	令和８年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	〃
議案第51号	令和８年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃
議案第52号	令和８年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第２号）	〃
議案第53号	令和８年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第１号）	〃
議案第54号	令和８年度津幡町水道事業会計補正予算（第２号）	〃
議案第55号	令和８年度津幡町下水道事業会計補正予算（第２号）	〃

令和８年津幡町議会９月会議

常任委員会議案審査結果表

総務産業建設常任委員会

議案番号	件　　名	議決の結果
議案第56号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第60号	財産の取得について（令和８年度災害備蓄物資）	〃
議案第61号	財産の取得について（東荒屋地区工場用地）	〃
議案第62号	請負契約の締結について（津幡町防災行政無線更新工事）	〃
議案第63号	請負契約の締結について（６災4759号　町道湖東１号線道路災害復旧工事（その２））	〃
議案第64号	請負契約の締結について（６災4760号　町道湖東１号線道路災害復旧工事）	〃
議案第65号	請負契約の締結について（６災4761号　町道湖東１号線道路災害復旧工事）	〃
議案第66号	請負契約の変更について（６災4759号　町道湖東１号線道路災害復旧工事（その１））	〃

令和８年津幡町議会９月会議

常任委員会議案審査結果表

文教生活福祉常任委員会

議案番号	件　　名	議決の結果
議案第57号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第58号	津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第59号	津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について	〃